

令和4年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和4年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（8月30日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○報告第7号～報告第9号及び議案第42号～議案第50号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	17

第2号（9月1日）

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	19
○議会事務局職員	19
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○一般質問	21

12番 古川 洋一 君

園児の安心・安全について	22
選挙の投票率アップについて	30

8番 富山 豪 君

豪雨災害に対する備え	35
------------	----

3番 小池正夫君	
農業生産資材の価格高騰対策について	45
今後の農業担い手確保について	49
災害時の避難所運営について	53
1番 原田陽子君	
薬物乱用防止について	57
小中学校の体育館の空調設備設置について	61
移動期日前投票所について	64
2番 小泉周司君	
住みよさプラス活力あふれるまちづくりについてーデジタルトランスフォー メーション(DX)の推進ー	70
11番 木野広宣君	
消費者行政について	85
国土強靱化地域計画について	92
○散会の宣告	96

第 3 号 (9月2日)

○議事日程	99
○本日の会議に付した事件	99
○出席議員	99
○欠席議員	100
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	100
○議会事務局職員	100
○開議の宣告	101
○諸般の報告	101
○一般質問	101
9番 花島進君	
低所得者向けの各種補助の条件設定について	102
茨城県最低賃金の改定に関して	104
国道349号線の整備と保守について	104
7番 大和田和男君	
第2次那珂市総合計画後期基本計画について	107
10番 寺門厚君	
太陽光発電施設の適正な設置・管理について	122
子育て支援について	130

水郡線の活用について……………	1 3 7
粗大ごみの回収について……………	1 4 0
1 5 番 笹 島 猛 君	
那珂市の財政運営について……………	1 4 0
地域経済の活性化について……………	1 4 8
観光資源の活用について……………	1 5 2
○議案等の質疑……………	1 5 6
○議案の委員会付託……………	1 5 6
○請願の委員会付託……………	1 5 6
○散会の宣告……………	1 5 6
第 4 号 (9月16日)	
○議事日程……………	1 5 9
○本日の会議に付した事件……………	1 5 9
○出席議員……………	1 5 9
○欠席議員……………	1 6 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 6 0
○議会事務局職員……………	1 6 0
○開議の宣告……………	1 6 1
○諸般の報告……………	1 6 1
○議案第42号～議案第50号及び請願第2号、請願第3号の各委員会審査報告、 質疑、討論、採決……………	1 6 1
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 6 6
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 6 7
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 6 8
○議員派遣について……………	1 6 9
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	1 6 9
○閉会の宣告……………	1 6 9
○署名議員……………	1 7 1

那珂市告示第 1 1 6 号

令和 4 年第 3 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 2 3 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 4 年 8 月 3 0 日 (火)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和4年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期32日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	8月30日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	8月31日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月1日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(古川、富山、小池、 原田、小泉、木野)
第4日	9月2日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(花島、大和田、寺門、 笹島) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月3日	土		休 会	
第6日	9月4日	日		休 会	
第7日	9月5日	月		休 会	(議事整理)
第8日	9月6日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	9月7日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月8日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月9日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	9月10日	土		休 会	
第13日	9月11日	日		休 会	
第14日	9月12日	月		休 会	(議事整理)
第15日	9月13日	火		休 会	(議事整理)
第16日	9月14日	水		休 会	(議事整理)
第17日	9月15日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	9 月 1 6 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決
	9 月 1 7 日～ 9 月 2 9 日			休 会	(議事整理)
第 3 2 日	9 月 3 0 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 閉会

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、会期を通常よりも長く取り、9月30日までとしています。ただし、9月16日に採決まで終了した場合には、同日に閉会する予定です。

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	萩谷俊行君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	勝村晃夫君	14番	武藤博光君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	福田耕四郎君		

不応招議員（なし）

令和4年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（8月30日）

令和4年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年8月30日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程説明
- 報告第 7号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第 8号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第 9号 令和3年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について
- 議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和3年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 議案第49号 令和3年度那珂市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第50号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	萩谷俊行君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君

9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	勝村晃夫君	14番	武藤博光君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	大森信之君	市民生活部長	玉川一雄君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農務局長	海老澤美彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐 (総括)	大内秀幸君
次長補佐	三田寺裕臣君	書記	田村栄里君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。また、感染症予防対策のため、マスク着用及び手指の消毒にご協力いただきますとともに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いいたします。

以上、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、本日は、議員及び執行部職員が、市の花であるヒマワリの季節にちなんで、ナカマロちゃんポロシャツを着用して出席をしております。また、市では10月末までクールビズを実施しており、軽装を推奨しております。ご理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付をしております。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、監査委員から提出がありました令和4年6月から8月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、今定例会より文書管理システムに登載をしておりますので、タブレット端末でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、勝村晃夫議員、14番、武藤博光議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの32日間にしたいと思っております。これは、会期最終日に過半数の議員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり本会議を開けない場合に、会期延長の決を採ることができず、議案等が審議未了・廃案となることを避けるための便宜上の措置として、会期を通常より約2週間延長するものです。

ただし、9月16日に委員長報告から議案採決までの全ての議事が終了した場合には、会期を短縮する議決を行い、そこで議会を閉会といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月30日までの32日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程については、議会運営委員会、古川洋一委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第7号～報告第9号及び議案第42号～議案第50号の一括上程、

説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、報告第7号から第9号及び議案第42号から第50号までの以上12件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和4年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

提出いたしました議案等の概要説明に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波による感染急拡大を受け、国においては、オミクロン株対応のワクチン接種を検討するとともに、これまで行ってきた陽性者の全数把握を見直すとしたところでございます。県は、国の方針転換を踏まえ、感染者の届出対象を限定するなどとし、報道でもありましたが、来月2日より運用を表明いたしました。

このような状況の中、先週の27日には、なかひまわりフェスティバルが、なかLucky FM公園において3年ぶりに開催をされました。マスクの着用や検温、ソーシャルディスタンスの確保などがしっかりと実施されており、当日は家族連れをはじめ大勢の来場者でにぎわい、ステージ発表や花火を楽しむなど活気あふれる夏の1日となりました。

今後も、月見の会など各種イベントや行事の開催が予定されております。これらにつきましても、感染状況を注視しながら、会場や時間、進行方法などを工夫し、基本的な感染防止対策を取った上で、社会経済活動との両立を図っていくことが必要と考えております。

いずれにしましても、市民の健康を第一とし、10月からのオミクロン株対応のワクチン接種に向けた体制確保を進めながら、緊張感を持って各種施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様には今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、令和4年第3回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出しました報告案件のうち、令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、令和3年度継続費精算報告書についてが1件の計3件です。

続きまして、議案ですが、今定例会に提出いたしました議案のうち、条例の一部改正が2件、令和4年度各種会計補正予算が3件、また、令和3年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、令和3年度地方公営企業会計決算の認定についてが2件、令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算の認定についてが1件の計9件です。

続きまして、報告案件の概要についてご説明いたします。

報告第7号をお開きください。

報告第7号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄で、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の令和2年度及び令和3年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率です。

1つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準です。

早期健全化基準は、言わば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものです。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、令和3年度は3.9%となり、前年度と比べて0.1ポイント増加しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは市債現在高等の減少により、令和3年度は表示はありません。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、令和3年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの令和3年度健全化判断比率審査意見書を添付しました。ご参照いただければと思います。

続いて、報告第8号をお開きください。

報告第8号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものです。

下の表の左側に、対象となる公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計がありますが、いずれの会計も資金不足がありませんので、表示はありません。

こちら、国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、令和3年度は健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの令和3年度資金不足比率審査意見書を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

続いて、報告第9号をお開きください。

報告第9号 令和3年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について。

令和3年度那珂市の水道事業会計継続費については、次のとおり精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告するものです。

木崎浄水場薬品沈殿池築造工事監理業務委託、木崎浄水場薬品沈電池築造工事に係る継続費について、精算が完了し、実績額合計は、それぞれ715万円、5億2,602万円でございます。

以上が報告案件です。

続きまして、議案の概要についてご説明いたします。

議案第42号をお開きください。

議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一

部を改正する条例。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市の選挙においてもそれらの限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

続いて、議案第43号をお開きください。

議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

令和3年度に人事院が表明した国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を受け、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置である育児休業の取得回数制限の緩和等が令和4年10月から実施されます。

このことを受け、国家公務員との権衡を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

続いて、議案第44号をお開きください。

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ8億412万6,000円を追加し、229億167万9,000円とするものです。

歳出の主な内容として、議会費については、議会運営費において、議場等の無停電電源装置に係る修繕料を増額するものです。

総務費については、個人番号カード交付等事業において、マイナンバーカードの交付率の向上を図るため、出張申請受付を行うための会計年度任用職員の報酬等を増額し、交通事業者等支援事業において、燃料費高騰の影響を受けている路線バス及びタクシー事業者を支援するための交付金を、社会保障・税番号制度対策事業において、行政手続のオンライン化を図るためのシステム導入に係る委託料等をそれぞれ計上するものです。

民生費については、原油価格・物価高騰対策として、保育所等感染症対策事業において、民間保育施設への食材費及び燃料費支援に係る補助金を、子育て臨時応援給付金事業において、子育て世帯への児童1人当たり1万円の給付に係る扶助費等をそれぞれ計上するものです。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、オミクロン株対応ワクチンの接種に向け、ワクチン接種に係る委託料等を増額し、原油価格・物価高騰対策として、水道事業会計補助事業において、水道料金の基本料金及び量水器使用料を4か月間免除するための水道事業会計への負担金を計上するものです。

農林水産業費については、農業者緊急応援事業において、原油価格・物価高騰により農業生産資材の価格上昇の影響を受けている経営体を支援するため、補助金等を増額するものです。

商工費については、商工業者緊急応援事業において、燃料費高騰の影響を受けている貨物

自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者を支援するため、交付金を計上するものです。

消防費については、防災無線管理事業において、専用回線使用料の見込額の増に伴う通信運搬費を増額するものです。

教育費については、給食センター運営事業において、食材費の高騰に対応し、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供するため、賄い材料費を増額し、小学校及び中学校の感染症臨時対策事業において、低所得者世帯への就学奨励特別支援金支給に係る扶助費を計上するものです。

諸支出金については、国・県負担金等返納金において、前年度の精算による返納金を計上するものです。

歳入については、額の確定により普通地方交付税を増額するとともに、繰入金及び臨時財政対策債を減額するものです。その他、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入を増額するものです。

続いて、議案第45号をお開きください。

議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ216万3,000円を追加し、53億5,216万3,000円とするものです。

歳出の主な内容として、総務費については、マイナンバーカードの健康保険証利用促進に係る消耗品費を計上し、諸支出金については、一般被保険者保険税還付金の見込額の増に伴う還付金を増額するものです。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰越金を増額するものです。

続いて、議案第46号をお開きください。

議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ9,075万8,000円を追加し、48億119万8,000円とするものです。

歳出の主な内容として、総務費については、介護認定審査会等業務に係るICT環境整備のための備品購入費等を計上し、諸支出金については、前年度の精算による国・県負担金等返納金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額するものです。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金、繰越金を増額するものです。

続いて、議案第47号をお開きください。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものです。

一般会計決算につきましては、歳入総額250億9,820万4,000円、歳出総額235億6,145万

2,000円、歳入歳出差引額は15億3,675万2,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,362万8,000円を差し引いた実質収支額は、14億312万4,000円です。

概要としましては、歳入で約25億円、歳出で31億円程度、前年度より減少となっております。

歳入は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等により県支出金が増額となった一方で、特別定額給付金事業の終了により国庫支出金が、防災行政無線デジタル化事業債及び瓜連体育館大規模改修事業債の皆減により市債がそれぞれ大幅な減額となり、全体としては減額となっております。

また、歳出は、農林水産業費においては担い手育成支援事業により、総務費においては基金積立事業及び四中学区コミュニティセンター整備事業により、それぞれ増額となった一方で、民生費においては、特別定額給付金事業費の皆減、教育費においては、GIGAスクール推進事業費の減、消防費においては、防災設備整備事業費の皆減などにより、全体としては減額となっております。

令和2年度と比較しますと、歳入総額が9.3%の減、歳出総額が11.9%の減となっております。

次に、特別会計ですが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額53億1,841万3,000円、歳出総額52億4,346万8,000円、歳入歳出差引額は7,494万5,000円です。

一般被保険者療養給付費の伸びが見られるものの、出産育児一時金の減少などにより、歳出総額はほぼ横ばいとなっております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,215万4,000円、歳出総額889万2,000円、歳入歳出差引額は326万2,000円です。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額49億6,117万7,000円、歳出総額45億1,104万6,000円、歳入歳出差引額は4億5,013万1,000円でございます。

令和3年度のサービス給付事業につきましても、利用件数、給付額ともに高い水準で推移しているところです。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額7億6,200万5,000円、歳出総額7億6,067万円、歳入歳出差引額は133万5,000円です。

那珂地方公平委員会特別会計につきましては、歳入総額75万1,000円、歳出総額6万3,000円、歳入歳出差引額は68万8,000円です。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明です。

続いて、議案第48号をお開きください。

議案第48号 令和3年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

令和3年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものです。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込みで総収

益13億635万5,000円に対し、総費用は10億187万1,000円となり、差引き3億448万4,000円の当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入8億3,324万2,000円に対し、支出11億5,027万1,000円となり、差引き3億1,702万9,000円の不足額は過年度分損益勘定留保資金等をもって補填しました。

続いて、議案第49号をお開きください。

議案第49号 令和3年度那珂市下水道事業会計決算の認定について。

令和3年度那珂市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものです。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込みで総収益19億6,876万4,000円に対し、総費用は16億4,214万8,000円となり、差引き3億2,661万6,000円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入11億7,023万7,000円に対し、支出19億390万6,000円となり、差引き7億3,366万9,000円の不足額は過年度分損益勘定留保資金等をもって補填しました。

以上、企業会計決算の概要説明です。

続いて、議案第50号をお開きください。

議案第50号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算の認定について。

令和4年3月31日をもって解散した茨城北農業共済事務組合の決算について、地方自治法第292条により準用する同法施行令第5条第3項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて議会の認定を求めるものです。

以上、農業共済事業会計決算の概要説明です。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続いて、監査委員の意見を求めます。

令和3年度那珂市歳入歳出決算審査意見書、令和3年度定額運用基金運用状況審査意見書及び令和3年度那珂市公営企業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

城宝信保監査委員、登壇願います。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第47号、第48号、第49号の3件につきましてご報告申し上げます。

令和3年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

1ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和3年度一般会計歳入歳出決算、以下は省略させていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間、令和4年6月15日から令和4年8月16日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、令和3年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿及び証書類が法令に準拠して作成されているか、あわせて、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果、審査に付された関係諸帳簿及び証書類は関係法令の諸規定に準拠して作成され、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和4年8月17日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。

以上でございます。

引き続き、令和3年度定額運用基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

17ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和3年度那珂市土地開発基金、令和3年度那珂市印紙等購買基金について審査いたしました。

審査期間、令和4年6月15日から令和4年8月16日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

審査結果、審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和4年8月17日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。

引き続き、令和3年度那珂市公営企業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。
18ページをご覧ください。

審査の種類、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和3年度那珂市水道事業会計決算、令和3年度那珂市下水道事業会計決算
について審査いたしました。

審査期間、令和4年6月15日から令和4年8月16日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、決算諸表及び
附属書類等が法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されて
いるか、あわせて、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係職員
から説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果、審査に付された決算諸表及び附属書類等は関係法令の諸規定に準拠して作成さ
れており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認めら
れました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和4年8月17日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。

引き続き、令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算審査意見書について
ご報告申し上げます。

40ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用
し、審査いたしました。

審査の対象、令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算について審査いた
しました。

審査期間、令和4年6月22日から令和4年7月25日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、決算書類が関係法令に基づいて作成され
ているか、決算の計数は正確であるか、事業の経営成績及び財政状況が正確であるかに主眼
を置き、審査の対象とした書類と関係帳簿及び証書類を抽出して照査し、計数の確認を行
いました。あわせて、解散に伴う清算事務について、関係職員から説明を聴取し、実施いた
しました。

審査結果、審査に付された決算書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数
的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

また、予算の執行及び組合の解散に伴う財産等の処分も適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和4年8月17日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時40分

令和4年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月1日）

令和4年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月1日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	萩谷俊行君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	勝村晃夫君	14番	武藤博光君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
市民生活部長	玉川一雄君	保健福祉部長	平野敦史君
産業部長	浅野和好君	建設部長	今瀬博之君
上下水道部長	根本雅美君	教育部長	小橋聡子君
消防長	鈴木将浩君	会計管理者	茅根政雄君
農業委員会 事務局 長	海老澤美彦君	選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	会沢義範君

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊一 君	次長補佐	大内 秀幸 君
次長補佐	三田寺 裕臣 君	(長総括)	田村 栄里 君
		書記	

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は通告7番から10番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についてもご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を2分の1に削減させていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

今定例会の一般質問においては、長時間の3密状態を避けるため、議場の出席議員のうち

3分の1程度は、原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古川洋一君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、古川洋一議員。

質問事項 1. 園児の安心・安全について。2. 選挙の投票率アップについて。
古川議員、登壇願います。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） おはようございます。議席番号12番、古川洋一でございます。

通算45回目の一般質問をさせていただきます。久しぶりのトップバッターということでございますので、頑張ってまいりたいと思います。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まずは、園児の安心・安全についてお伺いをしてまいります。

小学校就学前の保育所や幼稚園、認定こども園に通っている児童を園児というふうに言いますけれども、いずれの施設にも通っていない子供は無園児というふうに呼ばれております。園児の安心・安全の話に入る前に、この無園児の問題について少しお話をお伺いしたいと思います。

ゼロ歳から5歳の子供のうち無園児がどのくらいいるかといいますと、全国で約182万人に上るとの推計が公表されました。ただ、この数字は、認可外施設や企業主導型保育事業等を利用する子供が含まれているため、全く施設に通っていない無園児の正確な人数は分かっていないようであります。

義務教育である小中学校とは異なり、保育所などに通わせるかどうかは保護者の判断であり、子供との長時間の関わりを重視して家庭での養育を選んだり、施設以外の交流の場を持

っていたりするご家庭も多いのも確かであります。

では、無園児の何が問題になっているかといいますと、核家族化や地域のつながりの希薄化によって保育所などを利用していない家庭が孤立し、孤独の「孤」という字を用いた「孤育て」が強いられていたり、孤立が虐待につながる懸念もあるとされております。

あるNPO法人が実施した調査で、子育て中に孤独感を感じるかとの問いに対して、保育所などを定期的にご利用している保護者が33.2%だったのに対し、無園児の保護者は、10ポイント以上高い43.8%の方が孤独を感じている。年代別で見ますと、働いている親が毎日、子供を預ける場所という認識があり、役所においては、保護者の就労や病気といった保育の必要性を点数化し、入所者の優先順位を決めておりますが、週に1日、2日だけですか午前中だけといった多様な保育の選択肢を用意すべきといった指摘もございます。それから、保育所や幼稚園に通わせたいけれども、経済的困窮により通わせられないご家庭も少なからずあるのではないかというふうに思います。

そのように、育児などで困難を抱えていても親が世話をするのが当たり前といった固定観念の下、無園児問題は長年置き去りにされてまいりましたが、このたび、国・政府が来年4月のこども家庭庁の創設を契機に、本格的な対策に乗り出すことが分かりました。今後、具体的な支援の在り方を検討していくそうです。

そこで質問ですが、那珂市には無園児がどのぐらいいるのか、その理由などを調査しているのか、また、経済的な理由で未就園となっている児童のご家庭はあるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

毎年9月、茨城県青少年家庭課が行う「乳幼児健診未受診者、未園児、不就学児童等の緊急把握の実施について」という調査がございます。

この調査の目的は、福祉や教育など、家族以外との接触のない子供の安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

対象は、基準日時点で那珂市に住民票がある小学校修了前の児童で、そのうち、乳幼児健診などの未受診や、未就園、不就学などで福祉サービスを利用していないなどにより、関係機関が状況を確認できていない子供になります。確認できていない子供については目視することにより確認をいたします。

調査の性格上、経済的理由で未就園となっている児童の把握はできません。

なお、調査の結果ですが、未就園などで確認が必要な子供が毎年数名はおります。理由としては、親が外国籍であり、集団生活などの理解がないというものがここ数年は見られます。

これらの子供の家庭には、家庭児童相談室で複数回の訪問を行い、目視により子の安全確保を行いながら集団生活の必要性を説明し、入所・入園の手続などの支援を行っております。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

調査は、あくまでも乳幼児健診を受診していないなど、行政の関係機関との関わりを持っていない子供の、いわゆる安否確認の意味での調査であって、無園児がどのくらいいるのかとか、その理由を尋ねる調査ではないということであります。

ただ、その調査の中で未就園の理由を確認した事案が数件あり、集団生活等への理解不足というご家庭はあったが、経済的な理由で未就園となっているご家庭は把握できていないということであります。

先ほども申し上げましたが、そもそも義務教育ではないわけですから、役所とすれば、入所・入園希望のご相談は受けるが、なぜ入所・入園させないのかといった全数調査はしていないと。行政との関わりを持っている児童、ご家庭が多数であることを考えますと、その中には、通わせたいけど通わせられないといった悩みをお持ちの保護者も、もしかすると多数いらっしゃるかもしれません。

そのような現状を受けて、来春に創設されるこども家庭庁では、家庭訪問や困り事把握といった具体的な支援策を打ち出してくるのではというふうに思いますが、那珂市も対策を考えておいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現時点では、国がどのような対策を打ち出すのか詳細は不明ですけれども、市としては、国からの対策を遺漏なく実施できるように、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室や福祉相談センターなどが連携して、切れ目なく子育て支援につなげてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

国の対策を遺漏なく実施するためには、相談を受けるということだけでなく、家庭訪問など多大な作業になる可能性がありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、ここから園児の安心・安全についてお伺ひしてまいります。まずは、園児の置き去り対策についてであります。

皆さんも同じかと思ひますけれども、車で走ったりしておりますと、歩道を幼稚園や保育所の園児が先生方の引率の下、手をつなぎながら、またはカートというのでしょうか、それに乗せられてどこかに向かっている、何ともほほ笑ましい光景をよく目にいたします。

お散歩など園外活動中の光景ですが、最近の新聞報道で、園児が公園などの立ち寄り先に置き去りにされる事案が相次いでおり、国は、全国の自治体に対し、安全対策の見直しを徹底するよう求める通知を出したという記事を読みました。東京都では、2020年度に28件、21年度には80件の置き去り事案があったそうです。

また、記憶に新しいところでは、昨年、送迎バスに置き去りにされた児童が熱中症で死亡したという事故も起きました。例えば、公園に置き去りにされたとして事故や事件に巻き込まれることにもつながり、特にこの時期であれば長時間外にいと熱中症になる可能性もあります。

本市においても、遠足なども含めてそのような事案が起きているのかというふうに考えますと大変心配ではありますが、公立の菅谷保育所、ひまわり幼稚園においてこれまで置き去り事案があったのか、保健福祉部長、教育部長それぞれに続けてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

菅谷保育所におきましては、遠足など園外で実施する保育活動において、これまで置き去り事例の発生はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園におきましても、菅谷保育所と同様、置き去り事案の発生はございません。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 置き去り事案はこれまで発生したことはないということです、一安心いたしました。

ただ、今後も起きないということではありませんし、国からも安全対策の見直しを徹底するよう求められているわけでありますから、これまで以上の対策が必要であります。菅谷保育所、ひまわり幼稚園ではどのような対策を取っているのか、それぞれお伺いいたします。

なお、公立だけ対策が取れていればいいということではありませんので、民間保育所等に対する指導はどうされているのか、保健福祉部長は併せてご答弁をお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

菅谷保育所においては、特にマニュアルの形といったものは作成しておりませんが、徒歩で移動するときは、前、後ろ、途中で職員をつける、トイレに行くときの声かけ、戻ってからの人数確認といった具体的な注意事項を文書にしております。

なお、けがや緊急搬送といった事案が発生した場合は、保育所から事故報告書が提出され、こども課とも情報の共有が図られております。

市内の民間保育施設に対しても、随時、国からの通知などを送付し、お知らせと注意喚起を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園では、学校保健安全法に基づき、毎年度、ひまわり幼稚園危機管理マニュアルを策定しております。この中に、園外保育時の安全対策として、随時の園児数確認や声かけなど引率時の注意事項を明示しております。

さらに、園では、より詳細なマニュアルも作成しており、園外に限らず園内の活動の際には、実施の前後に必ず全職員で注意点を共有、確認しております。

また、重大事故の発生防止におきましては、その手前のヒヤリ・ハットの事例収集と活用が有効です。ひまわり幼稚園におきましては、「ヒヤリ・ハット記録簿」を作成し、園の職員で情報の共有を図っております。

置き去りも含め、報告が必要な事案が発生した場合は、事故報告書の提出により教育委員会とも共有しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） それぞれから対策のほうをお伺いいたしましたけれども、答弁内容だけをお聞きする限りでは、保育所のほうが若干、対策といたしますか、乏しいのかなという感じがいたしますけれども、大丈夫ですよ。

保育所のほうは民間保育所等への指導もしなければならぬわけでありますから、まずは菅谷保育所もきちんと、詳細なマニュアルを作成したほうがよろしいのかなというふうに思います。

それから、両者のご答弁をお聞きして不安に感じたことが一つございます。

けがや救急搬送といった事案が発生した場合には、事故報告書を提出させて、こども課や教育委員会と共有が図られているようでありますけれども、その置き去りというのは、どこから置き去り事案に該当するのかといった線引きがよく分からないということであります。報道でも、置き去り事案のほとんどのケースが、置き去りに気づいた後、公園などに戻って発見したり、他の近隣保育所に連絡をもらったりするようなことで大事に至らないといったことが多いそうであります。

つまり、大事に至らなかった場合は事故報告書の提出がないということであれば、両者とも、事案が発生したことの報告が上がってこないことになるのではないかという心配がございます。だとしますと、最初にお伺いした、これまで置き去り事案があったのかに対して、なかったというご答弁は、置き去り事案がなかったのではなく、けがや救急搬送につながった事案はなかったというふうな意味にも解釈せざるを得ないのですが、違いますか。再度、確認のためお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど来答弁したとおり、菅谷保育所、ひまわり幼稚園におきましても、置き去り自体は

発生しておりませんので、事故報告がされていないといったわけではございません。

なお、これまでも、置き去りのような事案があった場合には緊急事態として、それぞれこども課、学校教育課へ連絡が入る体制を取っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 事故報告書は上がらないけれども、緊急連絡は入ることになっているということでもありますね。分かりました。安心いたしました。

置き去りにされた子供さんは、短時間であってもたまらなく不安でしょうし、我が子を置き去りにされたという親御さんの気持ちも考えますと、大事に至らなければいいという問題ではありません。絶対に起こしてはいけないといった強い意志を持って、対策の見直しを徹底していただきたいと強くお願いしておきたいと思います。

次に、医療児ケア支援についてお伺いしてまいります。正確には医療的ケア児の支援についてであります。

企業が社員向けに設置し、一部で地域の子供も受け入れる企業主導型保育所への内閣府の調査で、たんの吸引などが必要な医療的ケア児に対し、66.3%が基礎知識がないと答えたことが公表されました。ほかにも、事故時のリスク対応、保育従事者のマンパワー不足、看護師の確保が難しいといった課題があるそうで、報道では、ケア児の受入れ先の拡大に向けた国や自治体の支援が急務だというふうに述べております。

企業主導型保育所は認可外なので国の財政支援も受けられないのが現状のようですが、昨年、認可保育所などには支援の責務があると定めた法律が成立いたしましたので、那珂市での支援はどのようになっているのか、公立・民間を問わず、ケア児の受入れの現状について、保健福祉部長、教育部長それぞれに続けてお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

医療的ケア児とは、新生児特定集中治療室などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。在宅で過ごされている児童は、全国で約2万人と推計されております。

令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援を目的とした、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。

医療的ケア児とそうでない児童と一緒に教育を受けられるよう、最大限の配慮と係る教育への支援についてが基本理念に掲げられました。保育施設、学校には、喀たん吸引などの医療的ケアを行える看護師などの配置が求められ、負担に対しての補助が用意されています。

市の現状ですが、補助を受けている施設はありませんけれども、実際に医療の支援が必要な児童を受け入れている施設がございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園が開園した令和元年度に、胃ろうを造設している園児が在籍しておりました。状態としては、経管栄養、つまりチューブでの栄養摂取の必要はなかったため、看護師は配置せず、専属の支援員により対応をしておりました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） では、今後ですけれども、市として、特に公立の施設の立場としてどのように対応をされていくのかのお考えを、課題などもございましたら含めて、それぞれお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど述べたとおり、保育施設、学校には、喀たん吸引などの医療的ケアを行える看護師などの配置が求められました。公的な施設には受入れ先を担う役割、責務があると認識しております。

看護師などの人材確保や基礎的な知識の習得、ケースによっては施設の改修などの課題はあると思いますが、医療的ケア児の入所希望があった場合には、希望に添えるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

医療的ケアが必要な子供の受入れにつきましては、法の趣旨に基づいて、できる限り受け入れることが公立の施設の使命であると認識しております。

受け入れる場合には、施設や設備の整備、看護師や介護の資格を持つ支援員の確保といったことが課題として想定されますが、入園のご相談があった場合には、希望に添えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今年度から国の補助メニューを活用できるようにはなったが、看護師等の人材確保や基礎知識の習得などの課題は多いようであります。確かに、補助はされると申しましても、実際に雇用される看護師さん等の資格に見合った報酬が払えるのかなど、口で言うほど容易ではないですが、公立施設の使命として希望に添えるよう努力するとのご答弁をいただきました。

民間についても、先ほど、国の補助メニューを受けていなくてもケア児を受け入れている施設があるのご答弁がございましたが、国の補助が受けられるということを周知していた

いただいた上で、積極的に受け入れていただけるようお願いするなどして、公立・民間ともに医療的ケア児の受入れ拡大、支援をよろしく願いいたします。

では、この項最後の質問は、設備の安全点検についてお伺いをしてまいります。

幼稚園や保育所というのは、一言で言えば、遊びを通して楽しく学ぶところというイメージを私は持っております。そして、小学校就学前の児童というのは、自ら危険を察知するのは難しく、加えて、大人の予期せぬ行動を取るものであります。それだけに、園舎や遊具など施設・設備の安全点検は大変重要であり、管理者の一番の責務だと思っております。

小中学校におきましては、これまで、特に震災後は何度も話題となり、通学路も含めた安全点検は徹底されていると認識をしております。もちろん保育所や幼稚園も同様だとは思いますが、念のため確認をさせていただきたいと思っておりますので、保健福祉部長、教育部長それぞれにお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

菅谷保育所の遊具については、日々危険な箇所がないかを注意しており、週に1度の安全点検を実施しております。また、年に1回、専門業者による定期点検を実施しております。

園舎については、日々危険箇所がないか注意をしており、週に1度、安全点検を実施しております。修繕については計画的に実施しております。

民間保育所については、市は、随時、国からの通知などを送付し注意喚起を行っております。また、県が行う施設監査に同行し、民間保育所の現地確認も行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ひまわり幼稚園の遊具につきましても、定期点検と日常点検を実施しております。

まず、定期点検は、年に1回、専門業者が、月に1回、園の職員がそれぞれ実施をしております。日常点検は、職員が毎日、園庭を巡回し、不具合等を目視で確認しております。

園舎につきましても、毎月1日に、職員がチェックリストに基づき点検をしております。

令和元年度に開園して3年が経過したばかりであり、現在まで、園児の安全に問題が生じるような不具合はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 定期点検、日常点検、両者ともきちんと実施されているようであります。

しかし、昨年4月に、宮城県白石市の小学校で防球ネットの支柱が倒れ、児童2人が死傷した事故を受けて、学校設備の詳細な点検が全国で実施された結果、安全性に問題ありと指摘された設備が、都道府県庁所在地、茨城県であれば水戸市でありますけれども、その県庁

所在地だけでも1,298か所も見つかったということでもあります。

これらは定期点検では発見できておらず、事故を契機に隠れた危険箇所があぶり出されたようであります。つまり、定期点検や日常の目視等による点検もちろん大事であります、それだけで安全とは言えないということでもあります。高いところなど目に見えないところも多いはずです。

このようなお話をいたしますと、十分な点検を行うには人数や時間がない、さらなる業務増となる、専門家に任せれば莫大な費用がかかるといった懸念の声が出ると思います。ですから、私がいつも申し上げますけれども、物が壊れてから、事故が起きてからではなく、点検に加えて計画的な修繕や改修により、設備の長寿命化につながり、安心・安全にもつながるのではないのでしょうか。

ひまわり幼稚園は、開園して3年ということで全ての設備が新しいですけれども、10年、20年と経過すればどれもこれも老朽化してまいります。そのときに慌てないように、今から修繕や改修計画を立てておくことをお勧めしたいと思います。

ちなみに、私が事故以外で一番悲しいのは、危険だからという理由で、遊具が児童公園も含めて子供の居場所からどんどん消えていくことでもあります。

以上でこの項の質問を終わりにいたします。

次の項、選挙の投票率アップについてお伺いをしてまいります。

選挙の投票率アップに向けた取組につきましては、私も何年か前に一般質問でいろいろご提案をさせていただきましたけれども、そのほとんどが、様々な理由でそれは難しいというご答弁をいただいた記憶がございます。あれから数年が経過し、執行部職員も代替わりいたしましたし、何といても市長が代わりましたから、意識も変わり何か具体的な取組に変化があったのかなという期待を込めまして、改めて質問をさせていただきます。

質問の前に投票率についての私の考えを述べますけれども、そもそも投票率の低下というのは、有権者の、投票したところで何も変わらない、誰がなっても一緒という気持ちの表れであって、信用されていない政治家が多いということに全ての責任があると私は考えております。ですから、自分たちの責任を棚に上げ、投票率アップのために我々が執行部職員に対して、あれやれ、これやれと言える立場ではないというふうに思っております。その考えを前提に、執行部にはあくまでもお願いという意味で今回も質問をさせていただきます。

まず、投票率アップのために市はどのような施策に取り組んでいただいているのか、現状を教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

市の施策としましては、選挙ごとに市ホームページ、広報なかお知らせコーナー、各種SNS、動画モニター、広報車等でお知らせするとともに、市内の店舗、学校へ啓発用ポスターの掲示依頼を行っております。

常時啓発としましては、「広報なか」に「選挙いろいろQ&A」というページを用意しまして、そこで選挙に関するいろいろな質問・疑問にお答えするというを行っております。

若年層向けの啓発といたしましては、二十歳の集いにおいて啓発パンフレットを配付しております。また、8月27日に開催されました「なかひまわりフェスティバル」におきまして、啓発物品とパンフレットの配布を行いました。

今後も、選挙への関心や理解を深めてもらえるよう取組を行ってまいります。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 様々な施策に取り組んでいただいているのは分かりました。ただ、その取組がどれだけ投票率アップにつながっているのかは、当然ですけれども分かりません。投票率が年々低下している現状を考えると、これといった決定打があるようには思えません。

行政が行うことには限界があると思いますけれども、やはり本気で投票率を向上させようとするのであれば、他の自治体が行っていないような先進的な取組が欲しいなというふうに考えます。例えば、近隣の市で、自治会に加入すればスーパーでの買物が割引になるといった取組が行われるというふうなことを耳にいたしました。それと同様に、投票に行けば何々がもらえるとか、割引になるとか、あとは、先崎市長と一緒にサイクリングに行く権利がもらえるとか、法的な制限やその是非についてはもちろんあると思いますが、そのように突拍子もないことやユニークなことなどの発想があってもよいのではないかなというふうに考えます。

全国の自治体の中にはそのような取組を行っているところがあるのではないかなというふうに思いますし、他のどの自治体でも行っていない先進的な取組に期待をしたいという気持ちもございます。

では、期日前投票所についての質問に移りますが、その前に、この質問を通告いたしましたところ、市民の方から聞いていただきたいことがあるというふうに言われました。それは、選挙の公示または告示日の翌日から期日前投票が可能なのですが、期日前投票にも必要な投票所入場券が期日前投票の開始日、つまり公示日、告示日の翌日ですけれども、に届かないことがあるというふうなおっしゃるのです。それを伺って、私も、そういえば自分もそんなことがあったような気がするなというふうな気がいたしました。

ということで、投票所入場券が期日前投票開始日に届かないといったことがある事実を把握していらっしゃるのか、また、考えられる原因は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

公職選挙法施行令上、投票所入場券は告示または公示の日以降、できるだけ速やかに選挙人に交付するよう努めなければならないとされております。入場券は、設置場所や時間などをお知らせするものですので、本市におきましては、できるだけ告示または公示の日までに

は各世帯に届くよう事務処理を行っております。しかしながら、国の場合、選挙期日の決定から公示日までの期間が短いため、入場券の到着が公示日前後になってしまう場合があるのも事実でございます。

また、告示または公示の日までには届くように郵便局に手配はしておりますが、配送先の個別の理由により、到着が遅れてしまうこともあるようです。

なお、入場券が届かない場合や手元にない場合でも、期日前投票所に備え付けの宣誓書にご記載いただければ投票は可能となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 届かない可能性があるものとして、選挙日程が実際にならないと決まらない国政選挙においてはそのような事実があるということでもあります。また、郵送先の個別の理由というのはよく分かりませんが、そういった事例もなくはないということでもあります。

一つ気になりましたのが、本市においては、告示または公示日までに各世帯に届くよう事務処理を行っているということではありますが、公職選挙法上は、告示または公示の日以降、できるだけ速やかに選挙人に交付するようになっているということなんですが、ということは、告示または公示日以降に入場券を送付しても法律上の問題はないというようなことになります。となりますと、本市ではそのようなことは決してないと思いますけれども、告示または公示日には選挙が行われるのか無投票になるのかが決定いたしますから、それを待って、選挙が行われる場合のみ投票所入場券を送付し、無投票ならば、郵送料を浮かせるために送付をしないなどということが可能になってまいります。

投票所入場券がなくても、備え付けの宣誓書に記載すれば投票は可能ということではありますが、今でこそ投票は手ぶらでも大丈夫との認識をお持ちの方も多いとは思いますが、入場券がなければ投票できないというふうに思っている方がいるとすれば、投票ができる貴重な数日が奪われることとなりますから、望ましくはないと思います。

では、本題に戻りまして、以前、期日前投票所の増設について要望いたしましたけれども、冒頭にも述べましたが、様々な理由により難しいというご答弁をいただきました。理由は大きく3つだったというふうに記憶をしております。1つは場所の問題、2つ目がシステムの問題、3つ目がマンパワーの問題であります。

改めて、投票率アップのためには期日前投票所の増設が有効と考えますが、多くの市民が訪れる大型の商業施設などに期日前投票所を設置することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

選挙管理委員会としましても、有権者が投票しやすい環境をつくるということは、投票率

の向上において重要であると考えております。

議員のおっしゃるとおり、大きな商業施設などの人がたくさん集まるような場所に期日前投票所を設置することができれば、人目にも留まりますし、様々な人の投票への関心につながるかと考えております。しかしながら、商業施設などに期日前投票所を設置するには課題がございます。

現在、期日前投票所では、二重投票を防止するため専用回線を用いた期日前投票システムを利用しておりますが、商業施設などに期日前投票所を設置する場合もこのシステムが必要となります。このため、那珂市役所本庁舎と商業施設等を結ぶ、専用回線を用いた新たなネットワーク環境を構築する必要があります。

那珂市役所と商業施設等を接続し住民情報をやり取りすることについては、国からの情報セキュリティポリシーガイドラインによれば、システム用端末からアクセスポイントまでは無線LANを利用してはならないとされていますが、建物間については、専用回線であれば有線か無線かを問わないとのこととなっております。

投票スペースの借用について施設側の協力が必要であること、また、施設内の回線工事が必要となる場合もあることから、現在の那珂市にある商業施設に臨時的に期日前投票所を設置することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今回もやはり難しいというご答弁でありましたが、いくつか課題を教えてくださいましたので、私には可能とするヒントになりました。前回はその難しい理由を告げられ、ああ、無理なのかというふうに思ってしまいましたが、よく考えれば、難しいとは言われましたけれども、できないとは言われていないんですね。役所ではできないことを難しいと言うんだなんて言わないでくださいよ。つまり、やる気次第、やろうと思えばできるのではということであります。

そこで今回の提案ですが、難しい理由、場所、システムの問題を解決する手段として、大型商業施設が難しいのであれば、図書館や各地区のコミュニティセンターなどの公共施設に期日前投票所を設置することはできないでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、公共施設であれば期日前投票システムの設置は可能です。また、施設の利用につきましても、商業施設等に比べて調整がしやすいと考えられます。

公共施設へ期日前投票所を増設することにつきましては、設置する施設や設置した場合に得られる効果、専用回線の設置、必要となる備品などの購入、設置の都度発生するシステムの借り上げなどに係る費用、事務に従事する職員の確保の問題などを確認した上で、総合的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。大変前向きなご答弁をいただきました。難しいという言葉はなかったですね。3つ目の問題、マンパワーの話も出ましたけれども、それも含めて、費用対効果がクリアできれば検討の価値ありというふうに理解をいたしました。今後、那珂市においては、今年暮れに県議選、そして年明けには市長選と市議会議員の補欠選挙、そして、さらに1年後に市議会議員の本選というふうに続きますけれども、早急なご検討をお願いしたいというふうに思います。

加えて、最初に申し上げましたように、発想を変えた様々な施策にも取り組んでいただけるよう、全国の自治体の先進事例も調査・研究をしていただき、選挙の投票率がアップ、向上するよう、前向きな姿勢で取り組んでいただけますようお願いを申し上げます。

冒頭、選挙の投票率の低下は、行政ではなく政治家に責任があると思っていると申し上げましたけれども、我々議員と同様、市民から審判を受ける立場の先崎市長がどうお思いなのか、取組の実施は市長の決断一つなのではないかなど、直接お話をお伺いしたかったのですが、午後から原田議員が同様の質問をされますので、お答えは、そのときに私への答弁でもありとしっかり拝聴させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告1番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告2番、富山 豪議員。

質問事項 1. 豪雨災害に対する備え。

富山 豪議員、登壇願います。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日9月1日は、皆様方もご存じのとおり、様々な災害について認識を深め、これに対処する心構えを準備する防災の日となっております。たまたまの偶然ではありますが、災害に対しましての備え、特に豪雨に対する備えを伺ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

近年、極端な気候の変動により、日本のみならず世界中で異常気象が起きており、これまで数十年に一度と言われます災害が毎年のように頻発しております。中でも大雨によります災害は各地で大きく増加しており、先月起こりました東北、北陸地方での記録的な大雨による災害は、皆様方の記憶にも新しいところであると思われまます。

また、このような豪雨によります災害は、先ほども申し上げましたとおり、地域を選ぶことなく各地で頻発しており、内閣府の発表では、過去10年間に全国にある市町村の97%が河川の氾濫等の何らかの水害が1回以上発生しており、さらに、その半数の市町村では10年間で10回以上の水害が発生しているとされ、このような状況を考えましても、大雨によります水害は、いつ、どこで起きても不思議ではなく、大変身近な災害であると考えられます。

なおも直近では、先月の台風8号の被害が心配されるところでありましたが、そこで本市の被害状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

台風8号は、8月13日に本市に最接近いたしました。勢力が弱かったため、幸い大きな被害はありませんでした。被害といたしましては、台風による影響と思われる倒木を1件確認しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 静岡県や千葉県で大きな被害が出ており、一時は直撃が大変に心配されましたが、本市においては倒木が1件とのことで、当然ながら手放しでは喜ばないところはありますが、被害が少なく、よかったですと感じております。

ちなみに、この倒木ですが、直径四、五十センチぐらいの杉の木が道路を塞ぐように反対側の木にもたれかかり、私がたまたま発見いたしましたもので、危険であると判断し、市役所のほうへ連絡させていただきました。迅速に対応していただき感謝申し上げます。

近年における我々の地域での豪雨によります浸水被害を考えますと、令和元年東日本台風、いわゆる台風19号が挙げられますが、確認の意味を込めまして、浸水被害地域とその状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

令和元年10月の台風19号では、久慈川及び那珂川流域に避難指示を発令いたしました。住宅などの建物に浸水被害があった地域につきましては、下江戸地区になり、56件の住宅な

ど建物に浸水被害がありました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 下江戸地区で56件もの建物への浸水が起きてしまい、本市においても大きな被害をもたらした台風であったと理解いたします。私も当時、消防団員として大変な緊張の中、久慈川流域の警戒活動に当たったことを今でも鮮明に記憶しております。

では、それ以前はどのような状況であったのか、令和元年台風19号以前の本市の被害状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

令和元年台風19号以前で、河川の氾濫により住宅などの建物が浸水するなど、大きな被害があった地区とその被害状況でございますが、戸多地区では、昭和61年の台風10号で28件、平成10年の台風4号では20件の住宅など、建物に浸水被害がありました。

また、門部地区においては、昭和61年の台風10号で38件、平成3年の台風18号では59件の住宅など、建物に浸水の被害がありました。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁を伺いますと、昭和61年、平成3年、同10年と、最後の発生の令和元年との間では期間が少し空きますが、本市においても、過去のデータで見ますよう、先ほど申し上げました内閣府の発表にありましたよう、10年を待たずして大きな水害が発生していた時期があったと言えます。

ここで考えなければならないのが、これら水害の発生理由であります。どのようなことが原因で起きたのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

浸水被害の原因につきましては、主に、台風の影響による豪雨で久慈川や那珂川が増水したことによる、堤防のない地区からの川の水の流入や堤防の決壊になります。

なお、令和元年の台風19号で浸水被害のあった下江戸地区におきましては、隣接する常陸大宮市の農地に流れ込んだ那珂川の水が小場江用水路に流れ込み、越水したことも原因の一つであると推測されております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁で様々な原因で起きていると理解できますが、しっかりと原因把握ができていなければ、早急に処置対応を行わなければならない課題であると考えます。例えば、堤防が未整備である地域には、一刻も早い整備等の処置対応が必要であ

ると誰もが考え得るところであると思われませんが、浸水被害に遭われた地域にどのような処置対応を行ってきたのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

処置対応につきましては、国土交通省が、過去の経緯を踏まえまして、平成28年に那珂川水系河川整備計画、平成30年に久慈川水系河川整備計画を策定しております。これらの計画を基に、両河川の沿岸地域においては、堤防のない地区の解消と堤防の改修、流下能力を向上させる河道掘削を実施しております。

また、令和元年台風19号以降は、緊急治水対策プロジェクトにより、これまでの整備に加え、被害地域沿岸の築堤護岸工事や遊水地などの整備を進めております。住民へのソフト対策につきましても、リスク情報の周知、リアルタイムでの情報提供、タイムラインの作成などを推進しております。

なお、小場江用水路等の農業用用水路につきましては、台風などにより損壊した部分の復旧は行いましたが、増水対策工事等は行っておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 過去の経緯をきちんと踏まえ、那珂川、久慈川とも、各水系の整備計画を基に処置対応しているとの答弁であると理解いたします。さらには、ハード面では堤防を侵食保護する築堤護岸工事を進め、情報周知などのソフト面にも力を入れているとのこと、率直によかったと感じております。

大きな視点での対応は、この上なく重要な対策であると理解いたします。しかし、前回、浸水被害に遭われた下江戸地区の小場江用水への対応は、原状復旧のみであるという部分が大変懸念されます。

そこで、大雨時、土地の高低差や用水路からの越水や逆流などで、下江戸地区と同様の被害が予想される地域がほかにもあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

住宅など建物の浸水被害が予想されるほかの地域といたしましては、過去の台風被害から、本米崎の四堰地区や門部の下河原地区など、久慈川及び那珂川沿岸の地域で同様の被害が予想されます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 大きく見れば、ハザートマップ等で示されている久慈川流域、那珂川流域のどこにでも起こる可能性はあるが、過去に起こした事例から考えると、水害に対して注意を要する地域として挙げられるのが、下江戸地区に加え四堰地区、下河原地区であると

理解いたします。

それに加えて、瓜連の玉川地区も、久慈川、玉川増水時には、用水の弁からしみ出た水で浸水を引き起こし、数件の民家が幾度も水につかる被害に遭われており、ここもまた注意を要する地域であると思われま。

水害に対し注意を要する地域は、過去のデータを綿密に分析することにより、おのずと浮かび上がり、その地域は限定的であると考えられます。これらのことから、何らかの対処を行わなければならないと思うところではありますが、皆様方もお分かりのとおり、用水路や土地・家屋そのものについての立地を見直すこと以外には、根本的な解決策が見当たらないと思われま大変難しい問題であるとも、同じく理解するところでもあります。

それでも、地域の皆様方に寄り添う考えとして、地域も限定的であるとするならば監視カメラの設置を考えてみてはどうか。避難された方々は、当たり前ですが、自宅や地域が気になります。台風19号の際にも、一度避難された後にも、確認するためにご自宅に戻られる光景を幾度も目にいたしました。カメラ映像を避難所、ホームページ等で公開すれば、危険がある場所に立ち入らずとも状況確認ができ、市民の安全確保にも大きくつながります。

また、対策本部がいち早く情報を得ることは、素早い初期対応にもつながると思われま。ぜひとも設置をお願いしたいところですが、本市の監視カメラ設置の考えを伺いま。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

農業用用水路が増水するということは、取水している久慈川及び那珂川も既に増水をしていることとなります。久慈川及び那珂川には、現在、国土交通省において河川監視カメラを設置しており、増水時には、水位の状況をこれらの河川監視カメラの映像で確認しております。

また、両河川に設置されている観測所の水位データや、茨城県から発せられる雨量・水位情報も確認をしており、併せて河川などの巡視も行っているところでございま。

これらにより、農業用用水路の増水につながる久慈川及び那珂川の水位状況を確認できることから、新たに農業用用水路に監視カメラを設置することは現時点では考えてございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在、国土交通省において久慈川、那珂川両河川に河川監視カメラを既に設置しており、また、茨城県より出されますデータ、併せて市内巡回での状況確認ができていますので、新たにカメラ設置の考えはないとの答弁であると理解いたします。確かに、大きな視点での河川監視の考え方は答弁にあったとおりでいいのではないかと感じております。

ただもう一方として、本市の水害事例を細分化して見ていくと、幾度も被害に遭っている

特別に注意を要する地域が存在しているのは事実であります。ICTがこれだけ発達しました現代において、監視カメラシステムはもはや特別なアイテムではなく、防災上に加えて防犯上の観点から考えましても、有効活用が期待できると強く感じております。

今回の答弁では現時点での設置の考えはないとのことで誠に残念ではありますが、昔と比べカメラも安価となり、設置も簡単にできるようになりましたので、今後も必要性について粘り強くお願いしていきたいと思います。

また、この件に関しましても一つ、過去のデータから水害に対して注意をしなければならない地域が把握できているのであれば、あらかじめの備えがとても重要であると考えます。よって、そのような地域こそ、地域の皆様がその場の必要に応じて自由に使うことができる土のうをストックしておく土のうステーションや、水防資材を備える水防倉庫などの設置が大変に有効であると考えますが、土のうステーション、水防倉庫、これらの設置について考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

浸水想定区域が含まれている地区には水防倉庫を設置しており、久慈川沿岸地区に3か所、那珂川沿岸地区に1か所ございます。この水防倉庫には、水害の際に必要なボート、救命具、土のう袋などの資機材が備蓄されており、地域においても、台風の接近などにより浸水被害に備える場合には、地元水防団に連絡を取り、水防倉庫内の資機材を使用することができます。

また、土のう袋につきましては、市消防本部においてもストックをしており、必要な際に配布できるようにしております。

このようなことから、水防倉庫や土のうのストックヤードを新たに設置せずとも、現状で対応できると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 浸水被害が想定されます地域には既に設置しておりますと、両河川で計4か所の水防倉庫があり、そこでの対応で賄えるという答弁であると理解いたします。ただ、ここで言います水防倉庫は、久慈川流域、那珂川流域を担当地区とする消防団の詰所に併設する倉庫を意味するものと重ねて理解するところであります。

私は、現在、現役の消防団員であり、その担当となります地域も久慈川流域のエリアであり、自分たちが管理します水防倉庫に、水害に対して資機材がきちんと常備されておりますこともよく理解しているところであります。

しかし、いざというときの当時の対応を振り返ってみますと、現場と距離との関係一つ取っても、誰でも気軽に、簡単にこの水防倉庫を利用できる環境ではなかったと感じております。また、豪雨の中の土のうを準備する作業はとても大変であったことも覚えております。

今回の答弁では現状での対応で賄えるとのことで、本市においても水害に対し注意を要する地域があり、そこでの被害最小化を目指すのであれば、まずは地域の皆様誰もが迅速かつ自由に利用することのできる環境の構築が最重要の課題であると考えます。先ほどの質問と同様になりますが、この件に関しても、今後も粘り強くその必要性についてお願いしていきたいと思っております。

豪雨にかかわらず雨水の排水を行う際に重要な役割を果たす生活インフラとして、側溝、排水路が挙げられます。まずは、この側溝や排水路の管理に関しまして、誰がどのように行っておられるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市道の側溝及び水路につきましては土木課が所管しておりまして、土砂払いや草刈り等の業務を行っております。簡易な場合につきましては市の現業職員が直接作業しておりますが、規模が大きい場合や危険性の高い場合は業者に委託しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 道路管理者同様に、市道に至っては本市の土木課が所管し、簡易な土砂払い、草刈り等は職員が行っており、規模や危険度を見て業者への委託で対応しているとの答弁と理解いたします。

本市の管理は市道のみであるということですが、市道の全長を考えますと、かなりの距離を管理するということとなります。先ほども申し上げたとおり、豪雨、大雨時にかかわらず、適切な排水には維持管理がとても重要であることと考えますが、土砂払い等の要望はどれくらいあり、また適切な維持管理を行っておられるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

令和2年度から令和4年8月現在までになりますが、自治会等から申請のあったものは全て実施しております。内訳としましては、現業職員が処理した件数が、令和2年度28件、令和3年度17件、令和4年8月現在で1件となっております。また、特殊な機械を使用しまして委託業者が行いました件数は、令和2年度7か所で375メートル、令和3年度6か所560メートル、令和4年8月現在で4か所564メートルとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） しっかりと自治会等の要望を踏まえ、職員と業者委託で対応しているとの答弁と理解いたします。

この側溝、排水路の維持管理について質問を考えた当初は、年次計画での対応地域をさらに増やしていただくことが必要なのではと考えましたが、想像いたしますと、側溝蓋のあり、

なしで清掃頻度は大きく変わりますし、土砂や枯れ葉等の影響を受けやすい場所では何度も土砂払いが必要であり、地域や側溝等の形状によりその対応は様々であると思われま。計画的にというよりもその都度での対応が基本となりますが、これからも自治会等の要望にしっかりと耳を傾けていただき、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

そこで、部長に早速のお願いとなります。

広域農道でありますバードライン、道路脇の側溝が土砂や枯れ葉等で埋もれており、適切な水はけの機能が失われている場所が多く見られます。このような場所にこそ蓋の設置が必要であると思いますが、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

バードラインは、ひたちなか市に隣接する那珂市後台地内から那珂市下江戸方面に向かいます総延長約14キロメートルの道路でありまして、延長が長い幹線道路となっております。

議員ご質問の側溝の蓋の設置でございますが、特に下江戸方面につきましては、設置してある側溝が蓋を乗せるだけの簡単な構造になっていきますので、危険性もござい。また、全ての側溝に蓋をしますと清掃等維持管理上支障があるため、効率的に作業が実施できるように、日頃生活している場所、また通行に影響があるような箇所を含めまして、必要最小限としているところでござい。

なお、排水に影響があるような土砂につきましては、現場状況を確認しまして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 蓋を乗せることによって段差ができ、危険な箇所ができてしまう、清掃がしづらくなる等の理由から、必要最小限での対応で整備しているとの答弁であると理解いたします。確かにその部分はあるのかなと思。排水路の適切な維持管理は、大雨時等の周辺道路の冠水対策、ひいては土砂災害の予防につながると思われま。

そこで、バートラインにおける側溝の現状を見てみますと、土砂の堆積により、もはや側溝排水路の役目を果たせていない箇所が多々見受けられるのも事実であります。蓋かけが困難であるならば、点検等の見回り作業をもう少し増やしていただき、排水路としての役目が果たせますよう適切な維持管理を重ねてお願いいたします。

この側溝、排水路に関連する対策といたしまして道路の冠水対策が挙げられます。近年多発するゲリラ豪雨などの影響により、突然の道路冠水が増加傾向にあると思われま。本市においても、大雨時の道路への冠水対策は、安全通行の確保、ひいては災害への備えとしても重要であると考えま。

そこで、道路の高低差や形状、また過去の冠水などのデータから道路冠水の予測をし、あらかじめの看板等で注意喚起を促すことも備えになると考えま。本市の道路における冠

水対策を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市内には、短時間に大量の雨が降った場合や、長雨により道路が冠水する箇所がございます。注意喚起の看板等の設置はしていませんが、パトロール等を実施しながら冠水被害の抑制に取り組んでいるところでございます。

現在は、令和2年度より新たに事業化しました冠水対策推進事業におきまして、本格的な冠水対策に着手しております。しかしながら、一度に全ての問題を解消できないことから、引き続き、パトロール等を実施しまして通行止めの看板を設置するなどの通行制限を図りながら、必要に応じ、土のう、またポンプによる排水を行ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 豪雨などに対しても安定した排水能力の確保を目指す冠水対策推進事業を令和2年度より進めており、対策が行き届いていない地域には、従来どおりのパトロールで対応との答弁であると理解いたします。

冠水対策推進事業の進展には大いに期待したいところであります。また、あらかじめの看板等の注意喚起は行っていないとのことですが、大雨時に何度も冠水が起る危険な場所でのあらかじめの注意喚起の看板等は、大変に有効な手段であると考えられます。ここでの答弁は求めませんが、改めてお願いしておきたいと思っております。

災害時における市民の皆様の的確な判断、迅速な行動につながる指針として防災情報の活用が挙げられます。その中で使用されている防災用語、特に避難用語について、分かりづらさを感じているのは私だけではないと思っております。災害時、市民の皆様の的確な判断と迅速な行動につなげるためには、さらなる防災用語への理解が必要であると考えます。

そこで、市民の皆様への周知の徹底をお願いしたいと思っておりますが、現在どのように行われているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防災用語につきましては、昨今の自然災害の多発により、テレビや新聞、インターネット上でも取り上げられることが多くなり、広く認知されるようになってきたと感じております。しかしながら、避難情報などの表現には議員おっしゃるようになりづらいものもあり、変更されている用語もございます。

防災に関する情報につきましては、市の広報などにより周知をしており、直近では8月12日発行の「広報なか」に、「日ごろから災害の備えを」という記事を掲載させていただいております。また、ホームページやSNSなどでも防災に関する情報を発信しており、引き続き、市民が分かりやすい、市民に伝わりやすい情報の発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 同じ認識であると受け取り、感謝いたします。また、既に広報紙等で啓発を進めており、風水害が一番心配されます季節での適時の対応にも感謝申し上げます。これからも分かりやすい啓発活動の周知の徹底を繰り返し繰り返し続けていただき、より深く市民の皆様に理解していただきますようどうぞよろしく願いいたします。

平成30年度第1回定例会において、防災全般における備えとして、無人航空機ドローンの導入をお願いいたしました。その後、令和元年に導入、同2年には運用を開始されていると伺っております。まだまだ運用年数は浅いところではありますが、これまでの運用実績を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ドローンにつきましては、防災課と消防本部で各1機、合計2機を保有しております。災害対応の実績といたしましては、これまでに消防本部において4件の水難救助活動に使用しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 防災課での運用実績はないが、消防本部での水難救助活動で4回運用されたということです。ドローン導入の意義はなされたものであると考えられ、また、これからの災害対策において大きな役割を担うものとなる、期待を寄せております。当然ながら、防災課と消防本部での運用がないことが平和であるということになりますので、心からそれを願うところであります。

それと同時に、いざというときの対応のために日頃の訓練等が大事であると考えますが、今後の訓練を含めました無人航空機ドローンの活用はどのようになっていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ドローンの活用につきましては、幸い災害が少ないことから災害対応に使用した実績は多くございませんが、今後も、災害時に災害現場の現状把握や検証に使用できるよう、操作訓練を重ねていきたいと考えております。

また、平常時におきましては、イベントや施設の紹介動画の撮影や記録などにも使用するなど、引き続き、市のプロモーションにもつながるよう活用してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 災害時のドローン利用に加えて、シティープロモーションでのさらなる利活用を期待しますとともに、災害がないことを心より祈りつつ、いざというときの迅速

な対応のために、しっかりとした訓練をこれからもよろしくお願ひいたしたいと思ひます。
最後の質問です。

当然ながら、河川は本市のみに流れるものではございません。そこで、河川の氾濫等を考えますと、流域自治体間の強い連携による流域治水対策が重要であると考えますが、現在、流域治水対策、どのようになっているのか伺ひます。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

流域治水対策につきましては、平成28年度に、久慈川及び那珂川流域の茨城県、栃木県及び本市を含む関係市町村により、久慈川・那珂川流域における減災対策協議会を設置しております。協議会では、令和元年の台風19号の被害を踏まえ、久慈川及び那珂川緊急治水対策プロジェクトを策定し、現在は、国、県、市町村が連携してプロジェクトを進めているところ です。

このプロジェクトでは、ハード対策として堤防整備や河道掘削などの改良復旧、遊水池整備や霞堤の保全などを実施しており、ソフト対策では、講習会などによるマイタイムラインの普及促進などにより被害の最小化を目指しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 関係市町村で協議会を設置し、緊急治水対策プロジェクトにおいてハード面、ソフト面の施策をしっかりと連携し進めているとの答弁であると理解いたします。引き続き、連携を強化していただきまして、被害の最小化、減災を目指していただきますようよろしくお願ひいたします。

平時の備えこそが減災の第一歩であります。執行部におかれましては、いま一度、過去の経験を思い出していただき、またその経験を最大限に生かしていただき、念には念の精神で災害に備えていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告2番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小池正夫君

○副議長（大和田和男君） 通告3番、小池正夫議員。

質問事項 1. 農業生産資材の価格高騰対策について。2. 今後の農業担い手確保について。3. 災害時の避難所運営について。

小池正夫議員、登壇願います。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も、農政に関する質問と災害時の避難所について質問をさせていただきます。

原油価格が高騰している原因は、新型コロナウイルス禍により、世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことが挙げられております。経済活動が回復し、需要が拡大する見通しから高騰が続いているのです。例えば、さきに紹介した今言われている農業資材などを含む石油化学製品の原料、ナフサの価格は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年1月から3月期にはキロリットル2万5,000円と価格が落ち込んでいましたが、2021年1月には3万1,800円、2021年4月から6月期には4万7,700円、そして8月には5万2,000円台となりました。

原油と農業の関係では、農業で利用される被覆材、飼料の園芸施設の冬期の暖房燃料などについて、A重油や灯油等が用いられるなど、農業を行う上で原油は切っても切れない関係にあると言えます。

原料価格が高騰したとき最も影響を受けるのが農業従事者です。メーカーは製品価格に転嫁することができますが、農家はほとんどできません。そのため、経費が増加しても販売価格に収量を現状のまま試算すると、多くの農家が経営危機に陥ってしまいます。

実は、農業用資材高騰の問題は十数年前から言われ続けております。遡ること2008年10月に公開された原油高騰に苦しむ生産地の現状の記事でも、農業用資材の価格高騰が農家経営を直撃していると書かれております。この記事では、最も値上げ幅の大きかった重油価格について、4年間で3倍上昇したことが記されております。40円台から、2008年7月には120円台になるというA重油、軽油価格の推移、新電力ネットにより次年度推移を見てみると、その後2009年にかけて価格が下がっていますが、しかし緩やかな高騰は続き、2014年から2016年にかけては再び下がっていますが、2004年頃の価格の40円台には程遠い状態が続いております。

それに、2021年以降、肥料価格の上昇が農業に大きな打撃を与えています。肥料の3要素である窒素、リン酸、カリの多くは化学肥料によって培われ、日本はそれぞれの原料である尿素、リン安、塩化カリ、ほぼ全量を輸入により調達している状態です。主な輸入相手国

は、尿素はマレーシア、中国は37%、リン安は中国で90%、塩化カリはカナダで59%、ロシアは16%、ベラルーシは10%となっております。

J A全農では、2022年6月から10月の肥料価格について大幅な値上げを発表しており、その幅は輸入尿素の対前期比94%、塩化カリでは80%に上ります。価格上昇の背景にあるのは、中国による肥料の輸出規制並びにウクライナ攻略によるロシア、ベラルーシへの経済制裁による輸出停滞にあると言われております。また、コロナ禍での物流の混乱に伴う海上運賃の上昇の影響が続いているほか、最近では急激に円安が進行しており、さらなる価格上昇は免れない見通しである。

農業生産に欠かせない肥料の高騰に国は対策を急いでいる状態ですが、リン安、塩化カリについてはそれぞれ、リン安原料の世界的な産出国であるモロッコと、塩化カリの最大の輸入国相手であるカナダに対して、安定供給を働きかけている状態です。

輸入の確保だけでなく、使用量を減らすための技術導入も推進する。実は、必要以上に肥料を与えてしまう過剰施肥は大きな問題となっております。一般に、肥料の量を増やすと収量は増加していきませんが、一定の量を加えて、それを超えてしまえば収量が増加しなくなってしまう、また、特定の成分が増え過ぎると成長のバランスが崩れてしまうほか、地下水汚染、塩類集積、一酸化二窒素発生など、環境汚染のリスクも生まれるのです。そのため、過剰施肥への対策が急務となっている。例えば、土壌をサンプリングして成分の過不足を調べる土壌診断は、過剰施肥を防ぎ収量を安定させることが技術として普及してきました。

政府は、肥料価格高騰への対策として、化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農家を対象に、肥料コスト上昇分の7割を補填することを検討しているとあり、この対策により農産物全般の生産コストを1割削減することを目指している。農業経営への影響の軽減はもちろん、農産物の価格高騰を防ぐことで消費者への影響も緩和しようという施策だということです。

ただし、こうした補填措置は緊急的なものであり、長期的には抜本的な対策が不可欠であることは言うまでもありません。化学肥料を使用する、低減するという本質的な方向にブレーキをかけるような、本末転倒になってしまう事態も招きかねません。

農水省が推奨するみどりの食料システム戦略では、2050年に化学肥料の使用量を30%低減するという目標を掲げました。具体的な取組として、堆肥、緑肥などの有機物の施用、土壌微生物の有効活用、スマート農業の推進などが挙げられております。例えば、従来の土壌診断に加え、ドローンに登載したカメラを活用して上空から作物の生育状況をセンシングし、肥料が不足している場所だけにピンポイントで散布する技術などが開発されており、肥料の使用量削減や生産コストの削減の効果が実証されています。

また、最近では、下水汚泥に含まれるリンを回収して肥料を再生する技術なども徐々に実用化が進んでおり、循環型農業の実現にも期待が高まっています。

今後も今回のような資材価格の高騰は頻発すると予想されており、肥料価格高騰を転機と

して、環境に優しくリスクにも強い日本の農業を構築していかななくてはならない状況になっております。

そこで、現在の原油価格高騰や物価上昇に伴う農業生産資材価格の高騰について、農家からはどのような意見がありますか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

肥料、農薬につきましては、値上げ前と比較しまして2割から3割上昇しており、秋には2倍程度上昇する見込みもあり、円安の影響でさらに価格が高騰しないか不安であるといった意見や、化学肥料の値上げにより有機肥料の使用量を増やすなど、経費の節減を図っているといった意見や、資材の高騰により施設の規模拡大を控えているといった意見を聞いております。

8月には、一部の担い手からも、農業生産資材価格の高騰に対する支援についての要望をいただいたところです。

このように、農業生産資材価格の高騰により生産コストは確実に上昇している一方で、農畜産物の価格はコストの増加を価格に転嫁ににくい状況にありますため、このような状況が続きますと農業経営への影響が大きくなるものと認識しているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 農業関係団体などからはどのような意見が出ているかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

資材を販売する事業者からもこの状況に対する不安の声も聞かれ、また、7月には常陸農業協同組合から、農業生産資材、飼料高騰に係る緊急要請としまして、農業経営に及ぼす影響を緩和する対策を講じるよう要請書が提出されたところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） このような現状を踏まえて、市としてはどのような対策を講じているかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

このような農家や農業団体などの意見を踏まえ、さきの6月の定例会におきまして、令和3年の米価下落と農業生産資材価格の高騰対策として、水田農業経営者に対する水田営農臨時支援金を交付するための補正予算を計上しまして、8月からは交付申請書の受付を開始したところでございます。

さらに、本定例会においては、農業生産資材の価格高騰対策として、令和3年における1年間の農業販売額が30万円以上の農業経営者に対しまして、肥料、飼料、農薬、諸材料及び光熱動力費を対象に、当該経費の上昇率に応じた額を補助する農業資材等価格高騰臨時対策補助金を支給するための補正予算を計上させていただいております。

那珂市の実情に応じ、米価下落や農業生産資材の価格高騰に対し、この2つの事業を実施することで幅広い層の農業者への影響を軽減し、また、営農の意欲につながるよう対策を講じているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 国では、化学肥料の原材料費の高騰により肥料価格が高騰していることから、化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めている農業者に対しては、肥料コストの一部を支援する肥料価格高騰対策事業を創設したようですが、どのような内容か把握しておりますでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

議員のご質問のとおり、国では、肥料価格高騰対策事業としまして、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割減の取組を行う農業者に対しまして、肥料コスト上昇分の7割を支援する制度を創設するという情報がございました。

化学肥料2割減の取組としては、堆肥の利用、下水の汚泥の利用、国内資源の利用や有機質肥料、緑肥作物の利用といった取組のメニューのうちから、2つ以上を実施することが要件となっております。対象となるのは、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料となります。令和4年の秋肥については、本年10月から申請を開始するとのことでした。

この事業の事務の流れは、農業者の組織する団体から都道府県に設置する協議会へ申請や実績報告をしていくことを想定しているようでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、国の制度における市の関わりはどのようなことがあるのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

国の制度概要が公表されたばかりで、都道府県に設置する協議会や市がこの事業に直接どう関わるかといった詳細な情報については明らかになっておりません。しかしながら、農家からの問合せや相談などに対応する必要があると認識しております。

肥料等の農業生産資材の価格高騰が農家経営に影響を及ぼしていることから、まず、先ほどお答えしました市独自事業と併せまして、国、県等の支援策の情報についても農家に提供

しながら、この価格高騰の影響の軽減に資するような対策を進めてまいりたいと思います。
以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） いろんな施策があると思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

続いて、次の項に移りたいと思います。

日本の農業は、今、深刻な高齢化の問題を抱えております。日本は、世界でも5位の農業大国と知られておりますけれども、日本の農家が人口を占める割合は1.6%とされております。日本の農業人口は、2009年のデータでは289万人、確かに少ない数字ではありませんが、しかし、この農業人口の6割が65歳以上であり、35歳未満の働き盛りはわずか5%という現実が非常に問題となっております。

65歳以上というのはそれほど高齢の人もいるということで、農家の平均年齢は何と68.5歳、ほぼ70歳に近い世代が一生懸命農業に従事していることとなります。1970年代から農業の高齢化が叫ばれていきましたが、その世代からさらに持ち上がることにより、明らかに、高齢というよりは老齢となってしまっています。

この農業の高齢化の原因として挙げられるのは後継者不足です。高齢と言われる農家の労働の統計として、70歳までの年代の人がいる農家では、全体の7割が農作業を全て自分が中心となって切り盛りしていると言われております。後継者がいないということもあり、手伝ってくれる人がいないことから、農作業中による事故も増えてきているという現状です。

後継者不足は、農業を始める敷居の高さが原因ともなっております。なぜ農業後継者が増えないのでしょうか。それは、現在の日本においては、農家が明らかに世襲制度を取っていることに原因があるとも言われております。

よく脱サラして農業を始めるという人もいますが、農業用の機械を購入するにしても相当な初期費用が必要となり、農業をするために借金までするという気骨のあるという若い世代は少ないでしょう。初期費用がかさんでもそれなりに収入があれば納得できるものなのですが、しかし、米農家に従事して初年度の売上げは平均たった230万円、サラリーマンの平均年収よりもずっと低い。しかも、農家ではコストというのが必ずついて回ります。このコストの平均が690万円程度、大きな赤字を被ることになるのは必須の状態です。売上げを伸ばせない限り年収は増えません。赤字が増えるばかりでは後継者不足は避けられず、農業の高齢化は進む一方なのです。

国の政策として、若い世代の育成や地域による収穫期の協力体制を強めることにより、さらには、外国人労働者の採用などを推奨しております。しかし、たった5%の若い世代を増やすためには、小さな政策では限りがあると言えるでしょう。高齢者を除いた人口を増やすために、農業にメリットを増やすことを考えることが必要な時期になってきていると思います。

それでは、前回の一般質問でもお聞きしましたが、本市の耕地面積に対して担い手の数がそもそも少ないとの声もある中、担い手の高齢化や後継者不足が本市の農業に及ぼす影響として、これから離農する方の農地を現在の担い手でカバーするのは難しい状況になる見込みとなり、今後さらに担い手不足がしていくことになると、耕作している面積の減少による遊休農地の増加や経営規模拡大を目指す経営体の減少、最終的には地域農業が衰退するなどの影響を及ぼすと答弁がありました。

将来の担い手の推移を図る上で、現在の担い手の年齢構成はどのようになっているかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

令和4年度現在ですが、法人を除き、地域における農業の担い手である認定農業者の年齢構成としましては、80歳以上が12人、70歳から79歳が21人、60歳から69歳が15人、50歳から59歳が12人、49歳以下が10人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 非常に高齢化が進んでいるというところですね。

農業は生涯現役であります。10年後には20名程度の認定農業者が80歳以上になります。この場合、新たに認定農業者になる見込みを加味した上で、79歳以下の認定農業者数はどの程度になると推定しているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

令和2年度に策定しましたアグリビジネス戦略では、年当たり2名程度の新規就農者の増を見込んでおります。この数値を加えて推計しますと、10年後の2032年においては、79歳以下の認定農業者は現在とほぼ同数で推移できるものではないかと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、10年後の遊休農地がどれくらい増えていると考えるかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

認定農業者数はほぼ同数で推移できたとしましても、農林業センサスにおいては、那珂市の農家数は大きく減少しており、今後も、高齢化や小規模農家の廃業などを要因としましてこの傾向が続くものと想定されます。

これまでは、このような離農に伴う農地について、中間管理事業の活用等によりまして地域の担い手へ集積することで、市内の遊休農地面積は、ここ数年、横ばいの状況で推移する

ことができました。

しかしながら、これ以上、現在の担い手へ集積することが難しい状況を鑑みた場合、令和2年度以降の遊休農地面積の傾向から推測いたしますと、10年後には約50ヘクタールほどの農地が遊休農地になるのではないかと懸念しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） お昼になりましたが、続けてよろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ声あり〕

○副議長（大和田和男君） では、小池議員。

○3番（小池正夫君） このままいくと遊休農地は増加する懸念があるとのことでした。これを防ぐためには、担い手の確保、生産効率の向上を実施する必要があると思いますが、まずは、担い手確保に対する支援策の現状についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

担い手に対する支援策としまして、国においては「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業や担い手育成・経営体強化支援事業があり、県では儲かる産地支援事業、市におきましても認定農業者等経営支援補助事業によりまして、農業機械や設備導入の支援を行っております。

このほかにも、経営改善や資金調達における支援制度として認定農業者等利子補給事業や農業次世代人材投資事業が整備され、ハードとソフトの両面で支援をしております。

また、市独自事業としましては、将来の担い手である新規就農者の確保及び育成を目的としまして、農家と市が一体となった新規就農相談体制の強化や、就農後の定着、促進に係る取組を進めるため、「那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAI」を県内に先駆けて昨年度設立いたしました。

この6月には、アドバイザーとしまして16名から成る新規の就農支援アドバイザーを任命し、新規就農者への相談体制の強化を図り、この結果、現在、4名の研修生がそれぞれの農家で研修を受けております。

さらに7月には、農林振興公社や茨城県農業法人協会等が主催する「新農業人フェア」へ参加し、就農希望者に対し相談を行うとともに、9月10日には、本市内で予定されている県と連携した新規就農相談会において本市への就農希望者の呼び込みを行うなど、関係機関連携も強化しているところでございます。

併せて、今年度就任した就農型の地域おこし協力隊の隊員と連携を図りながらこれらの支援策を広くさらにPRし、市内や近隣市町村はもとより、県外からも就農希望者を呼び込めるよう努めているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、農業の生産性の効率化も必要と考えますが、現在どのような事業を展開しているのかお伺いたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

現在、市で行っている認定農業者等経営支援補助事業による機械購入の助成などにより、効率性の向上への支援を行っております。

また、農地の集約による農作業の効率化も重要であることから、現在、事業採択になっております県営新木崎地区、瓜連地区の2事業に加え、額田北郷地区や飯田の寄居地区でも基盤整備に向けた話合いを続けているところです。この基盤整備事業によりほ場を大区画化するとともに、担い手への農地集積を図ることにより生産性の効率化に向け事業を推進しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 先ほどの答弁では、年間2名程度の担い手確保を目標に掲げているとのことでしたが、新規就農者がすぐに大規模な経営面積を担うことは難しく、すぐに結果が出るものではないと考えます。そこで、今後の担い手確保の対応についてどのように進めていくのかお伺いたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

これまで進めてきました担い手確保の事業によりまして、受入れ態勢はある程度構築できたと考えております。これまでの取組を継続するとともに、今後は、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIなどと一緒に、後継者のいない農家の事業承継や、基盤整備を実施している地区などでの担い手への農地集積など具体的な課題や目標に対しまして、どのように新規就農者が関わりを持ち、また早期に経営安定が図れるのかなどについて、具体的な話合いの場を設けていく必要があると考えております。

認定農業者との話合いを進め、数年後の営農を見据えながら、具体的な課題や目標に対し農業研修に参加できる環境を整え、研修生などを新規就農に確実に結びつけることで那珂市での新規就農の魅力向上につながり、新たな担い手の確保に資するものと考えております。

また、今後、地域おこし協力隊制度を活用し、1名の追加募集に向けた準備も進めているところですが、具体的な営農の目標を設定しまして、数年後の営農状況を想定した内容での募集を検討しております。

このように、時代に合った営農基盤を整備し農作業の効率化を促進するなど、ハード事業、ソフト事業の両面から魅力ある農業の支援を展開し、新規就農者の確保の取組を農家や関係機関と一緒に今後も進めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 頑張ってくださいと思います。

それでは、最後の項に移りたいと思います。

昨今の異常気象の影響もあり、局地的な豪雨による災害が全国各地で起きており、多くの方が亡くなったという新聞等々の報道も多くあります。衷心より哀悼の意を表してお見舞い申し上げ、一日も早い復興・復旧を願うばかりです。

そのような災害が起きているたび、その都度行政の政策対応が問われるところです。そこで、大切な避難所の設置がいかに大切かを考える時代となっております。テレビなどで報道されているように、水害台風などで一時的な避難所としてよく使われている施設として、公民館、学校の体育館など公共施設が挙げられております。あの広いスペースに男女混在で一晩を過ごすというのが一般的な避難の形となっております。初めは毛布、食料品などが配られ、期間が長くなれば様々な日用品が支給されるということになりますが、避難所は、あくまで一時的な避難所であり、長期滞在を想定しているわけではありません。ですから、イレギュラーに長期の滞在となったときは、様々な我慢を強いられることにもなります。

これまで、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨、関東・東北豪雨などの災害では、被災された方々が1週間以上、長い場合は数か月単位で体育館などの避難所での生活を余儀なくされました。その結果、被災したショックに加え肉体的にも精神的にもダメージが蓄積され、多くの方が疲労しました。この問題をできるだけ解消していく必要があると考えられます。

那珂市においても、台風19号による浸水被害もあり、今後も同じような災害が再度起きる可能性が高いことから、住民の生命・財産を守るため、対策や政策の一つとして避難所の運営について積極的対応ができているのか質問していきたいと思っております。

東日本大震災以来、何十年、何百年に一度の災害、これまで経験したことのないような大雨に伴い、川の氾濫や自然災害の甚大化が予測されております。そこで、避難計画やいろいろな政策も課題が多くあると思っております。

初めに、避難所施設に関して伺いたします。

指定箇所など那珂市の避難所の概要はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

避難所の概要でございますが、本市では、小中学校やコミュニティセンターなど、27か所の施設を避難所として指定しております。そのうち、中央公民館、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる、那珂総合公園の6施設を拠点避難所に指定しております。

拠点避難所につきましては、災害の規模や状況に応じ優先的に開設する施設としております。そのため、拠点避難所には速やかに避難所を開設できるよう防災倉庫を設置し、非常用の食料や飲料水のほか、発電機や投光器、毛布などの資機材に加えまして、パーティション

やテントなどの感染症対策の資機材を配置しております。また、生活用水として利用する防災井戸を整備しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、これから台風シーズンに入っていくところですが、避難所でも新型コロナウイルス対策が大切なことだと思っております。そのような中で、避難所における新型コロナウイルス感染対策はどのようになっているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、避難者の居住スペースを広く確保するとともに、パーティションやテントなどにより飛沫及び接触への対策を行い、さらに換気を徹底することで3密対策をいたします。そのほか、避難者受入れ時には、手指消毒、検温、健康チェックを実施し、万が一、受付で体調不良の避難者がいた場合には、体調不良者専用の避難所への案内や搬送をするなど、感染症対策をして避難所の運営をいたします。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 緊急時の情報伝達手段はどのようなものがあるのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

緊急時の情報伝達手段でございますが、まずは防災行政無線がございます。そのほか、防災アプリ、緊急速報メールやホームページ、SNS、メルマガなどインターネットによる情報伝達手段、広報車による広報や災害情報共有システムによるテレビでの文字放送など、様々な情報伝達手段がございます。これらの手段により緊急時の災害情報を発信いたします。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 情報伝達体制や避難経路など対策は十分あるのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

災害時の情報伝達体制につきましては、防災行政無線をはじめとする様々なツールを活用し情報を発信いたします。しかしながら、災害時には、確かでない情報やデマ情報などにより不測の事態が起こることも考えられ、正確な情報を必要な方に、より確実に届けることが重要になります。

特に、災害時に特別な配慮が必要な避難行動要支援者へは個別支援プランにより情報を伝

達し、情報が行き届かない可能性のある高齢者など情報弱者へはご近所からの声かけなどをお願いするなど、引き続き、地域の皆様と連携した支援体制の強化に努めてまいります。

また、避難経路につきましては市では特に定めてはおりません。

市といたしましては、災害時の避難の妨げになるおそれのあるブロック塀の安全点検や、耐震性の確保について啓発を図るとともに、浸水想定区域や土砂災害の危険箇所を防災マップで確認し、安全に避難できる経路を決めておいていただけるよう、引き続き機会を捉えて周知してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 避難所では、特に女性、子供、高齢者、障がい者などの配慮が必要な方は、不快に思ってもなかなか言い出せない状況が十分考えられることもあります。避難所において少しでも快適に過ごせるよう、市としても十分に配慮した運営をしていただけるような計画となっているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

避難所を設置する際の災害弱者への配慮でございますが、災害時に優先的に開設する拠点避難所には、出入り口のバリアフリーや冷暖房、和室、多目的トイレ、更衣室、授乳室など、災害弱者に配慮した設備が備わっております。

その他の避難所となる施設につきましては、災害弱者に配慮した設備が十分ではございません。このような施設を避難所として開設する際には、可能な限り配慮できるよう努めることとしておりますが、支障がある場合には、拠点避難所や必要に応じて福祉避難所へ移っていただくこととしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 女性避難者のケアや女性用更衣室、授乳室の設置など、女性の視点を取り入れた避難所運営の計画となっているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

女性の視点を取り入れた避難所運営でございますが、市といたしましては、避難所運営には女性スタッフを多く配置したいと考えております。また、避難所内での着替えや授乳場所についても女性の視点を取り入れ、女性避難者に配慮した避難所運営に努めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 最後になりますが、那珂市内においては、自治会において自主防災組織が組織されています。各自主防災組織ごとに様々な活動を行っておりますが、災害発生時

においても、市や自治会での初期活動、状況の把握の対応が相互にできるような取組の連携の在り方について、具体的にどのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

自主防災組織との災害時の連携の在り方でございますが、大規模な災害が発生した際には行政だけでは十分な対応ができないことから、特に災害発生直後の応急活動におきましては自主防災組織との連携が重要であると考えております。

各自主防災組織では、平時においては防災訓練や危険箇所の見回りなどを実施しており、災害時には情報収集や伝達、避難誘導、負傷者などの救助を行うなど、地域防災の要として重要な役割を担っていただいております。

また、市では、緊急時の連絡手段としてI P無線機を各自治会に配備し、毎月、通信訓練を実施しております。いざというときに行政と地域が防災情報の連絡を取り合い、共有することで速やかな対応につながることから、引き続き、通信訓練などを通して連携を強化してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

私も、地元白河内自主防災会の一員として開設当時から役員をやっておりますが、これからも地元自主防災組織を大切に、そして、地元のために災害に役立つよう一生懸命進めたいと思います。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 以上で通告3番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告4番、原田陽子議員。

質問事項 1. 薬物乱用防止について。 2. 小中学校の体育館の空調設備設置について。

3. 移動期日前投票所について。

原田陽子議員、登壇願います。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

それでは、最初の質問、薬物乱用防止について質問を順に進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

薬物乱用とは、薬物をルールや法律から外れた目的や方法でを使用することをいいますが、それは、人間の体に使ってはいけないと決められている薬物を使ってしまうこと、また、医薬品でも本来の医療目的以外で使うことも薬物乱用となります。そして、一度の使用でも乱用に当たってしまいます。

覚醒剤や大麻、コカインといった違法な薬物はそれぞれ法律によって厳しく規制されており、それを誰かに渡したり、また持っているだけでも犯罪になります。薬物は、脳の正常な発達を止め精神のバランスを悪くさせるため、脱力感、疲労感、また幻覚、妄想といった精神障がいや、脳をはじめとする体の主要器官に深刻な悪影響を及ぼします。また、乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには重大な犯罪の原因にもなり、社会全体への問題に発展することにもなってしまいます。

日本は、世界レベルで見ると、薬物犯罪や乱用者は極めて少ない水準だと言われております。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大以降、覚醒剤をはじめとした違法薬物の密輸において、日本に暮らす在日外国人の逮捕が相次いでおり、また、インターネットでも平然と薬物が売買されている事態は深刻であり、現実には危険な状態であると言えます。

依存症対策全国センターのサイトの「日本における薬物使用・薬物依存の傾向」によりますと、2017年に実施された一般住民を対象とした全国調査によれば、覚醒剤や大麻といった薬物を少なくとも1回以上使ったことのある国民、これは15歳から64歳が対象のようですけれども、その1回以上使ったことがある国民は全国で約216万人と推計されています。

内訳で最も多いのが大麻で、その使用人口は全国で約133万人と推計されているとのこと。さらに、かつてはシンナーなどの有機溶剤が多かったものの、それらは現在では減少傾向にありますが、その一方で大麻が増加傾向にあり、大麻の使用を誘われる機会も増加していることが報告されているそうです。

国内の薬物事犯全体の検挙人数は昨年より減少し、近年横ばいで推移していますが、警察庁の発表による大麻事犯検挙人数は、30歳未満の若年層を中心に平成26年以降8年連続で増加し、過去最多の検挙人数となりました。若年層における大麻乱用が拡大しており、以前にも増して深刻な状況が見られております。

国内ではそのような事情が見られておりますけれども、市内では薬物事犯の状況はどのようになっていますでしょうか。分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市に限った薬物事犯の件数については公表がされておりませんので、茨城県警が公表している県内のデータでお答えします。

それによれば、令和3年中の薬物事犯の検挙人数は256人となっており、そのうちの約6割が覚醒剤事犯となっています。覚醒剤事犯の検挙者総数は年々減少していますが、一方で大麻事犯の検挙者数は、令和3年には過去最多の85人の検挙者数となっています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 茨城県警が公表しているデータということですが、県内も国内の状況と同様に大麻事犯の検挙者数が過去最多となっている状況が分かります。

それでは、薬物事犯の検挙者の年代構成はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

薬物事犯のうち覚醒剤事犯の検挙者の年代構成ですが、20歳未満が2%、20歳代が22%、30歳代が21%、40歳代が26%、50歳代が14%、60歳以上が15%と幅広い年代に広がっております。

大麻事犯の検挙者の年代構成は、20歳未満が20%、20歳代が55%、30歳代が23%となっており、40歳未満が98%を占める状況で、若者の検挙者数が増している傾向が見られます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 覚醒剤事犯が20歳未満から60歳以上の幅広い年代に広がっていることも驚きますが、大麻事犯の場合は若者層の中で広がっていること、その状況についてもショックを受けるとともに、近年問題となっている若年層を中心とした大麻の乱用拡大は、茨城県内の検挙の状況を見ても明らかなことが分かります。

そして、麻薬や覚醒剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという依存症と、乱用による幻覚、妄想に伴う事象、他害への危険性があるという大きな特徴があります。一度だけのつもりでいつの間にか薬物依存となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなってしまいます。

そのような薬物の問題を抱える本人や家族が相談したいと思っても、違法薬物の使用は犯罪でもあるため相談につながりにくい現状があると聞きます。薬物依存症など薬物問題を抱える本人や家族の相談窓口はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

主に県が窓口となります。茨城県のホームページにおいては、薬物依存症相談窓口として、

公的な相談機関では茨城県精神保健福祉センター、保健所を案内しているほか、民間相談施設の窓口が紹介されており、薬物依存症の相談窓口を探す際の参考になる情報が掲載されております。そのほかにも、依存症専門医療・治療拠点機関として、茨城県立こころの医療センターの情報についても掲載されております。

現状において、市の健康推進課には薬物依存症についての相談は寄せられておりませんが、相談があった場合については、茨城県精神保健福祉センターの窓口をご案内することにしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 私も薬物問題を抱えた方のご家族からお話を聞いたことがありますけれども、何かおかしいと家族が異変に気づき始めても、ごく一般的な家庭では、身近な家族が薬物乱用に陥っているとは想像し難いことです。また、薬物乱用をする人の特徴として家族にうそをついてごまかすので、その異変の原因が薬物の乱用から来るものであることに気づくのには何年もかかったというお話を聞いたことがあります。

そして、薬物乱用と分かった瞬間、犯罪であることに後ろめたさを覚え、周囲には相談できずに独りで問題を抱え込んでしまったり、薬物から引き起こされる病気や貧困、虐待などのケースもあるかもしれません。

いずれにしても、市では、相談があった場合は茨城県の精神保健センターをご案内することですが、適切なお案内をしていただけたらと思っております。さらに、精神保健センターでの相談は秘密を厳守してくれることも言い添えていただければ、安心して相談ができるかもしれませんので、その点も重ねてお願いをいたします。

それでは次の質問ですが、そもそも薬物は絶対に使わないことが一番なのですが、薬物を防止するための対策として、市で実施している対策はどのようなことがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

薬物乱用防止対策につきましては、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例及び第五次茨城県薬物乱用防止五か年戦略に基づいて行っております。

茨城県、ひたちなか保健所、薬物乱用防止指導員ひたちなか地区協議会と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動における街頭キャンペーン活動やポスターの掲示、地域団体や企業等への啓発活動、募金活動等に参加しております。

また、市には県から委嘱された薬物乱用防止指導員が7人おり、日常生活を通じて、覚醒剤やシンナーなど、薬物の乱用防止の啓発活動及び薬物乱用に関する相談の活動をしております。さらに、市のホームページにおいて、インターネットや個人輸入などで安易に違法薬物を購入しないよう呼びかけるページを作成し、薬物乱用防止の注意喚起を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 現在実施されている対策はよく分かりました。

それでは、未成年者への対策も必要だと思っております。2015年の小学6年生の男児による大麻事件では多くの方が衝撃を受けました。中学3年の女子中学生が大麻とMDMAを所持していたことが発覚した事件や、高校生が大麻所持で逮捕される事件などもありました。

令和元年の調査によると、初めて大麻を使用した経験について、誘われて使用したと回答したのは20歳未満では85.7%、20歳代では80.8%、初めて使用した年齢が若いほど誘われて使用する比率が高いことが分かります。また、大麻を使用したきっかけは、好奇心、興味本位が高くなっています。そして、10歳から30歳代の若年層では、大麻は少しなら構わない、個人の自由と考える者が増えてきていることも明らかにされています。

誘いの言葉にはだまされずにはっきりと断るためにも、10代からの薬物乱用に関する教育が重要だと考えられますが、本市の小中学校ではどのような取組を行っておられるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

茨城県の方針を踏まえて、全ての小中学校で薬物乱用防止教室を実施しております。小学校では6年生を対象に、また、中学校では学校ごとに対象学年を設定して、年に1回、薬物の有害性や危険性、依存性について学んでおります。

講師は、外部講師を活用しており、薬物乱用防止指導員のほか、学校医や茨城県警の職員等に依頼をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 小学校、中学校ともに薬物乱用教室を実施されているということで、義務教育のうちに2回そのような実施をされているということで私も安堵いたしました。インターネットなどでは、大麻はほかの薬物より安全、害がない、大麻は依存にならない、いつでもやめられる、また、海外では大麻が合法化されているから安全だという情報があり、そのような情報が危機意識や警戒心を低下させる原因とも言われています。近年、カナダや米国の一部の州で大麻使用が合法化されたことを好意的に受け止め、日本は取り残されているなどという声もあると聞いています。

大麻は、覚醒剤などほかの薬物使用につながるおそれがあることからゲートウエイドラッグとも呼ばれ、覚醒剤などのさらに強い副作用や依存性のある薬物の使用の入り口となる薬物であると指摘されています。

大麻は、繰り返し使ううちに依存症を招き、認知機能や判断能力の低下をもたらします。特に小学生、中学生、高校生の時期は心身ともに急速に発達するときです。この時期に薬物

を乱用すると、脳や体の成長がストップし感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達が損なわれてしまいます。

また、薬物を入手するために無理な借金をしてしまったり、窃盗、詐欺、また売春などの犯罪を犯すことも少なくはありません。薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や、外国人密売組織などとの関わりを持つ危険も潜んでおります。市民の皆様が薬物に関する正しい知識を持つことでどの年代層も薬物乱用に陥ることがないように、引き続き市内での薬物乱用防止対策をお願いいたしまして、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、2つ目の質問となる小中学校の体育館の空調設備設置についてに質問を移らせていただきます。

6月下旬から7月初めにかけて記録的な猛暑日が相次ぎ、気象庁によりますと、6月に群馬県伊勢崎市で気温が40.2度に達し、全国で初めて6月に40度を越えたということでした。

8月22日の茨城新聞のネットニュースでは、水戸市では今年14日を数え、災害級の暑さと言われた2018年の9日を大きく上回り過去最多を更新したとあり、さらに、水戸地方気象台によると、今年の水戸の最高気温は6月25日に初めて猛暑日を記録し、その後も、同月6月28日を除き7月1日まで猛暑日が続き、また8月上旬においても、10日間のうち猛暑日数が6日に達したことを伝えられています。

平均気温が上昇しているということは、熱中症のリスクも高くなっていくということです。同時に、この時期は記録的な大雨による災害も心配されています。災害時には避難所ともなり得る小中学校の体育館ですが、市内小中学校のエアコンの設置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小中学校の普通教室、図書室、校長室、職員室、保健室につきましては、令和元年7月までに設置が完了しております。特別教室につきましては、図書室など一部の教室に設置しております。体育館につきましては、いずれの学校においても設置はしてありません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 体育館のエアコンは設置していないということですが、文部科学省の公立学校施設の空調設備設置状況を見ますと、令和2年の小中学校の体育館の設置状況が見られます。それによりますと、東京都が51.2%で一番高いですが、全国平均は5.3%と低く、茨城県は0.8%とさらに低い状況にあり、全国的にも体育館の空調設備の設置は進んでいないのが現状のようです。

しかしながら、近年、児童生徒の熱中症対策や避難所の環境を強化するという観点から、導入を検討する自治体が急速に増えているようです。体育館は、直射日光で建物が温められ室温が高温になる傾向があります。通気を行っていても外気温が高く熱が籠もりやすいため、

気温が一度上がると下がりにくい状態になっています。

このような体育館で体育の授業や部活動を行うのは非常に危険な行為だと言えます。そうした熱中症のリスクが高まる時期についての体育の授業や部活動などにおいてはどのように対応されているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

体育の授業や部活動におきましては、熱中症警戒アラートの情報や体育館内の熱中症指数計の数値を随時確認しながら、小まめな休憩や水分補給を指示しております。また、状況に応じては活動内容の見直し・中止を行っております。体育館を使用するスポーツ少年団におきましても、各団体の判断の下、同様の熱中症対策を実施しております。

また、講演会等の行事につきましては、夏の時期はできるだけ体育館を使用しないよう、日程に配慮して開催をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） そのときの状況に応じた対応をされているということで、特に、猛暑日とともにコロナの感染者数が増えてきた頃でもありましたので、感染症対策にも気を配りつつ熱中症対策もしなければならない状況において、かなりの神経を使われたのではないかと推測しております。

それでは、体育館を避難所として使用する場合はどのような対応をされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

小中学校の体育館を避難所として開設する際、冷暖房機器が必要と判断される場合には、災害時応援協定を締結している事業所から扇風機やストーブなどを可能な限り調達し、対応を取ることとしております。また、昨年度、各避難所に送風機を配置いたしましたので、こちらも必要に応じて使用いたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 様々な事態を想定して準備されていることはよく分かりました。

しかし、猛暑日や熱帯夜では、避難してきた市民が熱中症を発症してしまうおそれがあります。大きな災害といった万が一の事態が発生しても市民が安心して避難所を利用できるよう、避難所として環境整備が必要だと思われれます。そのような状況にありますけれども、これまで体育館へのエアコン設置について検討したことがあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

体育館の空調設備につきましては、学校教育はもとより、先ほど議員からご指摘がありましたとおり、避難所としても整備の必要性は十分認識しております。また、この課題につきましては防災課とも共有をしております。設置に向けた検討につきましては、体育館も含めた学校施設全体として、優先順位や緊急性に鑑みながら年次計画を策定・見直しする中で随時実施しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 防災課とも課題を共有し検討されているようですが、その後、設置に向けた動きがないということは何か問題があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校施設全体として優先順位や緊急性を考慮した場合、体育館よりも理科室や音楽室といった特別教室を優先的に進めたいと考えております。この考え方は那珂市学校長会とも認識を共有しております。限られた財源を充当する上では、順位をつける判断は避けられないところ です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 確かに、部長のおっしゃるとおり限られた財源の中、実際の教育現場の視点も取り入れた上で優先順位をつけるのはもっともなことだと思っております。体育館同様、特別室の空調設備の設置も早急に実施していただきたいところでございますけれども、設置についてどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

施設の整備を推進する上で財源の確保は重要です。体育館の空調設備についても同様であり、上部機関への要望活動を実施しているところです。

教育委員会としましては、茨城県市町村教育長協議会から茨城県を通して文部科学省へ、さらに市長からも、茨城県市長会、全国市長会を通して国に対し財政的支援を要望していただいております。

しかしながら、今回の議員からのご質問を受け、空調設備が整備されるまでの暫定的な措置として、スポットクーラー等の配備を検討する必要性を認識したところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 1つの教室に比べて、体育館のエアコン設置となりますと、設置費用のほかランニングコストも負担が大きく、設置工事に時間がかかるという課題などもあると思います。その中でも、既に関係各所に対し要望活動もされているということですし、また

今回いろいろと、スポットクーラーなど整備の検討をされているというご意見をいただきましたので、多角的な視点から調査をしていただきまして、空調整備のご検討をさらに進めていただきますようお願いいたします。

それでは、この質問を終わりにして、最後の質問事項である投票率の向上についての質問に移ります。

午前中、古川議員からもありました。古川議員のほうは、投票所の設置についても質問がありましたけれども、私のほうは、移動期日前投票所についての質問を進めさせていただきたいと思っております。

投票率の低下についてこれまでの国政選挙の投票率から見ますと、70%を超えていた時期もあった投票率が、ここ30年はほぼ50%台に低下してきました。そして、3年前の参議院議員選挙では過去2番目に低い48.8%にまで落ち込みました。中でも低かったのが10代、20代の投票率で、3人に1人しか投票に行かなかったという結果であったようです。

那珂市においても投票率が同じように低下しており、那珂市における市議会議員選挙の投票状況を見ましても、平成20年に66.3%だった投票率が、前回の令和2年の選挙では47.37%と低下しています。

それでは直近の選挙はどうだったのか。直近の選挙は国政選挙になりますが、那珂市における過去3回の国政選挙について、全体の投票率と、そのうちの10代、20代の年代別投票率についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

本市における過去3回の国政選挙の投票率ですが、令和元年参議院選挙が49.56%、令和3年衆議院議員選挙が51.78%、令和4年参議院選挙が47.81%となっております。

続きまして、若年層の年代別投票率ですが、こちらは那珂市全体の投票率ではなく、市の選挙管理委員会が標準的投票区として指定している五台第2投票区の投票率になります。10代の投票率は、令和元年参議院選挙が37%、令和3年衆議院選挙が30%、令和4年参議院選挙が27%となっており、20代の投票率は、令和元年参議院選挙が19.1%、令和3年衆議院選挙が27.3%、令和4年参議院選挙が27%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 総務省の発表によりますと、今回の参院選の全ての年代の投票率は52.05%ということで、那珂市の今回の参院選投票率が47.8%ということ、那珂市の投票率は全国に比べても低い投票率だということが分かります。

そして、10歳代の投票率、これも総務省のまとめによりますけれども、34.49%で、前回から2.21ポイント上昇したとのことですから、全国的に見ても、那珂市の10代の投票率27%というのはかなり低いと言わざるを得ません。投票率の低下には、政治に対する感心の

低さと若者の選挙離れが主な要因に挙げられています。投票所に行くのが面倒、選挙に行く時間がないといった理由も選挙に行かない要因に挙げられています。

選挙に行かない理由に挙げられている政治や選挙に対する無関心などは、今後の教育や選挙活動を見直さなければならない長期的なものですが、投票所に行くのが面倒、また選挙に行く時間がないといった理由であれば、自治体による投票所の環境づくりが要となるのではないかと思います。そこで、現在の投票所の状況について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

まず、投票所の場所と数についてですが、当日投票所につきましては市内26か所に設置しております。また、期日前投票所を那珂市役所、総合センターらぼーの2か所に設置しております。

続きまして、投票環境についてですが、投票する方が投票しやすい環境となるよう努めています。その一環としまして、令和4年の参議院選挙から、駐車場から投票所までに段差があり、投票スペースの狭さや照明の明るさ等に課題のあった瓜連地区の期日前投票所と瓜連第1投票区の当日投票所を、瓜連支所から総合センターらぼーに変更いたしました。

その他の当日投票所につきましても、段差のある施設の場合はスロープや手すりを設置し、空調等に問題のある施設につきましては、ストーブや扇風機等で可能な限り対応しております。

また、コロナ禍において不安を感じずに投票できるよう、ビニールパーティションの設置や手指消毒の徹底等様々な対策を行い、併せて、感染対策を徹底している投票所であることを市ホームページやSNSを通じ情報発信を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市内26か所の当日投票所と期日前投票所は市役所とらぼーの2か所ということで、投票所の環境にも配慮され感染対策も徹底しているということで情報発信もしっかりされているようですが、そのほか、現在の投票所について何か課題はありますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えします。

投票所の課題につきましては様々ありますが、投票管理者や投票立会人をお願いしている地域の自治会長にも相談し、その都度対応しています。このため、現時点で投票する上で支障となる課題について認識しているものではありません。

今後も、選挙ごとに市民の方からの投票所に関する意見をいただきながら、投票所における課題の把握及び解決に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） その都度対応されているため、現在、投票の支障となる課題に対して認識しているものはないということですが、もう少し深く掘り下げていただいて、投票に関して市民がどのような意見を持っているのかが分かれば、投票環境向上の施策のための参考になると思います。そのための市民アンケートなどから投票に関して調査されたことはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

投票環境向上の参考とするために市民アンケートで調査したことはございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市民アンケートでの調査をしたことはないということですが、さきのご答弁では、市民の意見をいただきながら課題の把握、解決に努めていただけるということです。ですから、実際に投票所に足を運んで投票する市民の声も積極的に調査していただきたいと思います。それは、投票所において投票に来られた市民の方から直接声を聞くという方法もあるかと私は思います。

それでは、次の質問の前に移動期日前投票所についてですが、まず、移動式の期日前投票所とは、投票箱や記載台を載せた自治体のマイクロバスや路線バスが回り、有権者が乗り込んで投票する仕組みのことです。

平成28年の参院選で島根県浜田市が初めて導入したようですが、それから移動期日前投票所を導入する自治体が増えていきました。移動投票所を導入した自治体では、交通の便の少ない高齢者らにとって支えとなる取組とし、交通手段が乏しく車がなければ移動しにくい地域に住む人が投票を諦めないようにしたいという考えから、それを実施したようです。

そこで、那珂市においても、投票所に行くのに苦勞する高齢者の方など交通弱者のために移動投票所を導入して、市内を巡回してはいかがでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

ただいま議員のほうから移動期日前投票所についてご説明をいただいたところでございますが、そのような交通弱者のための移動投票所について、路線バスやマイクロバスを利用して市内の集落などを時間単位で巡回する取組を行っている自治体は、県内では高萩市や稲敷市などが設置していると思います。

設置の目的は、投票所へ行くことができない交通弱者の投票の機会を確保することが考えられますが、全国的に見ますと、人口減少に伴い投票所を統廃合した場合などに、このような移動投票所を設置する例が多く見られます。

本市におきましては、自宅から投票所までの距離が遠いことを理由に投票ができないとい

った意見はこれまで寄せられてはおりませんが、交通弱者の移動手段としましては、ひまわりタクシーの制度もございますので、現時点におきましては、交通弱者のための移動式の投票所を設置することは考えておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 自宅から投票所までの距離が遠いことを理由に投票できないといった意見はないということですが、それはただ単に投票を諦めてしまっているのかもしれませんが。東京新聞の2019年の参院選での高萩市の移動投票所に関する記事の中には、徐々に投票ができた、いつもは投票所に車で行くけれども今日は歩いて来られて便利だったという有権者の感想が掲載されておりました。

また、総務省のサイトを確認しますと、令和3年10月執行の衆議院議員総選挙における市町村の選挙管理委員会による移動期日前投票所の取組事例を取りまとめたものが掲載されております。そこには、さらに各選挙管理委員会においては、本事例集を活用いただき、移動期日前投票所の設置について積極的に取り組んでいただきたいと考えていますとの記載がありました。総務省でも推奨しているようですし、私からもご検討していただけますようお願いいたします。

それでは次の質問に移りまして、若い世代の投票率向上につなげるため、高校等に移動投票所を設置してはいかがでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

茨城県内では、日立市などが投票率向上と選挙啓発を兼ね、高校や大学に、昼休みや放課後の一部の時間ではありますが、移動式の期日前投票所を設置しております。

市内の高校等としましては那珂高校、水戸農業高校、茨城女子短期大学がありますが、生徒の中で18歳以上であり、さらに市内に居住する学生の割合を考えますと、市内の高校等に移動投票所を設置することが那珂市の投票率アップに直接つながるかということ、効果は薄いように考えております。

しかしながら、選挙権を得たばかりの生徒ばかりではなく、まだ選挙権を得ていない生徒たちにとっても、投票所が学校に設置されるということは、選挙をより身近なものに感じてもらうことにもつながるものと考えております。移動投票所の設置につきましては、高校等の意向も確認する必要がありますので、今後も引き続き調査・検討をまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 今回、これを導入しております神栖市に電話で少しお話をお聞きしました。

神栖市では、県内の公立高校3校に移動投票所を設置したようです。もちろん、事前に高校との打合せをして協力を得ての設置だそうです。参院選が7月だったということもあり、18歳を迎えた生徒が少ないことを予想した上での設置だったようですが、電話からは前向きに取り組まれた様子がかがえました。先ほどのご答弁のとおり、生徒たちが選挙をより身近に感じられるような取組ができますよう、今後の調査・検討を私からよろしく願いいたします。

先ほども若い世代の投票率の低下について触れましたが、我々議員と同様に、市長も、市民から審判を受ける側の立場として、投票率向上に向けた施策が必要であると思われるのではないかと考えます。また、日頃より投票率の低さを問題視しているとも聞いております。投票率向上に向けた取組について、行政の長である市長が先頭に立ち進めるべきではないかと私は考えますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

午前中の古川議員の質問にもありましたけれども、議員おっしゃるように、政治に関する無関心が大きな原因ではないかということは私も共有をいたしております。お互いに政治に関わるものですから、このことについては重大な関心を持っております。私は、議会が終わるたびに街頭でマイクを持って報告活動をやっていますけれども、やっぱり選挙が近いときには、皆さん投票所に足を運びましょうと、投票するということが民主主義の第一歩ですよということを訴えさせていただいております。

そういったことを踏まえてでありますけれども、選挙はおっしゃるように民主主義の根幹をなすものであり、私自身も選ばれる立場であることから、投票率が低下していることは大変重大な問題であると認識をいたしております。私の目指す活力あふれる那珂市の実現のためにも、市民一人一人が政治に興味を持ってもらい、投票していただくことはとても重要であると考えております。

投票率の低下は、先ほど申し上げましたが、政治への無関心等がその主な原因とされているところがございますけれども、それでも、全国の自治体見ますと何とか投票率を向上させようと、投票環境の向上あるいは選挙啓発などの施策を実施しているところがございます。

投票率の向上は難しい課題ではございますけれども、今定例会で議員の方々からいただいたご意見を踏まえまして、また、他の自治体の先進的と言われる取組等も参考にしながら、投票率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市長も街頭などで訴えをされているということで、選挙においても私たちの選挙活動が見られている、そして、選挙前の活動よりも選挙中の活動のほうを市民の方が見てくださるという意識の違いのことも、私も大きく感じている次第でございます。

そして、先ほどご答弁で、市長も投票率の低下を重大な問題であると認識されているとのことですが、それであるなら、投票率向上のためにはもっと踏み込んだ施策を実施していただきたいと思っております。投票率が低いとなると、政治に活力がなくなり、どんどん政治が後ろ向きになっていくのではないのでしょうか。

今、シルバー民主主義という言葉も聞きます。若い世代の投票率が低いと高齢者向けの施策を優先にしがちです。それにより若い世代の意思が政治に反映されなくなってしまいます。それがますます若い世代の政治への無関心さを助長させ、その結果、那珂市自体の活力が低下することにつながるのではないのでしょうか。それが最終的には国の活力が低下することを指摘されている方もいます。

何より選挙は、国民が政治に参加し、主権者として意思を政治に反映させることができる最も基本的な機会です。費用対効果を考えるよりも、市民が選挙権を行使しやすいようにと選挙から政治を考える機会を増やすことを第一に、投票所の環境づくりなど、行政ができることをまず率先して行うことは当然のことではないのでしょうか。

残念ながら、古川議員も申しておりましたけれども、執行部からはそのやる気が私も感じられなかった、それが正直な気持ちでございます。しかし、行政の長である市長のご決断一つで、執行部のやる気も引き出せるのではないかと私は思っております。

不正選挙など、システム上のトラブルから慎重になってしまう執行部の方のお考えも私は理解しております。そこに、やはり市長のご決断からリーダーシップを取り、先頭に立ち、那珂市の若い方が政治について考える機会を多く持てるように今後の那珂市を考えていただきたく、私からそのようお願い申し上げて、この質問を閉じさせていただきます。それではありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告4番、原田陽子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時55分といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時56分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小 泉 周 司 君

○副議長（大和田和男君） 通告5番、小泉周司議員。

質問事項 1. 住みよきプラス活力あふれるまちづくりについてーデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進ー。

小泉周司議員、登壇願います。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

ちょうど午後のまどろむ時間となりますが、元気よくいきたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

現在、市では、第2次那珂市総合計画の後期基本計画の策定を進めているところでございまして、先日の全員協議会でその素案が示されたところでございます。その中で、自治体に今後求められる視点として6つの視点が記載されておりましたが、その中の一つとしてデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXへの取組が求められているということの記載がございました。

この問題につきましては、私自身も早くからその対応の必要性を認識しておりまして、令和3年3月の議会でも取り上げさせていただいたところでございます。その後、国におきましてDXへの取組が具体化し動きが加速化しております。現にこの議場におきましても1年前と大きく変わっておりまして、各議員が1人1台、執行部側にもタブレットが入ってペーパーレスというようなところで、タブレットを見ながらの、議事といいますか、議会の運営が進行されているところでございます。

市としましては、4月からDX担当を設置して推進を進めているというところでございますけれども、今後の市の対応についてやはり何点か気になるところもありますので、この定例議会で改めてご質問をさせていただくところでございます。

国におきましては、令和2年12月、総務省が自治体デジタルトランスフォーメーション計画を策定しました。地方自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具現化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策を取りまとめております。

その中で、全ての自治体が足並みをそろえてデジタル社会の構築を進めるために取り組むべき事項として、こちら6項目挙げられておりますが、その中で今回の質問では、まず行政手続のオンライン化、次にAI、RPAの活用について、そして、マイナンバーカードの普及についてお聞きしながら、最後に市の進むべき方向性を議論していきたいというふうに思っております。

さて、まず初めにお聞きしますのは、そもそもDXの推進について市がどのような考えを持っていらっしゃるのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

先ほど議員からもありましたように、令和2年12月に政府において、自治体デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX推進計画が策定され、令和3年9月にはデジタル社会

形成基本法が施行され、国民にデジタル化の恩恵が行きわたる社会を実現すべく、デジタル庁が発足しました。さらに、本年6月には、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定されたところです。

様々なデジタル技術を活用し、業務の効率化を図ることにより人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげることができ、また地域住民をはじめ民間企業など、多様な主体との連携により新たな価値が創出されることが期待されますので、本市としましても、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを積極的に進めていく必要があると考えております。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） すみません、基本的な考えをお聞きしました。

デジタル技術を活用して業務の効率化を図る、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげる、DXを積極的に推進していくということが確認できたわけですがけれども、当然、そのように捉えているからこそ、総合計画の策定に当たっても重点的な項目の一つとして捉えているということなんだろうというふうには思います。

では、本市の現在のDXの推進状況についてはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

本市におきましては、社会保障・税番号制度の導入や国の制度改正、進化するデジタル技術に対応するため、基幹系システムをはじめ、財務会計システムや人事給与システム等内部情報系システムのクラウド化など、セキュリティ対策と情報化の取組を進めてまいりました。

また、統合型GISやいばらき電子申請・届出システムなど区市町村共同システムの利用によるデジタル化や、市税等のスマートフォンアプリでの納付やキャッシュレス端末の導入による証明書発行手数料の収納につきましても取り組んできたところです。

本市独自の取組としましては、従来は必要とされていた図書貸出カードの代わりに手のひら静脈認証により本人確認を行うことができる図書館を、平成18年10月に開館しています。市民が手ぶらで気軽に立ち寄り図書が借りられる図書館として、市民がデジタルによる恩恵を身近に受けられる行政サービスとなっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） まず一点は、市内、庁内の業務用のシステムとしてセキュリティ対策と情報化の取組を進めてきたと、もう一点が、市民の生活に直結するところですね、市民税のスマートフォンアプリでの納付やキャッシュレス端末の導入による証明書発行手数料の収納についても取り組んでいるということが分かりました。

また、独自には図書貸出カードの代わりに手のひら静脈認証を利用した図書館ということで、個人的な話になりますが、私が職員時代に関わらせていただいた事業で、まさかこの場

でこのような答弁を聞くことになるとは、その当時、思いもしなかったところでございます。執行部のほうもお気遣いいただいたものかなというふうには思いますが、個人的には温かみを感じる答弁をいただいたというふうに思っておりまして、まさしくこのDXを推進することで、庁内の業務の改善、それから、市民生活に直結するところでのサービスの向上というところをしっかりと取り組んでいくということが必要なんだろうというふうに思っているところでございます。

それで、1点、セキュリティ対策と情報化の取組を進めてきたということなんですが、セキュリティ対策と情報化は、やはりこれトレードオフの関係にあるんだろうというふうに思います。あまりにこのセキュリティ対策に偏ると、業務で必要なシステムが使えないというようなことも起こるのではないかなというふうに思うんです。

現に私の職員時代に、地域の経済を分析するリーサスというソフトが、これ経済産業省のソフトなんですが、ありました。いろいろなデータを入れるとその場で分析をしてくれて那珂市の状況が分かるということで、非常に職務上も必要なシステムだったんですけども、当時、セキュリティの強化によってそのリーサスが使えないというような状況が生まれたように記憶をしています。

なかなか難しいところではあるんですが、そのような状況というのはやはりよろしくないんじゃないかなと思いますし、職務上必要なものは必要なシステムとしてしっかりと使えるということが必要なんだろうというふうに思うんですが、現状、そのリーサスの例のような事例というのはないのかお聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

本市のセキュリティ対策につきましては、総務省のインターネット分離に関するガイドラインに沿って、マイナンバー利用事務系とL G W A N接続系、インターネット接続系の3つのセグメントに分離し、セキュリティ強化を図ってきたところです。議員おっしゃるとおり、セキュリティ対策によってシステムが使えなくなることもあります。セキュリティ対策を維持しつつ必要なシステムが利用できるよう運用しているところです。

ご質問の地域経済分析システム、リーサスにつきましては、現在利用できる状態となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） リーサスについては使える状況だということで安心しましたが、決して民間のソフトじゃなくて経済産業省が出しているシステムですから、そのあたりは、やはり業務上に必要なものは、しっかりと使えるようにしていくのが筋ではないかなというふうに思います。

セキュリティ対策と情報化、これどこを取るかというのは非常に難しいとは思うんですね。

あまりにセキュリティ対策にいつてしまつて情報化が進まないというようなこと、それから、情報化のほうに偏つてしまつてセキュリティ対策がおろそかになつて情報漏えいが起きるなというということもあるでしょうから、ここをどこに持つていくかというのは非常に難しいところだと思いますが、あまりにセキュリティ、セキュリティ、情報化、情報化ということではなくて、その辺はしっかりと担当の管財課等でバランスを取りながら、そして庁内の意見を、しっかりと職員の意見を聞いてほしいなというふうに思います。こういったものを使いたいとか、こういったものをしっかりと使えるようにしてほしいというような意見に対しては真摯に向き合つていただいて、そのようなものへの対応というところもお願いをしたいというふうに思います。

では続きまして、今後の主な取組や具体的検討策についてお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

今後の具体的な取組としまして、国の重点取組事項とされている行政手続のオンライン化につきましては、子育て、介護等の行政手続を、マイナポータルからマイナンバーカードを利用して申請できるように整備いたします。

また、基幹系業務システムの標準化・共通化につきましては、標準処理システムへの移行の目標時が令和7年度と定められておりますので、それに合わせて進めているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 具体的に取組が進められているということなんですが、私、行政書士もしております、実は各市町村のホームページを見る機会というのが非常に多いんです。それは、申請に必要な様式等をダウンロードするためにその市町村の関係課のホームページを見まして、そこにある様式をダウンロードして申請に使用するなどということでも活用させていただいているんですが、那珂市のホームページを見ますと、正直言って、この部分のいろんな様式というもののホームページに載っている割合といいますか、数が少ないように思うんです。

これは、誰がその部分を判断するんだというところはあると思うんですが、もちろん現状、申請書の様式というのは、多分、各課の判断でホームページに載せられているというふうには思うんですが、私は、ある程度、管財課のほうでチェックをしていただいて、こんなところもほかの市町村は載せているから載せてみてはどうですかとか、この部分は載せないといけないんじゃないですかというようなこともやっていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

各課の申請等の様式につきましては、相当数ありますのでチェックや指導というのは難し

いと考えておりますが、申請等に係る様式につきましては、原則、ホームページに掲載するよう各課に働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 全部が管財課というのは酷な話かもしれませんが、やはりどこかが監督するというか、指導する立場に立ってそういったものを進めていくということも必要なのかなというふうに思いますので、ぜひともお願いをしたいというふうに思うんです。

DXといいますと、どうしてもシステム化したりとかプラットフォームを一緒にしたりとか、大きなことのように捉えるかもしれませんが、実は、こういった足元の市民に直結した、ちょっと頑張ればできるようなことというのもDX推進の一つだというふうに思うんです。あまり大きなほうにばかりいってしまってそもそもの足元がふらついては何にもなりませんから、こういったところもまずはしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

では次の項にまいりまして、行政手続のオンライン化についてお聞きしていきたいと思えます。

まず、本市の考えと状況についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

本市では、いばらき電子申請・届出サービスやマイナポータルのぴったりサービスを活用しまして行政手続のオンライン化を行っております。このうち、オンライン申請による受付を行っている行政手続は、住民票・除票の写し交付請求や児童手当の現況届など、35手続を行っているところです。

令和3年度の申請件数は、学童保育所の利用調査やアンケート等も含めまして7,405件の実績となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 行政手続のオンライン化が進んでいるということで、住民票、それから児童手当の現況届、35手続ということでございます。

35手続という数字はちょっとぴんとこない部分があるんですね。これ、庁内にどれだけの手続があるのかというのは難しいところかもしれませんが、ぱっと35と言われても多いのか少ないのかちょっと分かりかねるんですが、この35という数はどのような数字といいますか、手続数としてはどの程度の数なんでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

本市全体の行政手続数については把握できておりませんが、先進自治体の状況と比較しま

すと、本市のオンライン化した手続数は少ないと考えております。今後、他自治体の状況などを参考にしまして順次オンライン化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 現状ではやはり手続数は少ないということですね。今後順次進めていきたいということですから期待をしております。やはりこの世界、今コロナで、人と極力接触をしないで済むような手続化というものが求められているんだろうなというふうに思うんです。そのような中では、このオンライン化ということも、自治体の方向性としてやはり積極的に進めていくべきことのひとつなんだろうというふうに思っておりますので、今後ともしっかりと進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では次に、今後の主な取組と具体的な検討についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えします。

今後の予定としましては、国により特に国民の利便性向上に資する手続として定められた子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続の合計27手続につきまして、本年度中にマイナポータルからマイナンバーカードを利用しまして申請できるようにオンライン化を進めるとともに、その他の行政手続につきましてもオンライン化を進め、利便性や行政サービスの向上に努めていきたいと考えております。

また、住民基本台帳法の改正に伴う転出・転入手続のワンストップサービスへの対応につきましても、オンラインによる転出届の受領や転入届の事前申請・来庁予約受付が可能となるよう整備を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ありがとうございます。

国によって定められた27の手続についてはオンライン化を今年度中に進めると、そのほかのものについても、転出・転入の手続、ワンストップサービスの対応、そういったところも整備を進めていくということでご答弁をいただいたんですが、ちょっと全体感が分からないんですね。全体的にいろんな手続がある中で、行政手続のオンライン化はどのようなスケジュール感で進んでいくのか、そしてどのような分野を優先して進められるのか、そのあたりをもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

国により特に国民の利便性向上に資する手続として定められた27手続以外のオンライン化のスケジュールにつきましては、国からは特に示されておりませんが、進められるところからオンライン化を進めていきたいと考えております。

分野につきましては、オンライン申請を利用しやすい若い世代に関連する手続、例えば子育て関連の手続や学校関連の手続などから進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） オンライン申請を利用しやすい若い世代に関する手続とか子育て関連の手続、学校関連の手続から進めていくということでございます。様々な分野でオンラインの手続、対応が求められるところだとは思いますが、やはり全てを一気にというのは無理があるというふうに思いますので、ご答弁いただいたように、より利用されるだろう、より利用する世代がそこにユーザーとしてあるだろうというようなところを優先してやっていくということも、これは必要な判断だと思いますので、ぜひともそういった判断の下に今後も進めていただきたいというふうに思います。

では、続きまして次の項、AI・RPAの活用についてを進めていきます。

AIというのはまだ皆さん何となくイメージがつかみやすいと思うんですが、RPA、これ令和3年3月の質問でも使わせていただいた言葉ですが、やはり質問の後にいろいろな人に聞いても理解が難しいというか、初めて聞くというような方が多かったように思います。

RPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、簡単に説明すれば、人がパソコン上で行っている作業を人が行っていると同じような形で自動化するというようなことです。これは、私としても積極的に導入していくべきだというふうに思っているんですが、本市の考えと現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

令和3年度に事業者からRPAアプリケーションを無償で借り受けまして、業務の効率化をどれだけ図ることができるのか実証実験に取り組んだところです。その結果、給与事務関係におきまして縮減率82.5%の結果が得られました。

その結果を踏まえまして、令和4年度からRPAアプリケーションを正式に導入しまして、給与事務関係や文書管理事務のほか、支払い伝票の作成などに活用をしているところです。

RPAを利用することにより、業務の効率化、人的ミスの削減、職員の時間外勤務の削減が期待でき、また、職員を他の業務へ振り分けることもできることになるため、今後も、有効に活用し市民サービスの向上につなげていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 私、前に聞いたときにはまだまだそのRPAは、逆に言うとどこに使うっていいかわからないというような答弁で、令和3年度中にいろいろと試していきたいというような答弁をいただいていたと思いますが、令和3年度中の結果を受けて、令和4年度から正式に導入が始まっていると、給与関係、それから文書管理事務、支払い伝票の

作成などに活用いただいているということでございます。

やはりご答弁いただいたとおり、RPAを活用することで業務の効率化、それから人的ミスの削減、そこが結果として職員の時間外勤務の削減というところにもつながるんだろうというふうに思います。その時間をほかの業務にということですから、このあたりももっと調べるといふか、あるんじゃないかなというふうに思うんです、活用できるところが。その意味においても今後も有効に活用し、市民サービスの向上につなげていただきたいというふうに思うところでございます。まさしく今後の取組と今後の具体的な検討についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

今年度5月に各課を対象に説明会を実施し、RPAの活用事務について各課にアンケートを取り、活用可能な事務について検討しながら活用事務の拡大を図っているところです。

また、AI-OCRにつきましては、RPAとともに実証実験を行いました。文字認識率が約70%であったため自動化は難しいと判断して導入を見送りましたが、申請書等のデータ化における手入力、入力内容の確認作業の効率化が期待できることから、AI-OCRにつきましても導入を進めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） AI-OCR、AIは何となくイメージあると思いますが、AI-OCRというのがついておりますが、これ、簡単に言いますと手書き文字をテキストデータ化するというようなことかなというふうに思います。こちら、文字認識率が70%とあまり高くないのかなとは思いますが、そのような中でも効率化が期待できるということで導入を進めていきたいということですから、この辺は導入の経緯を見守っていきたいというふうに思います。

それから、RPAについては、各課を対象に説明会を実施していただいて、各課にアンケートを取っていただいたというところでございますが、各課を対象に説明会を行っていただいて、その反応というのを、各課でどのような反応だったのかお聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えします。

説明会に参加した職員からは、RPAについて、ある程度理解できたや理解できたとの声が多く聞かれました。また、現在の業務に活用したいとの声も聞かれましたので、今後、各課の様々な業務においてRPAの活用が広がるものと期待しています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今後、各課においてRPAの活用が広がるということなんですが、こ

こですごく大事な視点がありまして、R P A 自体は管財課が主導でこれは推進していくものだというふうには思いますが、各課の判断、各課自らが業務改善の一つの方策としてR P A の活用を考えていくということが、私は、非常に大切なんじゃないだろうかというふうに思うんですが、このあたりのご認識はどのように持っていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えします。

説明会の数日後に実施しましたアンケートでは、R P A を活用できそうな業務について各課から提案をいただきました。まずは、アンケート結果を基にR P A の活用を進めているところですが、今回のアンケートで提案があった業務以外につきましても、随時、各課からの要望を基に管財課がサポートしながらR P A の活用範囲を増やし、業務改善を進めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 給与事務に試してみたらすごく結果がよかったというようなこともあったと思うんですが、今、行政の中、人手がとにかく足りないというような状況、それから残業時間なんかも縮減しなさいということで、かなり業務改善を求められているというところが実情だと思うんです。その点においては、こういったR P A を活用するというのは私は非常に重要な視点だというふうに思っているんです。

ただ、管財課が主導で情報提供をしていきながら、大事な視点は、各課が自分の業務の中でこのR P A をどこに使えるかというところを真剣に考える必要があるんだろうというふうに思います。やっぱり、各課しか分からないところというのがあるわけですから、管財課の主導で、今、総務課長にお答えをいただいておりますが、本来、ここに全員、部長がそろってれば各部長の皆様方もこの問題についてしっかりと考えていただいて、関係各課に、どこに自分のところの業務でR P A を使えるか、各部1つぐらい毎年上げていただいて推進をしていただくぐらいに進めていただくのが私はよろしいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ各課の認識をもう一度、R P A の活用というところで自分たちの業務を改善していくんだという認識を強く持っていただくことをお願いしたいと思います。

では、この項を終わりにしまして、4番目の項、マイナンバーカードの普及についてお聞きしていきたいと思います。

まずは、本市のマイナンバーカードの普及の状況についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及につきましては、国の方針に基づき、本市におきましても普及促進に取り組んでいるところです。本市の普及率になりますが、7月末現在で39.8%となっており、全国の平均45.9%、茨城県の平均43.8%を下回っている状況です。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 7月末現在で39.8%、全国平均に比べますと低いというところですかね、茨城県の平均も下回っているということで、ちょっと低いという現状があるのかなというふうに思います。

でも、取得というのはこれ個人の本来は問題であって、取得率が市全体としてというのを問題とするのはどうなのかなというふうに私は思う部分もあるんですが、マイナンバーカードをどのように使えるのか、そのマイナンバーカードを利用した手続というのはどのようなものがあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、マイナンバーが必要な手続には年金や雇用保険の給付、確定申告などがあります。税や社会保険の手続を勤務先の事業主が個人に代わって行う場合にも、マイナンバーを提示する必要があります。また、令和3年10月からは、一部の医療機関や薬局にはなりますが、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まっております。

今後は、給付金などの申請や転出・転入のワンストップ手続など、様々な手続にマイナンバーカードが利用できるようになります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 健康保険証の一部利用が始まっているということなんですが、これ、問題は全ての医療機関で使えないということなんです。せっかく登録しても使えるところと使えないところがあるということで、よく市民の皆さんから聞くのは、作っても何に使うの、やっぱりメリットがそんなにないんじゃないというようなところ声としては聞くところがございますけれども、やはりそういったところをカバーするものというの必要なんだろうなというふうには思います。

本来は国等と推進していくものだと思いますが、市独自でもできるところもあるのかなというふうに思います。特に今、国は積極的に取得を推進していますので、予算も結構つくようなところがあるように思います。例えば地域ポイントなんか一つの例だとは思いますが、もっと市に限って言えば、例えば市民課の窓口にキヨスク端末みたいなのを置いて、マイナンバーカードを持っている人は通常の申請ではなくてすぐに証明が発行されるというようなことも、市民にとっては小さいかもしれませんが、メリットの一つかなというふうに思いますので、他市町村の情報なんかも収集しながら、ぜひそういったところも併せて取り組んでいただければというふうに思いますので、このあたりはお願いをしておきたいというふうに思います。

マイナンバーカード、交付税の交付率が地方交付税の額に反映されるということを報道で

お聞きしております。このこと自体は私はちょっと疑問を感じるところで、個人が取得を判断するものに対して、国が強制的にその市の交付税の算定額に影響を与えるというのはどうなのかなというふうには思いますが、そうはいつでも、そういうふうにするよというふうに言っているわけですから、これは、市としても普及率を上げていく必要というのはやっぱりあるんだろうというふうに思います。そこで、普及に向けての今現在の市の取組をお聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

普及に向けた取組でございますが、現在実施しているものとしたしましては、広報紙やSNSによるカード取得の啓発、市民課窓口での申請手続やマイナポイントの申請サポート、市内商業施設や市内コミュニティセンター、保育所、ひまわりフェスティバルなどでの出張申請受付を実施しております。

今後につきましても、市内の事業所、大学、高校での申請受付、図書館まつりなどイベント開催時や、家族や友人、サークルなど小規模グループへも出向いて申請受付を行うなど、申請機会の拡大を図りながら普及啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） そうですね、先日もひまわりフェスティバル、コロナ禍の中で無事に開催することができたばかりですけれども、そういったところにも出張していただいて、市民課の皆さん、申請受付を呼びかけておりました。今後もそういった様々な場所に出向いて普及率を上げていくということで、大変な努力をされているということが分かりましたので、この点については、引き続き取得に向けての普及活動に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、一個前で言ったように、市民にとってやっぱりカードを取得するモチベーションというようなものも一方では考えながら、両方で進めていただければいいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後の今後の課題と取組についてお伺いします。

まずは、今後の課題について、市としまして今現在どのように認識をされているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを推進するためには、行政のデジタル化や市職員の意識改革、能力向上だけではなく、行政サービスを利用する側、つまり市民や地域社会のデジタル化も重要であると考えています。

今後、市民や地域社会のデジタル化を進めるためには、オンライン申請に必要なマイナンバーカードの普及、それから、デジタル機器の扱いに不慣れた市民やデジタル機器に興

味のない市民をデジタル社会から取り残さないようにすることが課題であると認識しています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 一つの視点は、やはり市職員の意識改革、能力向上だけでなく、その行政サービスを利用する側、市民や地域社会のデジタル化も重要だということは、やはり一つの大切な視点だと思います。

それからもう一つ、デジタル機器の扱いに不慣れな市民やデジタル機器に興味のない市民、これらの人たちをやっばり見捨てることはできませんので、このDXの推進についてきていたただかなければいけないということになるかなというふうに思います。そう考えますと、このデジタルデバインド、つまり情報化に対応して恩恵を受ける方と取り残されてしまう方という、この情報格差というものを解消していく支援策が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

本年度、高齢者のデジタルデバインド対策としまして、国のデジタル活用支援推進事業を活用し、特定非営利活動法人アクティブシニア支援機構の協力の下、高齢者を対象としました初心者向けのスマホ講座を予定しております。10月から中央公民館及び総合センターらぼーるにおいて、それぞれ5日間の日程で開催を予定しております。

また、国の同事業におきまして、携帯電話会社の店舗などにおいても各種スマホ教室を開催すると聞いております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 高齢者を対象とした消費者向けのスマホ講座、それから、国の事業で同様のスマホ教室を開催するということなんですが、もう一段、何かしらの取組が必要かなというふうに思います。ここが取っかかりでいいと思うんですが、やはりこれだけでは情報格差というのは解消されないかなというふうに思いますので、その点については引き続きしっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、DXに対する市の現在の取組、これによって市民生活がどのように変わるのか、この点もやっばり市民に見えるような形で政策を進めていくということが、私、何よりも大切だというふうに思うんですが、具体的にこの市民の生活どう変わるのかご答弁いただきたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） 市民生活の変化というご質問でございます。

こちらのほうにつきましては、例を挙げて説明させていただきますと、これまで行政に関わる手続を行うためには、市役所の業務時間に合わせて市民が仕事を休むなどの調整をして市役所に来庁していただくことが必要となっております。

今後、行政手続のオンライン化を進めることにより、各種申請をパソコンやスマホから行うことが可能となれば、市役所の業務時間を気にせず行政手続を行うことができるようになります。デジタル化により、市民生活がよりよいものになるよう取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） なるほど、一定のイメージはさせていただきました。そうですね、何かもっと強いメッセージがあればいいのかなというふうに思いますが、いずれにしてもこのDXの取組によって市民生活も非常に便利になっていくというふうに思いますので、これは、引き続きの取組を積極的に進めていただきたいということでお願いをしておきます。

問題は、取組について今後どうしていくか、私は一段、もうステップ上がるのであれば、やはりそのデジタルの専門的な人材というものを配置する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、デジタル専門人材の必要性についてはどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

自治体がDXを推進していくためには、データを収集・分析し、市民生活、行政サービスをよりよくするためにはどうしたらよいか考えられる能力や、ICT技術でできること、できないことの限界を理解し、業務にどのように取り入れるかを柔軟に考えて推進できる能力などを持つ人材が必要です。このようなDXを推進していくために必要な能力を養うため、研修を通じて市職員全体の意識改革、市職員の育成を行っていきたいと考えています。

参考までに申し上げますと、今年度は6月に、いばらき県央地域連携中枢都市圏職員人材育成事業としまして実施されたデジタルトランスフォーメーション導入研修に、管財課、税務課、市民協働課、こども課の職員が参加し、DXの考え方を学んでおります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 人材が必要だという認識では一緒です。現在は、必要な能力を養う、それから研修を通じて市職員全体の意識改革、市職員の育成ということで、もちろんDXを進めるにはこれらのことは必要なんですけど、これにしっかり取り組んでいただけたということもすばらしいことだと思うんですが、ただ、やっぱりその職員を育てるとか意識を改革するということは一定の時間がかかるものなんですね。これはもうしょうがないと思います、急には人は変わらないので。この時間がかかる部分を今まさしく、DXは今、改革が求められている、今、推進することが求められている事業ですから、やっぱりこの部分の育成まで

の時間を補う間として外部のデジタル人材を活用してはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（会沢義範君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人材の育成には時間のかかるものであり、外部デジタル人材の活用は有効な手段であると思いますが、自治体D Xの推進を継続していくためには市職員のレベルアップも必要不可欠です。

まずは、市職員をD X人材として育成することを進めていきたいと考えており、その際に、外部デジタル人材に研修講師を依頼することも考えられます。また、外部デジタル人材をC I O補佐官、情報化統括責任者補佐官として採用することについても有効であると認識しておりますが、今の時点では予定しておりません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 前段の市職員のレベルアップも必要不可欠だということでは全く同じ意見です。これはD X推進の上で非常に必要なことだというふうに思うんですが、その次の外部デジタル人材の登用について、有効であると認識しているけれども、今のところ残念ながら採用については予定していないということですよ。

実はこれ、今の時点で、国からそういったデジタル人材を採用した場合に、その費用を国が出してくれるというようなこともございます。やはり国が積極的にD Xを推進する中でそのような政策を取っているんだというふうに思いますが、そういったこともうまく活用をしていただければいいんじゃないかなというふうに思うんです。市職員のレベルアップももちろん必要ですけども、やはりそれまでの期間、レベルアップするまでの一定の期間にそういった方をお願いして、市全体を引っ張っていただくというようなことも私は必要なんじゃないかなというふうに思いますので、今、予定しておりませんということですが、引き続きの検討をお願いしておきたいというふうに思います。

最後になります。最後は市長にお伺いをしたいというふうに思います。

やはりこういった政策、先ほどから最後は市長のやる気どうなんだみたいなどころがありますけれども、D Xの推進もほかの市町村なんかを見ると、やっぱりトップの意識、それから、何というんですか、具体的に引っ張っていくというようなことが非常に必要なんだろうというふうに思うんです。現在、市長として、このD Xの取組というものへの思いというのはどのようなものがあるのか最後にお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 私の後期の基本計画の中で、総合計画ですね、D Xを目玉の一つに挙げさせていただきました。そのことを取り上げて今回の議会で質問、ご提案をいただいたということで、まず感謝を申し上げたいと思います。

AIですとかRPA、あるいはマイナンバーカード、行政のオンライン化、いろんな切り口から議員にはご提案をいただいたと思っています。

DXを考えるときに、私、いつも思い出すのは、笠間の市長選挙のときに笠間の市長さんが、あそこは3市町村合併したんですね、私は第4の庁舎を造ると。第4の庁舎というのは要するにDXなんですね。箱を造るわけじゃなくてそういうものを整備したい、そういうことを選挙の中で一生懸命訴えていました。ああ、まさにそのとおりでなというふうに思って、今でもそういう思いを強くしています。後期計画の中にもそういうわけでDXを盛り込んでいただいた、そういうことでございます。

今後おそらく、ますます少子高齢化が進むことが想定される地方において持続可能なまちづくりを実現するためにも、自治体がデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを推進することは非常に重要なことであると認識をいたしております。行政サービスについても、デジタル化を進めることで、市民が書かなくてよい、あるいは市民が待たなくてよい、市民が行かなくてよい窓口を実現することにより、市民それぞれがライフスタイルに合わせて、様々な行政サービスを利用することができるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、国の策定した自治体DX推進計画の計画期間は令和7年度末までとなっておりますので、それ以降についても確実にDXを継続し、持続可能なまちづくりを続けるためには市職員の成長と変化が必要であり、これは議員さんのおっしゃるとおりで、市職員の育成を継続していくことが重要と考えております。

そして、DXを推進し続けていくことによって、市民が真の豊かさを実感できる「住みよさプラス活力あふれる那珂市」を全力で取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 私、後期計画の中でDXが6つの政策の中の一つとして出てきたときに大変うれしく思いました。市長がしっかりとそこを見ていてくれたということに安心感を覚えました。

ただ、やっぱり思いがあっても実際に実現していくというところはまた別の話で、そのときにさっき言ったような外部の人材というのをうまく使っていただきたいなと思いますし、実際にこの外部の人材を登用しているのは、CIOというのは実は、うちで言えば副市長なんですね。副市長が情報化統括責任者になっておりまして、その補佐官として外部人材を登用しているところが非常に多いという部分で、市長の思いをしっかりと実現できるような方をそこに置いて推進していくというの、これは一つの方向性というか、政策の取るべき手段の一つでもあると思いますので、ぜひともそういったところをしっかりと活用していただきながら、市長の思いをしっかりと実現していただくということがいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりを最後に市長に改めてお願いしまして、私の質問を終わら

せていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 以上で通告5番、小泉周司議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時55分といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時56分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（萩谷俊行君） 通告6番、木野広宣議員。

質問事項 1. 消費者行政について。2. 国土強靱化地域計画について。

木野広宣議員、登壇願います。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問いたします。本日最後の質問となりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

初めに、消費者行政について質問いたします。

令和3年、社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する取りまとめが行われました。
消費者教育は、消費者教育の推進に関する法律、及びこの法律に基づき定められた消費者教
育の推進に関する基本的な方針に沿って取組が進められております。

基本方針では、重点事項の一つとして、高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した
消費者教育の推進が掲げられており、幅広い年齢層でインターネットが日常生活に浸透して
おり、さらに情報発信の枠組みが大きく変化し、インターネットを通じた関係性が複雑化し
ています。これらの有用性を理解しつつ、セキュリティやリスクを自ら管理、配慮する必要
があることについての意識を持つことや、情報リテラシー、ある分野に関する知識や能力を
活用する力の向上を図ることを含め、消費者教育を推進することの重要性に鑑み、必要な取
組を検討し実施することとされております。

このため、令和2年に行われた消費者教育推進会議において、社会のデジタル化に対応し
た消費者教育に関する分科会を設置することを決定し、基本方針等を踏まえ関係省庁や事業
者等とヒアリング及び議論を行い、取りまとめが行われました。

学校における情報教育やICTリテラシーに関する各種啓発活動においても取組が行われ

ております。国、地方公共団体をはじめ様々な主体が消費者教育の担い手として、当事者意識を持って、相互に連携し、デジタル化に対応した消費者教育に取り組むことを期待しております。

また、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタル化によって多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人一人の幸福に資する、誰一人残さない、人に優しいデジタル化等が挙げられております。

消費者教育が目指している自立した消費者の育成という観点で、被害に遭わないことに加え、社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者市民社会への参画が重要であり、このことはSDGsの達成にも通じます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会のデジタル化が不可欠に進むことの指摘もある中、生活を豊かにするために、消費者教育としてデジタル化、デジタル技術の積極的活用を促す視点が重要であるとされております。

消費者のデジタル化への対応に関する報告書においては、消費生活におけるデジタル化とは、消費者による情報の入手及び発信並びに商品取引及びサービス利用の過程において、デジタルデータを用いる比重が高まっていく傾向を示しております。

デジタルデータの特徴としては、1として非劣化性、コピーが簡単、2つとして平等性及びメディアへの非依存性、3として処理の高速性、機械的処理になじみやすいという3つの特徴を有しております。

デジタル化の現状を見ると、2020年では若年層が中心に多く、多くの層でスマートフォンが接触最高長時間となっております。また、2015年と比較してみると、全ての世代でメディア接触総時間も増加しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、ネットショッピング等のオンライン取引の利用も増加傾向にあります。社会のデジタル化は加速していると見られるのが現状であります。

消費者のインターネット利用動向については、令和2年度の情報通信白書によれば、平均利用時間は若年層と高年層では大きな開きが見られたものの、いずれの年齢層においても利用時間はおおむね増加傾向にあります。

このように、日々の消費生活の中の行動、買物、コミュニケーション、娯楽等についてデジタル機器等を介した行動が高まっており、生活の利便性が高まっている一方で、その特徴により、消費者トラブルについてもこれまでと形を変えてきているのが現状の一つであります。

日々の消費生活の中で行動のデジタル化が進んでおり、例えば買物で実際の店舗で買物をする場合は、その店舗にない商品は購入できないが、インターネット通販を利用すれば、多様な商品をどこにいても選択し購入することができます。情報収集に当たっても、インターネット、キーワードで検索すれば、より短い時間で行うことが可能となります。

新型コロナウイルス感染症の影響から、テレワークや大学でのオンライン授業なども推進

されておりますが、働いたり学習する場所等の選択肢が広がっており、デジタルの活用は生活の選択肢を広げ、より豊かな生活を実現することにつながるとも考えております。そのためにも賢くデジタルを活用することが重要であり、その観点からも関連する消費者トラブルについて知っておくことが有効であります。

国民生活センターによると、インターネット通販に関する相談事例としては、健康食品、化粧品等の商品についての定期購入や模倣品など各種のサイトでのトラブル、スポーツ観戦やコンサートチケット予約等の業務の提供に関するトラブルが増加傾向にあります。デジタルコンテンツに関するものは減少傾向にあるものの、その内訳を見ると、オンラインゲームに関して高額課金等の相談が若年層を中心に増加傾向にあります。

また、最近のトラブルとしては、もうけ話に誘われ情報商材を購入したが収入が得られないといった、フリマサービスにおいても、商品を購入したが不良品だったということが掲げられております。トラブルに至ったきっかけとしては、インターネット上の広告やSNS上の広告、書き込み等が増加して、この中に消費者が軽い気持ちで根拠もなく口コミを発信し、それが他者とのトラブルとなってしまうのもあると思います。

そうした中、国や地方公共団体、民間事業者、消費者団体など幅広い主体から、若年層、各年代層を対象に様々な取組が実施されていることを確認して、地方公共団体として、学校以外の成人向けの消費者教育について、令和4年4月からの成年年齢引下げを見据えたとき、啓発活動の中で、商工会議所と連携し、事業内容の新人研修のカリキュラムに取り込まれる形で出前講座を実施する取組や、従業員向けコンプライアンス研修と併せて、消費者教育を実施する取組が行われております。

そのほかにも、事業所での事業者教育研修支援、そして教材作成や講師派遣事業が見られるものの、事業所での従業員向けの消費者教育の取組について、ある事例として多くないのが現状であります。

消費者団体については、デジタル機器の普及は高齢者を含め進展しております。一方、デジタル機器を安全に利用するために必要な知識やスキルを習得する機会が十分に提供されるとは言えない。また、消費者団体の中には、地域の啓発活動を担う人材の育成を通して、こうした状況に対し対面での機会を届ける取組を始めています。

以上のようなことを踏まえて質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、現況と課題ですが、消費生活センターは、消費者である市民が相談できる身近な存在であります。改めて、その役割や相談できる内容などがあるかどうかお伺ひいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

消費生活センターは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために、消費者安全法の規定に基づき都道府県や市町村が設置するものです。本市では、市役所

1階に設置しており、議員がおっしゃっていましたデジタル化に伴う被害などを含め、市民からの消費生活全般に関する相談への対応を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、消費生活センターに寄せられた相談件数は、年間どれぐらいになるのか、また、相談受付率はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

まず、相談件数でございますが、令和2年度が254件、令和3年度が222件となっております。相談先としましては、市消費生活センターに相談する方と県の消費生活センターに相談する方がいらっしゃいます。

市民が相談した全件数のうち、市消費生活センターで相談を受け付けた割合ですけれども、令和2年度が63.7%、令和3年度が63.2%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市消費センターに相談する方と県の消費センターに相談する方がいらっしゃると思いますが、那珂市は水戸市に隣接しており、市民が選択して相談していると思われませんが、消費生活センターで相談し困難な内容であったときは、市から県へ移管して相談してもらうことができるかどうかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市消費生活センターにお受けした相談につきましては、県消費生活センターに移管することではなく、全て市消費生活センターで対応しております。

なお、県消費生活センターでは、緊急を要する相談に迅速に対応するために、市町村の消費生活相談員等が指定弁護士から随時、法的な助言を得られる随時法律相談を実施しており、市消費生活センターにおいても、困難な案件については随時、指定弁護士に相談し対応しています。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、取組状況等についてお伺いいたします。

市民からの相談に対応するため、相談員、相談方法、相談日などの体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

現在、2名の消費生活相談員が窓口または電話にて市民からの相談に対応しています。月

曜日は2名体制、火曜日から金曜日までは1名体制となっており、平日であれば毎日、相談をお受けできる体制を取っています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市民相談に対応するために相談員の資質向上は欠かせないと思いますが、研修などは受けているのかお伺いいたします。

消費生活問題は時代とともに変化しており、今後も市民が安心して相談できるようにしてもらいたいが、どのような体制を考えているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

最新情報の取得及び対応能力の向上を図るため、積極的に研修を受講しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により参加を見送らざるを得ない研修もございましたが、令和3年度は、延べ13回の各種研修を受講して資質向上に努めてまいりました。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、成年年齢引下げを踏まえた若者向け消費者教育について質問いたします。

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年となることで消費生活の中で様々なリスクにさらされることもあると思います。若者に向けての消費者教育が必要と考えておりますが、その件についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳から成年となりました。成年となることで、様々なことを自分の意思で決定できるようになる一方で、自分の判断や行動に自分で責任を負うこととなります。

特に、社会経験が乏しく未成年者への保護がなくなったばかりの若者は、悪質業者に狙われたり、安易に契約を交わしてトラブルに巻き込まれたりする可能性が高く、消費者被害の拡大が懸念されることから、主に知識の普及、情報提供が必要だと考えています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、若者向けの消費者教育は、具体的にはどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

昨年度から、市消費生活センターにおいて、成年年齢の引下げに関連する啓発記事を広報紙やホームページ、SNSなどで情報発信し、併せて、新成人向けリーフレットを成人式で

配付するなどの対応を行ってきたところでございます。

加えて、今年度中に、18歳、19歳、二十歳になる平成14年4月2日生まれから平成17年4月1日生まれの方、1,431人いらっしゃいますが、その方に対して、新成人としての意識、知識を高めてもらう目的で、新成人向けリーフレットを6月に郵送いたしました。

また、若者向けの消費者教育の一環として、今年度は、市立第四中学校9年生を対象に「クレジットカードの仕組み」といったテーマで出前講座を実施し、成人になるとはどういうことなのかという話を織り交ぜて講話を行ってまいりました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、成年年齢の引下げによる消費者被害の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

成年年齢の引下げに伴う新成人の消費者被害の現状といたしましては、令和4年4月以降、市消費生活センターにおいて18歳、19歳からの消費者相談の受付はなく、被害も確認はされていないという状況になっております。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 市ではないようですが、県の相談事例を挙げさせていただきます。

18歳の息子が私の知らない間にクレジットカードを作り、インターネットで高額な買物をしてしまい、一括で支払うことが難しい。また、カード会社からも、本人から申出がないと対応できないと言われておりました。息子は直接連絡できない状況にあるため、まだ18歳なので何とかならないかとの相談を受けたそうであります。

対応としては、令和4年4月より成年年齢引下げに伴い、18歳になると親の同意がなくてもクレジットカードが作れてしまい、未成年者取消権も表示できないのでとの判断をしたそうであります。しかし、親が支払う必要がないため、息子が直接カード会社に連絡するように伝え、また、日本クレジットのカウンセリング協会にも案内をしたというのが1例目です。

もう一つの事例といたしましては、副業サイトにSNSで登録し設定をするだけで稼げるというメッセージが届き、マニュアル代として18,000円をクレジットカードで支払いました。後で冷静になりネットで調べると詐欺的なサイトばかり、できれば返金してほしいがどうしたらよいのかとの相談を受けたそうであります。

対応としては、センターで利用規約を確認するとまだ契約が成立していないことが考えられることを説明し、SNSの申込みを撤回するよう助言し、センターが業者と交渉すると口座振替にて返金するという回答があり、後日、返金を確認されたという事例もあります。

次に、消費者被害の現状について質問いたします。

新成人の消費者被害はないとありましたが、市民全体として消費者被害の相談件数や相談

内容の傾向はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

消費者被害の年度ごとの相談件数でございますが、令和2年度が254件、令和3年度が222件となっています。

相談者の年齢別相談の割合としましては、令和3年度の統計では、20歳未満が1%、20歳代が7%、30歳代が11%、40歳代が13%、50歳代が12%、60歳代が17%、70歳代以上が27%となっています。

なお、相談内容の傾向としましては、架空請求、ネット通販による定期購入、光回線や電力小売自由化に関する契約のトラブルなどが増加傾向にございます。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、消費者被害は各年代を問わず起こり得る問題ではありますが、消費者教育など様々な啓発をしていく必要があると思われまます。国、県、市それぞれの役割を果たしていくべきものと考えますが、どのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

消費者被害を未然に防止するためには消費者教育を充実させることが不可欠であります。国においては、「若年層への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」及び「成年年齢引下げ後の若年層への消費者教育推進方針 ～消費者教育の実践・定着プラン～」を策定し、消費者教育の促進、広報・啓発活動を推進しています。

県においては、若年層への消費者教育について重点的に取組強化を行っており、特に出前講座「いばらきくらしのセミナー」を実施しています。

本市でも消費者教育に力を入れており、小中学生はもとより市民を対象とした出前講座を開催するとともに、様々な媒体を活用し積極的な情報発信を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） それ以外にも、県では、教員向け消費者教育講座を令和元年度から実施しております。また、ホームページ等による情報発信、注意喚起を行っており、最近の取組としては、いばらき消費生活なびをホームページで情報発信しております。高等学校における実践的な消費者教育を行っており、消費者庁作成の教材、「社会への扉」等を活用し、令和3年度は県内152校中149校、約98%が実施されたそうであります。全国平均につきましては91%であります。

また、地元金融機関と連携した教材作成、出前講座なども行っております。教育長の助言の下、常陽銀行が動画「高校生のための金融教室」を本年3月に作成し、学校での金融教育

支援、また、動画を活用した出前講座を2つの高校が実際に行ったとのことでもあります。県としても、今後も県内の金融機関と連携し、茨城県金融教育特設ページを充実させ、高校生以外の若者にも普及啓発を図っていくとのことでもあります。

最後に、市で行う情報発信は様々な年代の市民に届くように行っていただきたいと思います。具体的にはどのような方法で取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

情報発信の手段としましては、広報紙、ホームページのほか、多くの若者が利用しているLINEやツイッターなどのSNSを活用しております。

一方で、ネットに不慣れな高齢者層には、情報を手に取ってもらうために回覧板で啓発チラシを回覧しております。チラシには、手書きイラスト等を用いて具体的に事例を紹介するなど、少しでも目に留まるよう工夫を凝らさせていただいております。

今後も、速報性、情報量、年齢層など様々な要素を勘案して、複数の媒体を活用した情報発信により幅広い世代に周知していくことで、当事者はもちろん周りの方にも理解と認識が広がるよう、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、今、部長答弁でありましたけれども、私も何枚か見させていただきまして、本年4月には、ATMへ誘導する還付金詐欺にご注意、また5月には、このままでは固定電話が使えなくなる、また7月におきましては、訪問購入トラブルを防ぐにはとこういうチラシなどもありますので、今後もしっかりとこういう方法を取っていただきたいと思います。

地域においても具体的な支援を考える必要があると思います。本市においても、先ほどもしも言いましたけれども、回覧板を使って数多くの注意喚起をしております。今後も、こういうトラブルが起きないようにきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わりにいたします。

次に、国土強靱化地域計画についての質問に移ります。

地域の強靱化を進めるに当たってのマスタープランとなる、国土強靱化地域計画は、平成30年度までに全ての都道府県で策定され、市町村についても、令和3年度末現在、作成率が97%に達しております。これからは、策定された計画に基づいて、いかにして効率的・効果的に強靱化を進めるかが重要となってきます。

一方で、強靱化の取組は、5年、10年のように短期間で完結するものではありません。自然災害の頻発化、激甚化により強靱化の重要性がますます増大している中、PDCAサイクルによる定期的な計画の進捗度を確認するとともに、必要な場合には速やかに計画を改定し、内容の充実を図っていく必要がございます。

その際、人命の保護が最大限図れることをはじめとする国土強靱化の基本目標は行政だけ

で達成することはできず、住民や民間企業等の主体的な取組が不可欠であります。このため、地域計画検討の初期段階から住民と十分連携・協働して計画づくりを進め、その上で、計画に誰が、どこで、いつまでに何をするかを具体的に位置づけることが、作成後の取組の実行性を確保する上で極めて重要となっております。

上記を踏まえ、地域計画が全国各地における強靱化の牽引役として役割を存分に発揮できるよう、国土強靱化地域計画策定ガイドラインの全面的な見直しが行われました。計画の検討に当たって特に重要になるポイント、またチェックリストができており、それぞれの都道府県、市町村において計画の進捗確認を行う際には、このチェックリストの内容も確認していただくことになりました。

また、地域計画を策定する場合にはもちろん、現在進めている強靱化計画の進捗確認の結果を踏まえ、地域の課題を解決するための改善等を検討される際にこのチェックリストが必要となります。本市においてもこの地域計画の策定を念頭に置いて改定されたのか、以上のことを踏まえ、初めに、本市としての地域計画の策定状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国土強靱化地域計画の策定状況でございますが、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行され、その中で地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することになっており、本市におきましては、令和3年3月に那珂市国土強靱化地域計画を策定しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、答弁がありましたように本市は策定済みとのことですが、令和3年の夏には1,710市町村、約98%が策定完了予定となっており、令和4年1月1日現在、1,477市区町村が計画策定を進めているところであります。

次に、地域計画策定の効果はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国土強靱化地域計画の策定による効果でございますが、1つ目といたしましては、実施すべき主要施策が明確化され、指標による進捗状況の管理と把握ができるようになったことが挙げられます。

2つ目といたしましては、計画に位置づけられた国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対する優先採択や、予算の重点配分が一定程度考慮され、国土強靱化の取組を加速することができることが挙げられます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、国では7月に、今後の地域計画の内容充実・実効性向上に向け特に重要となるポイントをチェックリストとしてまとめるなど、ガイドラインの内容を大幅に見直しました。

国からのチェック項目のポイントは8項目あります。1つとして、標準化のビジョンを明確にする、2、発生するおそれのある災害及びそれにより生じる事態を具体的に示す、3、ビジョン達成に必要な事業を具体的に洗い出す、4、優先順位を明確にし効果的に対策を進める、5、計画の検討や推進のための全庁的な体制を構築する、6、住民や企業等の連携・協働を図る、7、国、県、隣接市町村との連携を図る、8、計画の見直しを適切に行うなどがあります。

本市としても、このチェックリストを活用し地域計画を改定するなど内容の充実を図る必要はないのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

今回、国のガイドラインが見直され、国土強靱化地域計画の改善などを検討する際のチェックリストが示されております。先ほどの答弁のとおり、国の補助金等の支援を受けるためには、計画の中に市の事業が位置づけられていることが重要になります。このことから、今回示されたチェックリストを参考に、この計画の目的である強靱化に当てはまる市の事業、施策を洗い出し、新たに計画に位置づけてまいりたいと考えております。また、これまでの取組の効果も検証し、計画の内容をさらに充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、関連しての質問になりますが、河川の水位計についてですが、国が管理する河川における危機管理型水位計の配置予定数は、平成30年3月時点を見ると、久慈川では24か所、那珂川では51か所となっております。市内にある水位計の数と、場所はどこにあるのか、また、水位計の場所は那珂市のハザードマップに記載されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

久慈川及び那珂川の水位計につきましては、国土交通省が設置しており、川の水位を常時観測する観測所と増水時に水位を観測する危機管理型水位計の2種類がございます。

久慈川の水位を常時観測する観測所は、新幸久橋から上流約300メートル付近の額田観測所、本米崎排水機場付近の榊橋上観測所の2つが設置されております。また、危機管理型水位計は、落合橋から下流約600メートル付近と門部排水機場付近、久慈川と玉川の合流点付

近の3か所に設置されております。

那珂川になりますが、川の水位を常時観測する観測所は設置されておきませんが、危機管理型水位計につきましては、千代橋から下流約500メートル付近と、那珂西リバーサイドパークから下流約600メートル付近の2か所に設置をされております。

なお、水位計の設置場所につきましては防災マップには記載をしておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、今後の対応についてですが、どのような事業が強靱化事業に当たるのか、また、国土強靱化関係の補助金・交付金事業は具体的にどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） 答えいたします。

強靱化事業でございますが、ハード対策事業といたしましては、道路整備や施設の整備・耐震化、堤防強化や河川改修などの水害対策などがあり、ソフト対策事業には、訓練や防災教育、要配慮者対策などがございます。

また、これまでの実績も含めた具体的な事業といたしましては、菅谷市毛線街路整備事業や洞の上ため池の農村地域防災減災事業、小・中学校空調設備整備事業などがございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ぜひ補助金・交付金事業は有効に使っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

国土強靱化を実現するためには、県と市において、地域計画に基づいて総合的、計画的に強靱化の取組が進められることが不可欠であります。中でも住民や民間企業等と連携した取組は地域に最も密接な関わりを持つ市が中心となって行われることも多いことから、地域の強靱化に対する市町村の役割は非常に大きいものがあります。

そのため、県においては、自ら策定した地域計画の方針、考え方や内容、経験等に用いたデータ等、市にきめ細かく情報を提供したり、市が設置した地域計画の検討委員会等に出席して助言等を行っていくことにより、市町村においても実効性のある地域計画が策定され、強靱化の進捗が確実に図れるよう、啓発とともに積極的な支援を行うことが重要であります。

特に被害が複数の市町村に広域的に及ぶような災害に対しては、県と各市町村が連携して対応する必要があることから、県の地域計画で定めたリスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態や対応、方策等の内容について市町村と認識の共有を十分に図ることが重要であり、これにより、それぞれの市町村において、県との適切な役割分担の下で緊密な連携が図られた地域計画の策定が可能となります。

さらには、県においても、自らが実施する強靱化政策の重点化、優先順位位置づけ等を検

討するに当たり、当該施設に係る区域にある市の強靱化や、方針や計画、まちづくりを進めるに当たっての各種施策の重要性、緊急性等を含む重要な要素となることが考えられます。そのため、日頃から市との意見交換を密に行うことが重要であるのはもちろんですが、市で設置された地域計画策定のため、委員会に県の職員が積極的に参加することは市のみならず県にとっても有用です。

それらのことを踏まえ、最後に、強靱化を効率的に推進するため、県への働きを市としてどのように考えているのか市長にお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

国土強靱化地域計画、7月にガイドラインの大幅な見直しがあったという、この時期を捉えての議員さんからの質問、そしてご提言というふうに感謝を申し上げます。

この国土強靱化計画、東日本大震災などの過去の大規模な自然災害の経験により得られた教訓から、国では、令和2年度までの防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続き、現在、令和7年度までの5か年加速化対策により、国土強靱化の取組のさらなる加速化を図っております。

この方針を踏まえて、災害時の緊急避難路・輸送路である都市計画道路菅谷市毛線の整備をはじめ、排水路及び側溝整備による冠水対策、さらには公共施設の長寿命化対策など、本市の国土強靱化事業を効果的に推進するために、国・県へ引き続き積極的に働きかけをしてまいります。あわせて、市内の国・県管轄の道路や河川などにつきましても、一層の重点化を図られるよう計画内容を充実させてまいります。

地域の強靱化を進めるためには、市だけではなく、国・県との連携に加え、事業者、その他の関係機関、地域団体や市民の皆様などが、相互に連携を図りながら協力して取り組んでいくことが不可欠になってまいります。「災害に強い那珂市」の実現のために、今後も私も力を注いでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 市長の力強い答弁、本当にありがとうございました。私も防災士の資格を持っておりますので、今後も那珂市の災害に強いまちづくりを目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告6番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日9月

2日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時35分

令和4年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月2日）

令和4年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月2日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 7号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 8号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第 9号 令和3年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について

議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第3号)

議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和3年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第49号 令和3年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

議案第50号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 原田陽子君

2番 小泉周司君

3番 小池正夫君

4番 萩谷俊行君

5番 石川義光君

6番 關守君

7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	勝 村 晃 夫 君	14番	武 藤 博 光 君
15番	笹 島 猛 君	16番	君 嶋 寿 男 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
市民生活部長	玉 川 一 雄 君	保 健 福 祉 部 長	平 野 敦 史 君
産 業 部 長	浅 野 和 好 君	建 設 部 長	今 瀬 博 之 君
上下水道部長	根 本 雅 美 君	教 育 部 長	小 橋 聡 子 君
消 防 長	鈴 木 将 浩 君	会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	海 老 澤 美 彦 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	会 沢 義 範 君

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐 (総 括)	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を2分の1に削減させていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

今定例会の一般質問においては、長時間の3密状態を避けるため、議場の出席議員のうち3分の1程度は、原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施いたします。ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（萩谷俊行君） 通告7番、花島 進議員。

質問事項 1. 低所得者向けの各種補助の条件設定について。2. 茨城県最低賃金の改定に関して。3. 国道349号線の整備と保守について。

花島議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 早速質問に入らせていただきます。

まず、第1項、低所得者向けの各種補助の条件設定についてお伺いします。

配食サービスについて、費用補助の申請をしたけれども、兄弟に経済的にしっかりした人がいたため、補助の対象にしてもらえなかったという話を聞きました。

かつては、市営住宅の入居時に保証人を立てることが要求されていました。兄弟がいれば、兄弟を保証人に立てるように言われたと思います。ですが、今の社会の家族関係の中では、兄弟といえども負担をかけることが難しくなっている事情があります。そして、そのような制約は変えられつつあると思います。

そこでお伺いします。配食サービス、市営住宅入居、生活保護、就学援助など、様々な低所得者向け事業がありますが、補助などの対象者とする基準について、諸サービスに共通する基準はありますか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市として共通した基準はございません。低所得者向けの各種補助・免除などにつきましては、おのこの事業の根拠法令等により規定されていることから、基準は異なっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 共通する基準がないということですね。

では、具体的に、配食サービス事業の対象者や利用者負担の基準はどうなっていますか。

ようか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

配食サービス事業は、食生活の安定と健康維持を図るとともに、見守りや安否確認、孤独感の解消を目的としており、身体や生活の状況により調理が困難な高齢者などに対して、栄養バランスの取れた食事を提供する事業です。

市補助の対象となる方は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、心身が虚弱な高齢者のみで生活をしている世帯の方などで、身体的機能の低下などの理由により食事の支度ができない方や困難な方、さらに見守り・安否確認を真に必要とする方としております。

1食あたりは660円ですが、課税世帯の方には460円で、非課税世帯の方には360円を負担いただき、差額を市が負担しております。

見守りや安否確認を目的としていることから、同一敷地内や近隣に親族がいる世帯、日中独居となる世帯は補助の対象外となりますが、実費を負担すれば配食サービスは利用いただけます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 同一敷地内に、あるいは近隣に親族がいる場合、配食サービス事業の補助対象外とすることは改めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現時点で、対象者を拡充する見直しは考えておりません。

配食サービス事業は介護保険制度の事業の一つであり、自分が持てる能力の活用、自立や互助といった観点から、全ての高齢者がサービスの提供を受けられるということではないと考えております。利用希望者の状況は多種多様ですので、丁寧に状況を確認しながら事業を実施し、高齢者の生活実態に合った支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今おっしゃられたように、市民の状況は様々ですので、生活実態に合った支援ということと、基本の補助の考え方をしっかりやっていただきたいと思います。基本原則があっても、実際の状況を見て、兄弟がいるとか同じ敷地内に誰かがいるとかで、機械的な判断でない、生活実態をよく見た支援を求めます。答弁ではそういうことだと考えていますので、次の質問に移ります。

窓口での市民への対応状況はどうかということです。

さきにお聞きしたサービスで、補助の対象にする共通の基準が実はないということです。そうすると、個々のサービスでばらばらであれば、窓口で対応する職員がいろいろな規定を

しっかりと把握していなければならなくて、適切に対応するには特別な努力がいると思いますが、間違いなくできているのか。あるいは、執行部としてどのような訓練をしているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

介護長寿課では、配食サービス事業だけではなく、それぞれの制度ごとに概要などをまとめたマニュアルを作成しているほか、定期的に勉強会を開催し、制度の確認や情報共有を図り、職員一人一人が適切に窓口で対応できるよう努めております。

また、配食サービス事業のほかにも、様々な高齢者に関する相談については、随時地域包括支援センターやケアマネジャーなどと情報共有を図り、総合的な支援を行っております。

引き続き連携を取りながら、各種高齢者支援施策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。よろしくお願いします。

次の大項目に移ります。

茨城県の最低賃金についてです。

今年の茨城県、最低賃金の改定は、時給が約30円のアップとなり、大幅な増額になりそうです。この最低賃金ですが、那珂市内ではなかったんですけども、あるとき、ある店に食事に入ったときに見た従業員募集の貼り紙に書かれていた賃金が、当時の県の最低賃金以下の額でした。今度の最低賃金改定は大きい額ですので、そのようなことが市内で起きないように望んでいます。事業主などに最低賃金の趣旨を伝え、最低賃金未満の雇用が生じないように周知・広報してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

茨城県における最低賃金の改定につきましては、市としましても、広報紙やホームページに掲載するほか、またポスターの掲示やリーフレットの配布によりまして、毎年周知を行っているところでございます。

本年度につきましても、商工会など関係機関と連携・協力しまして、引き続き周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろ広報しているというのは、既に私も存じておりますけれども、今回は特に賃金改定の額が大きいので、特にしっかりお願いしたいと思います。

では次に、国道349号線関連の話をしします。

常磐自動車道の下の新交差点から北上して、旧349号と交差する額田北交差点までの歩道

には、交差点や陸橋のところ以外は照明がありません。特に、道路脇に木が生い茂っているところや雑草がのさばっているところは暗くもなり、自転車・歩行者が危険です。いくらかまばらになっても、照明の設置はできないでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路管理者である茨城県常陸大宮土木事務所に確認しましたところ、歩行者を認識するために、信号や横断歩道など交差点となる箇所には照明を設置しておりますが、単独の歩道への照明については設置する予定はありません。

なお、設置につきましては、現場状況により可能かどうか判断したいということでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 国道349号線を走っていくと、菅谷地区は街もあるので明るいんですけども、そこから額田周辺が暗くなるんですね。そこからさらに北上すると、今度は幸久大橋のほうは結構明るい。何で額田地区だけ暗いというのが、非常に疑問に思っているところです。しっかり検討するように、常陸大宮土木事務所に求めていただきたいと思います。

次の質問です。

額田西交差点から額田森戸交差点へ向かう左側車線の路面が、非常に傷んでいます。傷んでいるというよりは、以前片側2車線化になったときに、通行誘導の白線・車線を削った後の路面が荒れたままです。いつ改善されるのかと思って見ていたんですが、一向に改善されません。自動車は振動が激しい程度で済むんですが、自転車などで走行すると非常に支障を感じますので補修して欲しいんですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路管理者からは、路面の損傷の度合いや緊急性、補修の規模など状況を精査しまして、補修計画等を踏まえながら対応をしていきたいと回答を頂いております。その際は、道路管理者に相談していただくか、または市のほうへお問合せいただいても結構です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 具体的に場所まで指定しているわけですので、ぜひ伝えていただきたい。また、自治会なりまちづくり委員会などにも働きかけて、そっちからも要望するようお願いしたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っています。

次の質問です。

国道の除草は、定期的に除草をしていただいてありがたいんですけども、除草の頻度が少ないです。長く伸び、交通の妨げになる期間が長くなっています。

自宅近くの国道の除草をしてみても分かったんですけども、草の種類によっては、簡単に根から引き抜けるものがあります。特に、今年に多い繊細に長く伸びる草、国道を走ってみれば分かると思うんですが、そういうふうに抜けます。抜けば次に生えてくるのが遅くなるので、特に草刈りの頻度が少ないですから、そういうことも考えてほしいです。草の種類を見て、根までの除草を考えていただけないでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路の除草につきましては、作業時期が限られておりますので、工程管理が大変重要になっております。特に、国道349号線は交通量も多く危険なため、手作業ではなく、短時間で効率のよい機械の除草としております。

今後の除草につきましても、常陸大宮土木事務所へ、より丁寧な作業をしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） お願いしていただくということは、ありがたいです。繰り返して言いますが、何でもかんでも根から抜けと言っているわけではなくて、効率のことも考えた上でやっていただきたいと思っていますところなんです。

さきの6月の一般質問、私の質問で、サイクリング振興について国や県が本気かと聞きました。県の茨城自転車活用推進計画では、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化、自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備、自転車事故のない安全で安心な社会の実現、自転車を活用した県民の健康増進、これらをうたっているところのご答弁でした。

この中で、一般の通行の中に自転車の利用を位置づけるなら、推奨サイクリングコースを造るだけでなく、普通の道路を自転車・歩行者に使いやすいようにしていくことが必要だと考えています。新しい道路を造ることを抑制してでも、既存の道路の除草も含めた補修・保全を充実されることを求めたいと思います。このことは分かっているらっしゃると思うので、改めて答弁は要らないです。

以上で私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告7番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（萩谷俊行君） 通告8番、大和田和男議員。

質問事項 1. 第2次那珂市総合計画後期基本計画について。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。ですが、副議長として一般質問はいかがなものかと思いましたが、しかしながら、今回は那珂市の最上位計画の総合計画、後期基本計画の策定時期ということで、前期計画の総括、計画実行の財源、これから近い将来の那珂市のビジョンについて、議会全体でも市役所全体でも共有を図らなければならない大きな内容であることから、質問させていただきます。

そして、今日の茨城新聞で那珂市の魅力PRということで、茨城新聞社様にも来ていただきました。ありがとうございました、掲載。というところから、ポロシャツでの質問とさせていただきます。

まずは、前期基本計画の総括をしなければ、後期計画がよいものとはなりません。第2次那珂市総合計画前期基本計画は、平成30年、前海野市長の下、人口減少社会の到来や労働市場の変化、大規模災害やグローバルの進展などの環境の変化により、大きな転換期に差しかかる社会情勢に対応するとともに、持続可能な地域、安心で安全な暮らしができるまちを目指して策定をされました。ですが、それより一層事が悪くなり、コロナによる産み控えによって人口減少に拍車がかかった。そして、このコロナ世代の空白は、後々の日本社会に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧をしております。そして、ロシア・ウクライナ情勢により、物価高によって家の建て控えもあると聞いております。移住にも影響があるかもしれません。そして、人々の意識の変化。ここまで個人というものが発達した時期はあったのかと思うぐらい、地域コミュニティという概念が、ここまで薄くなった時期というのはあったのでしょうか。また、地球温暖化による集中豪雨等の大規模災害など、前期計画の5年間よりさらに社会情勢は悪化の様相となっていると思います。

そういった中、今定例会でも提出された令和3年度決算ですが、前期基本計画に基づいて実施した主な事業は何なのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

総合計画とは、自治体が目指す将来像を定め、その将来像を実現するためのまちづくりの

基本理念や施策を体系的に示したものです。自治体におけるまちづくりの最上位計画に位置づけられているということは、言うまでもありません。このことから、市の事業として実施するものは、全て総合計画で定めた理念に基づき実施されているというふうに言えます。

それらのことを踏まえ、前期基本計画に基づき令和3年度に実施した主なものとして一例を挙げますと、第1章の施策3「市民との協働によるまちづくりを推進する」に位置づけられた四中学区コミュニティセンターの整備事業、第2章の施策6「利便性の高い交通基盤を整える」に位置づけられた菅谷市毛線街路整備事業、第5章の施策1「活力ある農業の振興を図る」に位置づけられた担い手育成事業などが挙げられます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 市内を回って見ますと、コミセンも、そしてその周りの上菅谷下菅谷線も、工事が着実に進んできたこと、先が見えてきたなと感じます。また、農業も担い手育成ということで協議会も発足され、努力が実ってきて盛り上がっているなというのを感じます。

しかしながら、その他の部分はどうなっているのか。後期基本計画を策定するに当たって、前期基本計画をどのように総括し、設定した成果指標の目標達成はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

後期基本計画を策定するに当たり、前期基本計画の取組について評価することが大切です。そのことから、前期基本計画の施策ごとに進捗状況の評価を行いました。前期基本計画の全31の施策を、時系列比較及び他市との比較、この2つの基準で評価しました。

時系列比較評価では、「かなり向上した」と「どちらかと言えば向上した」を合計すると、14施策で45%、着実に成果を上げている一方で、「横ばい」は8施策で26%、「どちらかと言えば低下した」と「かなり低下した」を合計すると、9施策で29%となっております。

また、近隣他市との比較評価では、「かなり高い水準である」と「どちらかと言えば高い水準である」を合計すると、10施策で32%、「どちらかと言えば低い水準である」と「かなり低い水準である」を合計すると、9施策で29%となっており、ほぼ同じ割合となっております。なお、「ほぼ同水準である」の割合が一番高く、12施策で39%となっております。

時系列比較評価で「かなり向上した施策」として、2-3「交通安全を推進する」、5-1「活力ある農業の振興を図る」が挙げられました。一方で「かなり低下した施策」は、3-6の「健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る」と5-3の「地域資源を活かした観光の振興を図る」でありました。これらの評価を総合的に勘案し、後期基本計画の取組に生かして現在策定中でございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。向上したというのも多くあれば、低下したというのも何か多くあるというふうに感じます。

そこで、この前期基本計画評価結果報告書を見まして、細かい部分まで見てみます。そうしますと、「誰もが住み続けたいと思えるまちづくり」や「地域コミュニティの充実」、「文化交流や福祉環境の整備」など近隣他市と比較して高い水準であり、時系列でも向上したということは喜ばしいことであると思います。

ですが、低い水準や低下したことに目を向けてみますと、「安心して子供を産み育てられる環境」や、先ほど答弁にもありました「観光の振興を図る」というのは、コロナというせいもあるでしょうが、それだけではないのではないかと思います。ソフト面でもハード面でも、十分な整備が進んではいないのではないのでしょうか。また、「利便性の高い交通基盤の整備」も他市と比べて低水準であります。産業建設常任委員会でもありましたが、3億円といわず多くのお金をかけて、狭隘道路や砂利道を整備していただきたいと思います。

その財源については、次の質問でしていきたいと思うんですけども、前期基本計画策定後、約3年半前、先崎新市長体制が始まりました。その方針を那珂ビジョンにまとめたというわけですが、その策定経緯と目標達成状況はいかがなのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

那珂ビジョンは、先崎市長が就任した直後の令和元年5月に策定し、活力あふれる那珂市の実現に向けて、「活力ある担い手の育成」、「住みよさを支える活力への支援」、「活力ある未来への投資」の3つの方針を柱とし、総合計画を後押しする位置づけとして進めてきたものです。

那珂ビジョンの取組としましては、事業ベースで見ると、令和3年度末において73の事業から構成されています。この73の事業について、「継続」、「拡充」、「終了」、「新規」に分類し、現時点で今後の在り方について検討しました。その結果、今後も継続していく事業として58事業、拡充していく事業として3事業、新規事業が2事業となり、令和3年度末で終了した事業は10事業となっております。

このことから、那珂ビジョンで位置づけた事業を引き続き継続して進めていくことで、「住みよさプラス活力あふれる那珂市」づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 「住みよさプラス活力あふれる那珂市」のキャッチフレーズの下、73事業を構成し、今後も継続していく事業が58、拡充が3、新規が2、終了が10ということですが、先崎市長の那珂ビジョンと前市長の前期基本計画の関係性はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、那珂ビジョンと各種計画との関係性について、那珂ビジョンは「選択と集中」の視点に立って予算の重点化を実施することから、総合計画に掲げる施策を着実に推進していく総合計画を後押しするという関係にあります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 選択と集中で後押ししていくということで、知事なんかも使っているような何かキャッチフレーズのような感じがしますがけれども、那珂ビジョンと、それでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略や行財政改革大綱との関係性はどうかを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略や行財政改革大綱との関係性については、那珂ビジョンと一体的なものとして強力に推進していくものとして位置づけられています。特に、行財政改革大綱については、那珂市が将来にわたって飛躍していくため、限られた財源を活力の好循環を生み出す施策に重点的に配分するものとしていることから、一体的な運用により効果的な市政運営を行っていくものとしているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略ですが、国の交付金で、先ほどの選択と集中で、より効果的なものにしていただきたい。そして、行革大綱のほうは、もっと聖域なく実行していただき、市の活力を向上していただきたいと思います。

それでは、今回策定する後期基本計画制定後の那珂ビジョンの位置づけはどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

現在策定中の後期基本計画と那珂ビジョンの位置づけについては、これまで進めてきた那珂ビジョンの考え方に根差した事業を後期基本計画に統合し、総合計画として一体的に実施していきます。

なお、後期基本計画において那珂ビジョンから引き継いだ取組につきましては、その取組が一目で分かるようなマークをつけるということを想定しております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） では、この後期基本計画こそが、本来の先崎市長の一体的な市政運営の要ということになると思います。

では、それを推進するに当たり、財源や財政状況を問いただしてまいりたいと思います。

まず初めに、市民1人当たりの公有財産所有状況及び公共施設老朽化対策の考え方について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

建物に係る市民1人当たりの公有財産所有状況につきましては、令和3年度末時点で1人当たり2.98平米となっております。

なお、公共施設の老朽化対策につきましては、限られた予算の中において市公共施設等マネジメント計画を踏まえ、計画的に老朽化施設の修繕や長寿命化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） これは他市町村で公表しているものではないということなのですが、多い少ないは比較しにくいと思います。那珂市の1人当たりの公有財産は2.98平方メートルということで、公有財産が多いということは、様々な公共施設、大きなコンサートホール場だったり美術館とか、そういったものを多く抱えているというまちなのかもしれません。

でも、かえって多すぎると、やはり老朽化対策によって費用がかかってしまう。また、スズメの涙で払下げをしているという自治体もあると聞いていると。資産の代償は、その人口や自主財源などに見合ったものが必要だと思います。であれば、老朽化対策を行いながら、公有財産の価値向上に向けて目を向けていかなければなりません。それは、この先でまた議論させていただきたいと思います。

それでは、次は、どうしてもかかってしまう人件費等の義務的経費についてですが、推移と今後の見込みについて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

扶助費や公債費などの義務的経費につきましては、増加傾向が続いております。令和元年度の決算額は100億3,800万円、令和2年度は100億7,200万円となっております。

令和3年度の決算額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い扶助費が大幅に増えたため、対前年度比13.6%増の123億4,600万円となっております。

今後の見込みにつきましては、不透明な社会経済状況ではありますが、増加傾向になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） やはり、増加と思いますよね。

それでは、建設等などの投資的経費の推移と今後の見込みについても伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 投資的経費の推移についてお答えいたします。

令和元年度は22億7,900万円、令和2年度は21億6,800万円、令和3年度は23億9,200万円となっております。

また、今後の見込みにつきましては、四中学区コミュニティセンター整備事業や都市計画

道路に係る整備事業などに取り組んでおりますので、同程度で推移していくものと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 同程度ということなんですけれども、前から勝手に言っているんですけれども、四中コミセン、春日川、インター周辺の開発と、那珂市3大プロジェクトと勝手に申しているんですけれども、それ以外にも都市計画道路など多くの重要な投資的部分があります。積極的に投資をして、やはり生きたお金にすること。そして、公有財産の価値向上、市民の利便性も含めて努めていただきたいと思います。

では、それらを踏まえ、定例会初日に城宝監査委員からも報告がありましたが、義務的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているか。いわゆる、財政構造の弾力性を表す経常収支比率の推移と今後の見込みについて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、令和元年度が93.1%、2年度が90.4%となっております。令和3年度は、国の政策の影響等により、対前年度比4.5%減の85.9%と改善が見られましたが、今後につきましても90%前後で推移するものと見込んでいるところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 90%前後で推移するというところで、要は約10%ぐらいしか自由に使えるお金がないということですが、この比率は70%から80%の間が理想とされているというところで、そこまで上げていくには、やはり自主財源の確保ということになりますが、どのようにしていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 本市の自主財源の確保の取組としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「いい那珂暮らし促進事業」において、人口減少の抑制に向け、移住・定住を促進しているという事業がございます。また、企業誘致の推進やふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税、こちらの謝礼品の拡充や企業版ふるさと納税の推進などを行っているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 移住・定住とありましたが、ある地区では、何か結構戸建てが建ててきているというところもあって、今後を見込めるところもありますが、コロナによる地方移住というのも終わりを見せてきていると。そして、冒頭にも触れた産み控え、建て控えも顕著であります。それをどうしていくのか。

また、企業誘致も、何年も何年も企画部長、関根元部長、今泉部長、そして大森部長にも、ずっと訴え続けているというところなんです。

そして、ふるさと納税ですが、那珂市は県内34位の6,000万円ぐらいですが、1位の境町は50億円と、ちょっと桁違いというところですけども、2位はかつて住みやすさを争っていた守谷市、35億円。そして、着目すべきなのは隣のひたちなか市で、令和2年は約1,000万円だったんです。それが、令和3年は1億円、約10倍というところで、やはり上げるために何か仕掛ければ、やればできると思うんですね。もちろん、今ある企業たちともっとタイアップする。そして、企業誘致と絡めてふるさと納税にも参画してもらおう。そういったものを同時に進めて、好循環を生み出さなければならないと思うんです。それは、これから始まるインター周辺開発も同じことだと思います。コロナ禍の商戦は、もう始まっています。選ばれて購入してもらえる自治体へと変わらなければならないと思います。もう何年も待っていたら、やっぱりよそも必死ですから、よそに取られてしまいます。危機感を持って、全庁体制で事に当たっていただきたいです。

さて、それでは貯金額に移っていききたいと思うんですけども、財政調整基金及び特定目的基金の残高の推移について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

財政調整基金の残高につきましては、令和元年度から20億円台で推移しておりまして、令和3年度末時点では20億2,800万円となっております。

また、特定目的基金の残高につきましては、年度末時点で申し上げますと、令和元年度が20億300万円、令和2年度が24億1,800万円、3年度が25億3,300万円となっております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 一生懸命貯めているというところだと思います。

では、借金というところで、住民1人当たりを含めた市債残高の推移について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） まず、市債残高についてお答えします。こちらも年度末時点になります。令和元年度が182億6,500万円、2年度が184億4,000万円、3年度が180億4,400万円となっております。

次に、住民1人当たりで換算した金額です。令和元年度が33万5,000円、2年度が34万円、3年度が33万4,000円となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 1人当たり30万円程度というところで、この額は、個人個人の考え方ですとか、各世代間でも多いか少ないかというのは議論が分かれるところです。ですが、基準に当てはめると、財政は健全と言われれば、そうだと思いますが、借金についても、色がついている、ついていないと言うと話は別なんですけれども、私は投資的経費に費やす、

そして公有財産価値向上のために、そういったものを費やしていく。または、企業誘致等を促進するなど生きたお金になる、後で自主財源として回収できるような積極的財政を促すお金として、市債をもっと活用していくべきだと思っております。そういった好循環を後期計画の下、つくっていただきたいと思っております。

それでは、公債費比率の推移についても伺いたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

借入金の返済額の大きさを示す実質公債費比率につきましては、令和元年度が3.9%、2年度が3.8%、3年度が3.9%と、ほぼ横ばいで推移してございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。そういうように、将来の負担を鑑みながら、健全な基準に当てはまった、健全な財政運営をしているということなんですが、やっぱり細々やっているうちには人口減少の荒波に揉まれてしまい、那珂市も例外ではないと。やはり、積極的財政で好循環を構築して、先ほど言った、本当に可能性の挑戦とか、活力あふれるまちづくりというのにつながなければならないと思います。そういったのは多分、執行部の皆様も思い描いていると思うんですが、後期基本計画を具体化するに当たっての財政運営の考え方について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

後期基本計画の具体化に向けましては、持続可能な財政運営を旨とし、企業誘致の推進やふるさとづくり寄附金の謝礼品の拡充など、自主財源を確保するための取組を進めるとともに、行政評価に基づく事務事業の計画的かつ効率的な推進と経費の節減合理化、長期的な視点に立った適正な市債の発行などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。この持続可能という言葉が、いろんな意味に捉えられるような言葉で、質素に細々やっても持続可能なんですよ。でも、生き残りをかけていろんなことを積極的にやるのも、持続可能な言葉なんですよ。そういったところをこれから自治体は選択して行って、そしてその自治体を選ばなければ淘汰されるという時代が、少なからず近い将来訪れるのではないのかと、いつも危惧しているところでございます。大森部長も、もうぜひ財政サイド何かにはびびらないで、どんどん行革とか、そしてその積極的財政運営を企画として指令をぼんぼん出して、高いレベルでの好循環の構築をお願いしたいと思えます。

こういった中、後期基本計画を策定していくわけですが、ただいまちょうど策定期間ということで、総合開発審議会また策定委員会、そして市民の皆様が集まるワークショップが開かれたわけですが、どのような意見があり、どのように反映していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

これまで、総合開発審議会と策定委員会をそれぞれ2回、ワークショップは市民、高校生、大学生を対象としたものを合計4回開催してまいりました。

頂いた意見の一例を申し上げますと、「SDGsやDXなど新しい言葉については、市民が理解しやすい表現にしてはどうか」といった意見、「窓口サービスに満足していない理由を分析し、デジタル化等で解消していくことが重要だ」といった意見、自治会加入率の低下を危惧する意見などがありました。

SDGsやDXなど新しい言葉につきましては、誰もが分かりやすい後期基本計画にするために、注釈やその説明書きを入れることとしたこと。窓口サービスのデジタル化につきましては、窓口サービスのさらなる向上のため、電子申請取組を推進し、DXを踏まえたワンストップ総合窓口の設置について検討すること。また、自治会加入率につきましては、まちづくり活動に取り組む団体などの活動を広く市民にPRし、市民のまちづくりに対する理解を深め、まちづくり活動への参加意識を醸成すること等について明記をして、後期基本計画の素案として皆さんにもご説明したとおりでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 幅広く意見を聞いたというところで、高校生や大学生がこの後、やはりこの町に住み続けたいという形で残っていただくことが、やはり重要なのかなと思ったりもします。ですが、意外と高校生も大学に行くと、都会に住む、地元においても東海に家を建てちゃう、そういったのが本当に多いなと。私も同級生、ほとんどいません。というので、これからどうなっていくのか、本当に危惧するところなんですけれども、このまちに産み育てたい、この町に残ってもらえるような、選ばれるように、そういった計画を策定していただきたい。

そして、自治会という言葉も出ました。これも長きにわたり、加入率の話が中心となっています。企画部長に言うのもあれなんですけれども、もうそろそろ、自治会自体の抜本的改革が必要なのではないかと。65歳定年で、再雇用で70歳まで働いて、その後は余生をゴルフで過ごしたいですよ、皆さん。自治会にという話じゃないんです。ますます役員の成り手不足に拍車がかかっている。私の住んでいる自治会、コロナ前だと年間約150日ぐらい、何やかんやお仕事をしているというのを調査してみましたが、それに伴い、今度は民生委員もいない、消防団になる人もいない、企業も何か今、消防団についても嫌がる企業がある。そういったものを聞いております。

そういった抜本的改革ですか、やはり基準というかその中身をしっかりと精査しながら、加入率の増加というのを図っていかねばならないのかなと思っておりますので、企画部長のほうから指令を出していただいてというところだと思います。後期基本計画に入れていただきたいと思っております。

そういったソフト面もしかり、先ほど来から申し上げているハード面における積極的財政運営ですが、今現在のまず財政状況の中、後期基本計画ではどのような将来像を描き、市政運営を行うのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

社会経済情勢や人口構造の変化、デジタル化をはじめとする技術革新や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の意識と日常生活の変化、激甚化する自然災害への対応など、様々な課題に直面しています。また、社会保障の増大や社会資本の整備、老朽化した公共施設の修繕などにより財政負担が大きくなる一方で、歳入の根幹である市税については、少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、大幅な伸びは期待できない状況にあります。

このように目まぐるしく変化する社会経済情勢の中でも、那珂市が今後も持続可能なまちとして発展を続けていくため、後期基本計画のまちづくりの目標として「住みよきプラス活力あるまち」と定めさせていただきました。

このまちづくりの目標である「住みよきプラス活力あるまち」は、「住みよい」という本市の強みに加え、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、将来世代にわたって、いい具合に田舎なこの場所でのびのびと暮らし、いい時間を過ごしながら、一人一人がそれぞれの幸せを感じて未来への希望を持てるまちとして発展するため、那珂市が持つ可能性を生かし、市民がにぎわい、活力あふれるまちとなる、そのような思いを込めました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ただいまの答弁を見ますと、デジタル化をはじめとする技術革新、もう、もしかしたら勝機なのかもしれない。DX等を使って市民サービスを向上させることもできるのかもしれない。また、激甚化する自然災害の対応というところでも、やはりどこでもカーボンニュートラルですとか、そういった地球環境について、いろんな例えば投資ファンドなんていうのも出てきたりというのがあったり、本当に産官学、金融まで入れた知識を導入して、市でも勝機と見て動いていただきたいと。明るい話が少ないのも現実だ。でも、やっぱりそういったのを活用して勝っている自治体はいるんですよね。何だか田舎のほうだけれども、データの会社を建てたなんていって、収入がばんばん入るなんていうところも聞いています。

それはそうなんですけれども、先ほどの「幸せを感じて」という、ウェルビーイングの考え方もいいんですが、やはり衣食足りて礼節を知る、やっぱり食べていかないと格好いいとは言えないんですよね。それには、後期基本計画にも積極的考えを示して、みんなでおいしい果実と言っちゃうと何か腹黒い感じがするんですけれども、みんなでおいしいものを食べていきたいと思っています。

では、時代に合ったものも、このまちにもっと必要な新しいものも取り入れなければなりません。後期基本計画で新たに盛り込んだ考え方は何なのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

後期基本計画につきましては、基本構想の理念や前期基本計画における取組の成果、自治体に求められている視点を踏まえた上で新たに盛り込んだものを、例を申し上げます、「那珂ビジョンの後期基本計画への一体化」、「総合戦略など各種個別計画との調和」、「SDGsの推進」、「DXの推進」、「地域活性化につながる土地利用について」の考え方、こういったものを新たに取り入れて策定に当たっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。総合戦略とか各種個別計画なんていうのと調和というところで、やっぱり先ほども言いましたけれども、効果的なものとか、行革も聖域なきものをお願いしました。そして、新たな具体的な内容だということ、SDGsの推進とDXの推進、地域活性化につながる土地利用についてというのがあるんですけども、SDGsはもう世界共通のということもあります。施策に盛り込むというのも、当然のことだと思います。

そして、昨日、小泉議員からもあったんですけども、新たな考え方の一つにDXの推進とありましたが、どのように推進していくのか伺っていきます。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

DXの推進につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響により、人々の行動様式が非接触・非対面に变化した中で、改めて行政を含む社会全体のデジタル化が強く求められている状況にあります。

那珂市におきましても、様々な社会情勢の変化に 대응するため、デジタル技術を活用することで効率的な行政運営を行い、行政サービスにおける市民の利便性を高めるとともに、地域社会のデジタル化を進めてまいります。その際、ICTに不慣れな方々が取り残されることのないよう、デジタルデバイド対策にも取り組み、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう努めてまいります。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 先ほど言いましたけれども、先日も小泉議員から、高齢者の方々にも「こんな講座をしますよ」とか「情報格差があつてはいけませんよ」なんていう話がありました。そういった「DXといっても何なの」という人たちにも寄り添ったDX推進をしていくということで、安心はしました。

そして、先日の茨城新聞でも、先ほどの守谷市には負けないぞということで、守谷市のD

Xについて記事が載っていましたが、那珂市はそこまで成熟していないというのも事実なのかななんて、記事を見て思ったところでもあります。少しずつでも、やっぱりこの町に合ったDXを推進して、それがやはり一気に進めるのもPRですけれども、そういった寄り添って進めていくのもPRと。それも、全国的にそのDXが叫ばれている中で、いち早く進めていただけたらなとお願いするところでございます。

そして、地域活性化につながる土地利用というのは、やはり複合型拠点施設、道の駅とインター周辺開発のことだと思うのですが、先日候補地の決定及び基本方針を報告していただき、全協にて協議をいたしました。これについては、各議員いろいろあると思います。身の丈に合ったとか、そもそも道の駅はという人も、それはもちろん各議員さんいらっしゃると思いますが、基本方針を見てみますと、私、いいものはできそうだなというのは感じております。これからこの町に合ったものをブラッシュアップしていくということでしたが、とにかくやはり、先ほども申し上げた好循環、人も物もお金も集まる場所、そしてさらには雇用、そして新たな産業が生まれる拠点となるような、那珂市のシンボリックなものとして出来上がることを期待するところでもあります。

はっきり言って、道の駅を拠点として、さらなる多くの商業施設ですとか、物流施設ですとかなどが集まる。何かこう、まちづくりという言葉がついて、インター周辺開発、まちづくりって出ているんですから、企業的なまちづくりになればいいなと思っています。そして、先ほどから申している、そういったのを含めて経済の好循環をつくり出していく。そして、それをどのように整備を推進していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

後期基本計画における地域活性化につながる土地利用につきましては、国道118号の4車線化、茨城県植物園のリニューアル計画、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備などを地域活性化の契機と捉えるとともに、那珂インターチェンジ周辺の地域のまちづくりの方針を示させていただきましたが、この方針を踏まえて、複合型交流拠点施設道の駅の整備を契機として、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方について、民間活力などを検討し段階的に整備することを目指していますということで、ご説明をさせていただきましたが、こういった内容で総合計画後期基本計画にも位置づける予定でございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 前半の外的な4車線化ですとか植物園のリニューアルとか、それはほかに一生懸命やってもらおうというところですが、その民間活力の活用というのはあれなんですけれども、やはり全協でも話がありました、段階的というのはやっぱり気になるというところで、一気に、または同時に民間企業に張りついてもらうと。そして、何年も企業誘致のため声かけをしてきたんだと思います、これまで長きにわたり。地元の企業だってあると思います。そして、道の駅の隣で一緒にやらないかと、商売しないかという話にならないの

かと。認可だって那珂市でやりますよ、税制優遇も那珂市は取り入れますよ。そうやって初めて企業が来て、そうなれば雇用も増える。渋滞になれば、嫌でも駒潜の2車線なんか一気に4車線にできちゃうんですよ。

そういったところを進めていただいて、税収も上がり、高いレベルでの経済の好循環をつくっていただきたいと思いますが、これ後期基本計画の内容なので、この辺にしまして、批判をするというわけじゃなく、期待をしているという話だと思っていただければと思います。しっかりとした、地域も財政も活性化する土地利用をお願いいたします。

では、この大風呂敷の分厚い後期計画、我々だけが共有しても意味がありません。後期基本計画の内容を職員一人一人に共通認識してもらうためにはどうするのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

冒頭で申し上げましたとおり、総合計画は那珂市におけるまちづくりの最上位計画です。那珂市が目指す将来像を実現するため、職員は気持ちを一つにして取り組んでいくべきものであるということもありません。そのことから、策定後、職員に向けた説明会等を行うなどし、共通認識を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） もしかしたら、釈迦に説法だったかもしれませんが、我々議員も含めて、那珂市をよく発信したいという気持ちは一緒でございますので、議員の皆様と職員の皆様と執行部の皆様も、全員野球で那珂市を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

そして、その職員さんたちのトップである市長に伺っていきたいと思っております。

先日の25日の定例記者会見で、2期目の出馬表明をされました。思い起こせば3年半前、無投票によって那珂市長が誕生いたしました。その3年半前、私を含めて市民の皆様は、市長に何を求めたのか、求めたものは何なのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

まずその前に、今回の大和田議員の後期基本計画についての質問、本当に今、役所が次の段階に向かうという中での非常にありがたい質問だと思っております。

質問の中でも出てきましたけれども、私が就任した1年目には、もう既に前期総合計画が始まっていました。職員の皆さん方が、あるいはいろんな方々のご意見をいただいてつくった総合計画を、新しいリーダーが誕生したところで変更するというのも、世間的にはあるんですね。ただ私は、そういう労力を使うよりも、その前の方がつくった、前の皆さんが一生懸命つくった総合計画を後押しするようなものをやっぱりつくらなくちゃいけない。俗に言う「先崎カラー」なんて言われますけれども、そういったものを那珂ビジョンの中で示さ

せていただいて、前期総合計画を後押しする、そういうことで一生懸命やっけてまいりました。そのことについて、今回本当にご質問の中でつまびらかにしていただいたと、ありがたいと思っています。

質問の中で「持続可能」という言葉が出てきました。持続可能、おっしゃるように、積極的な意味でも、もしかしたら消極的な意味でも捉えることもあります。私はやっぱりこの、議員がおっしゃったように積極的な意味で持続可能、要するにこれからも輝ける那珂市をつくっていききたい、そういうふう考えております。

お答えいたします。

質問の中に、市長就任前、那珂市は自然豊かで働く場所も近く、交通も便利で「住みよいまち」として評価されている一方、何か足りない、それは「活力」なのではないかと感じておりました。そのようなことから、市民の皆様も「活力のある那珂市」の実現を求めていると考え、これまで既成概念にとらわれない新しい視点に立ち、事業や取組を総点検しながら新しいことにチャレンジしてまいりました。

那珂市には、生き生きと活躍する人材に加え、歴史と風土に育まれた文化や産業、恵まれた交通環境など多くの財産があります。また、水戸やひたちなかに隣接し、県北の玄関口とも言われる立地条件は、他の地域にはない貴重な資源と考えています。これら那珂市の持つ資源を最大限に生かした「活力ある那珂市づくり」を公約に掲げたことで、多くの市民の方々にご支持をいただいたと、そのように考えております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 先ほど市長の答弁では、3年半前、皆様が頑張っけてやっている、前期計画のことを頑張っけているのを後押しすると、そういった形で那珂ビジョンをつくっけて進めてきたというわけで、やはり皆さん、先ほど市長もおっしゃられた「先崎カラー」がどんだけ出てくるのかというのを、3年半前期待をしていたところだと思うんですね。だから、これからなのかと、今の答弁を聞いて思っけております。今の答弁では、既成概念にとらわれない新しい視点に立ち、事業や取組を総点検しながら新しいことにチャレンジしていくということで、やっぱりそれを3年半前に市民の皆様は求めていたんだと思っけています。

別に、道の駅に政治生命なんかかけなくても結構なんで、本当に先ほどから訴えている、やはり資源を磨き上げ、財政を強くして、そういったものを教育や福祉に循環をしていく、好循環をさせていく、それが可能性の挑戦なんだと思っけています。

それでは、市長2期目の可能性の挑戦ということで、魂の訴えをと言うと大きすぎちゃいますが、後期基本計画と関連づけて、どのような那珂市にしていききたいのか。答弁書なんて気にしないで、決意をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 2期目に臨むに当たりましては、具体的には、現在進めております四中学区コミュニティセンターの建設、国道118号4車線バイパス化の整備促進、常陸那珂港

から県北に伸びる北部幹線道路整備促進と常磐自動車道との結節、常磐自動車道那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの基点として道の駅整備の早期完成など、市の発展に、そして県北の玄関口として大きく役割を果たしていく、そういったことを私は確信をいたしております。

現在策定中の第2次那珂市総合計画後期基本計画におきまして、就任直後に策定しました那珂ビジョンとの一体化を図り、まちづくりの目標を「住みよきプラス活力あふれるまち」と定め、向こう5年間の指針とするよう考えております。そして、この那珂市の恵まれた立地を生かして、その資源を磨き上げ、財政を強くし、そしてその果実を那珂市の豊かな教育やこれからの福祉、そういったものにつなげていきたい。産業を興して市を豊かにしていくために、「住みよきプラス活力あふれる那珂市づくり」の第2ステージに向けて、引き続き邁進をしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。決意を受け止めました。まさにそうなる、この後期基本計画が2期目の大きな公約みたいなものと感じております。向こう5年は、まさに先崎市長2期目在任中ということで、本当に先崎カラーを存分に発揮していただきたいと思います。

私も若いと言われてきましたが、市長にこの町の在り方を訴えられるようになりました。市長も大分しわが増えてきたなと思います。もう周りにあまりびくびくしないで、しっかりカラーを出していただきたい。そして、我々議会もしっかりと是々非々で対峙し、ともに住みよきプラス活力あふれる那珂市にしていくことを楽しみにいたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告8番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 寺 門 厚 君

○副議長（大和田和男君） 通告9番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 太陽光発電施設の適正な設置・管理について。2. 子育て支援について。
3. 水郡線の活用について。4. 粗大ごみの回収について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[10番 寺門 厚君 登壇]

○10番(寺門 厚君) 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初の質問は、1、太陽光発電施設の適切な設置・管理についてであります。

国は2030年に温室効果ガスの排出を2013年度比46%に削減するため、30年度に必要な電力のうち36~38%を再生可能エネルギーで賄うとしています。達成のため、太陽光発電、洋上風力発電の大量導入が進められております。

今年に入ってから、茨城県でも太陽光発電施設導入の事業者対象に支援の枠を拡大、地元企業の常陽銀行も7月に太陽光発電事業に参入、住宅や工場の屋根に初期費用なしで太陽光パネルを設置できるゼロ円ソーラーの普及など、太陽光発電施設は増加する一方であります。

太陽光発電施設設置については、全国では傾斜地設置による土砂崩れなどの自然災害の危険性が増大しております。また、景観の破壊が懸念され、適正な立地が大きな課題となっております。本市においても、市民の方から「那珂市の緑環境がなくなる」「大雨が降ると近隣の道路や畑が冠水し、なかなか水が引かない」「傾斜地の施設での設置は大丈夫なのか」「農耕車両の通行障害がある」など困り事を含め、「事業終了後の廃棄物処理が心配である」さらに「条例を制定してほしい」という声もお聞きをしております。

今回は、設置後の困り事の事例をいくつか紹介し、現状と対策を考察し、今回で3度目となります太陽光発電施設の適切な設置・管理条例の制定を提案したいと思います。

まず初めに、太陽光発電施設後の維持管理についてということで、太陽光発電施設の設置後に関します困り事の対応ということでございますが、具体例を4件ご紹介いたします。

事例1、市道に隣接し、施設のフェンスがセットバックされておらず、農耕車両が通行できない。また、ポールやフェンス等脆弱なものもあり、倒壊の危険性があるし、構内侵入による構内での事故の危険性がある。事例2、太陽光発電施設の除草シート貼付による隣地への冠水被害。除草剤使用による隣地住宅等への薬剤被害の可能性もある。事例3、市道行き止まりの耕地。一方向を残し市道からセットバックをせず、市道1.8メートルのままでは農耕車両が通行できない状況にある。事例4、近隣への工事内容の連絡もなく工事が開始された。山林伐採後、隣地への冠水被害が出ている、山林の木が立ち枯れもしております。そして、排水工事未説明のまま未着手である。市の担当部課へ言っても、相談しても、8か月回答がないという、今ありますこの事例1から4につきましては、現在解決に至っているのかどうか伺います。

○副議長(大和田和男君) 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご指摘の事例のうち、フェンスのセットバック、防草シートによる冠水被害、農耕車両の通行障害につきましては、地元の関係者に連絡を取り、適切な対応をするよう当該事業者にご指導をしております。引き続き、解決に向け対応をまいります。

また、市道への冠水につきましては、調査等に時間を要しましたが、間もなく冠水工事に着手する予定であり、関係者の方にはその旨の説明をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 解決に向け指導及び対応中ということで、間もなく解決されるものもあるということが分かりました。

事例1から4につきましては、全て困り事が発生してからの対応になっております。工事完了後は、工事完了報告書と写真貼付で提出されたものを確認して、ファイルして終わりということになっている。困り事の発生予防行動である現場確認がされていないと、私は思います。

確認ですが、施設設置の確認は工事完了報告書、これは写真貼付されておりますけれども、これを提出された後、現場確認というのは行っているのでしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

工事完了の確認につきましては、現在は工事完了報告書の写真等でっております。今後は地域から設置に関する要望があった場合など、状況に応じて現地確認を実施していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 地域から設置の関連で要望があれば確認をするというお答えをいただきました。やはり困り事発生防止のためには、やっぱり全数確認というのをさせていただきたいと思います。最終完了確認は、しっかりと行っていただきたいと思います。

それから、昨年的一般質問時に「太陽光発電に関する相談について、どこへ相談してよいか分からない」との住民の声があり、相談窓口の設置ということで要望をしておきましたけれども、先ほど申し上げました事例1から3については、環境課ではなく、農政課や土木課など通常の困り事として相談をされております。

改めて伺います。太陽光発電に関する困り事や問合せ窓口はどこになるのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電に関する困り事や問合せにつきましては、環境課が窓口になります。問合せの内容や相談内容に応じまして、関係課と連携し対応していきます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。対応のほう、お願いしたいと思います。

7月末に環境課も出席する会合で、太陽光発電に関する困り事や問合せ窓口が環境課であると初めて知ったよという声もお聞きしておりますので、広報等での告知をしっかりとさせていただきたいなと思います。

それから、関係課と連携を密にし、困り事等のそういう解決行動もよろしく願いをしておきます。

それから、設置後の適切な管理運営面で、特に確認をしておきたいんですが、昨年11月から那珂ソーラーパークが稼働をしております。この事業終了後の廃棄費用の積立ては、どのような方式になったのか。また、積立ての状況を本市へ報告しているのかどうか伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

アフターフィット大和那珂太陽光合同会社の事業終了後の廃棄費用の積立てでございますが、事業所からは、国の法律に基づいて、内部積立方式により積立てをすると聞いております。

廃棄費用の積立てにつきましては、原則として事業計画書に示されている施設撤去日から起算して10年前の日から開始すると定められております。当該施設につきましては、積立て開始時期になっていないことから、積立ての状況の報告はございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 事業終了10年前からの積立開始ということになりますので、当然まだ報告はないということですね。それは分かりました。

それにしても10年前という、これから10年後に積立てが始まるということですので、これは内部積立て、外部積立て。外部積立てというのは、売電金額から源泉徴収がされる方式ですけれども、いずれにしても、ちゃんと積立てが履行されているか報告がない場合は督促をするよう、やっぱりお願いをしておきます。

次に、太陽光発電施設設置後の災害防止や緊急時における対応について、即対応への那珂ソーラーパーク施設の監視体制というのはどのようになっているんでしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

那珂ソーラーパークの監視体制になりますが、中里地内の管理施設に作業員7名を配置し、監視カメラ10台により施設をモニターで監視をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 職員も常駐して、監視及びアフターサービス体制も整っているということは分かりました。今後、サービス拠点の移動時の連絡も市の確認がなければ連絡がないでは、災害時や緊急非常時の対応には問題が生じますので、報告の義務化を、できれば図っていただきたいなと思います。

それから、最も気になる点ですけれども、太陽光発電事業は現在でも投資対象となっております。太陽光発電施設設置後の事業者の変更確認、これはどのようにやっていますか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電施設設置後の事業者の変更につきましては、協定書の規定によりまして事前に市に届出がされますので、その届出書により内容を確認しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ここはやっぱり十分注意をしていただきたいと思います。なぜかという、やっぱり実態がないという場合も想定されますので、電話番号や所在地等、建物も含めた、これ実態確認というのはしっかり行っていただきたいなと思います。

以上、太陽光発電施設設置後に発生する困り事等について、事例と原因について、下江戸地区の大規模発電那珂ソーラーパークと、その後の気になる点について見てきましたけれども、設置後に発生する困り事は、設置前段階での現場確認・完了確認が、やっぱりしっかりできていないということが原因だと考えられます。それ以外に十分発生の要素はかなりあるんですけれども、再度確認をしておきます。

太陽光発電施設の適正な設置というところの項目ですが、事前相談、事業計画書及び撤去計画並びに協定書の内容確認、周辺住民への説明実施についてどのように進めているのか、また現場確認はしているんでしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電施設の事前相談などにつきましては、窓口のほか、電子メールや電話でも対応しており、その際には、国や県のガイドライン及び市の要綱に沿って行うよう指導しております。相談後には、事業計画書、位置図、撤去計画書などをまとめた事業概要書、地元関係者に説明を行った結果をまとめた事業説明報告書など提出された書類を確認し、併せて協定書に定める事項についても確認をしております。また、現場確認につきましても、提出されました位置図を基に実施をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 事例1ないし4ですね、先ほど申し上げましたけれども、これは事前説明がなく工事に入っており、規定の書類提出確認だけでは困り事の発生防止ができな

った例であります。

困り事への行政の対応は、当然の仕事ではあるけれども、事前説明の内容確認と現場確認をしっかりと行うことで発生予防ができ、担当職員の予定外の工数削減にもつながり、ひいては大切な税金の節約にもなると考えますので、事前書類内容確認、市と事業者の事前協議、地元関係者への事前説明等の実施、しっかりやっていただき、かつ実施後の確認をしっかりと行っていただきたいと改めてお願いをしておきます。

次は、市道に隣接設置の場合、太陽光発電施設の柵やフェンス等の設置については、セットバック等についてどのような設置指導をしているのでしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電施設の柵やフェンスにつきましては、建築基準法上の建築物には該当しないことから、セットバックの義務はございませんが、事業者には国や県のガイドラインに沿って、地元住民からの要望には真摯に対応するよう伝えているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 先ほど事例1でも申し上げましたけれども、こちらの例は設置指導がなかった例でありました。指導後でもさらに工事未完了があり、再指導となっている状況です。これも再指導をしていただいたんで、今後解決が期待をされるところであります。

こういったこの農道等の隣接については、セットバックの義務はありませんけれども、やはり最近の農耕車両って、1.8メートルの農道では通れませんよね。2.2メートル、もう最近は2.7メートルが、大体そういう大型農耕車両が多くなっておりますので、この辺の情報も農政課と連携し、協議の場を設けて指導をしていっていただきたいなというふうに思います。

次は、太陽光発電施設設置による近隣への音・光等の配慮についてはどう指導しているのでしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電施設の設置に当たりましては、議員ご指摘の音や反射光を含む環境への配慮を、国や県のガイドラインに沿って行うよう指導しております。特に、太陽光パネルの反射光につきましては、設置後の相談や苦情が多いことから、あらかじめ事前相談の段階から、周辺家屋の窓などに反射光が直接当たらないよう、太陽光パネルの設置の向きと角度に配慮するよう指導しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

それから、防草シートによる近隣への冠水対策は、どのように指導をしていますか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電施設の雨水処理につきましては、敷地内で処理することが原則となります。あらかじめ防草シートを敷く場合には、自然浸透で敷地内処理をすることができなくなる可能性があるため、適切な対応を取るよう指導をしています。

また、事業開始後に防草シートを設置し、周辺に悪影響が及んでいることを確認した際には、速やかに事業者に対し是正指導を行っています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） きちんと指導はしているということでございます。その指導した後の完了確認というのを、必ずやっていただきたいんですよね。もう、指導して「やってくださいね」で終わりじゃなくて、これは十分、その完了確認というのをお願いしたいと思います。

以上、設置前の事業計画書提出、設計図、事前説明会や報告書提出、市・住民・業者との協議など、工事着工以前の実施事項を見てきましたけれども、困り事や問題等が発生したら対応するのではなく、あらかじめ予防策をしっかりと策定しておくことがとても大事なことで私は考えます。

そして、市の指導どおり実行する業者ばかりとは限りません。国や県のガイドライン及び市の要綱だけでは、これはお願い事項でございますので、履行させるには何らかの法的規制が必要になります。法的な規制については、昨年の12月の県定例議会での太陽光発電施設の設置管理運営についての県条例制定をすべきとの質問に対し、県の回答は「条例は制定をしない。市町村での太陽光発電で施設設置管理者に関する問題等は、市町村で対応せよ」と回答がされております。同時期、私も市への一般質問で、那珂市の条例を制定すべきと提案をしました。回答は、国のガイドラインや市の要綱で十分であるということでした。

国や県・市のガイドラインや要綱では法的な対応ができなくなると、誰が那珂市の住民の安全、緑豊かな自然環境を守ってくれるのか。那珂市として条例を制定し、きちっと住民の安全を守るべきではないでしょうか。やはり、那珂市として太陽光発電施設の適切な設置及び管理条例を制定すべきであると提案しますが、いかがですか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

太陽光発電施設につきましては、引き続き国や県のガイドラインと本市の要綱を基に、事業者への対応を強化するとともに、必要に応じて要綱・協定書を見直すなど、適正な設置と管理に努めてまいります。

また、現在総務生活常任委員会において、太陽光発電施設の適正な設置と管理について調

査・検討が進められております。今後、私どもから説明する機会も予定されておりますので、そのような機会を通して、市としてできることを調査・研究していきたいと考えております。以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 当議会の総務生活常任委員会で太陽光発電施設の適正な設置と管理について調査・検討が進められていること、また市としてもできることから調査・研究をしていくと、答弁を今いただきました。これは条例制定も視野に入れての調査・研究活動を進めると、私は理解をいたしました。

重ねて、条例制定の提案理由を申し上げます。

ガイドラインは、お願いで終わってしまいます。法的な規制がかけられません。住民の不安解消や生活の安全は守れないんです。住民の安全を守り、景観を保護するためには、再生エネルギーの立地を規制する条例が必要であります。この条例は、2012年10月現在、全国で165か所制定されており、本県においても、市町村でのこの条例については、昨年12月は14例でした。今年に入って17自治体へと増えております。適切な工事を遂行しない業者には、罰則規定も必要であります。事業終了時以後の廃棄物処理の適正処置の完全履行をさせるため、また緑豊かな自然環境保全のためにも、さらに地球温暖化防止のためにも必要であります。

以上のことを十分に勘案をしていただき、那珂市として太陽光発電施設の適切な設置及び管理条例の制定を前向きに検討の上、制定をお願いしたいのですが、先崎市長、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

寺門議員さんにおかれましては、今回で3回目の質問ということで、思いが伝わってくる気がいたします。

内容については、先ほど担当部長より答弁をさせていただきましたが、太陽光発電施設の設置及び管理に関しましては、国や県のガイドラインと本市の要綱を基に事業者への指導を徹底することが、まず必要であると考えております。事前相談の段階より、ガイドライン等の詳細な説明と指導を行うことで、設置後のトラブルは防いでいけると考えており、今後は茨城県との連携もさらに強化し、対応してまいります。その上で、市としてできることを、条例化も含め調査・検討してまいりたい、そのように考えております。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市長からは、市としてできることを、条例化も含め調査・検討すると答弁をいただきました。昨年12月の一般質問時点よりは、歯車が少しカラッとというか、ゴロっとなんとか、前に進んだのかなという理解はいたしました。

今後は、議会共々、那珂市の住民の安全を守り、豊かな緑環境の保全に向け、協力しなが

ら、市条例の制定に向け活動を進めていただくことを強く要望をしておきます。

今回、太陽光発電施設の適切な設置管理について条例を制定せよと申し上げてきましたが、私は気候変動対応、地球温暖化防止の中心となる再生エネルギーである太陽光発電施設設置に反対するものではありません。

現在、第2次那珂市総合計画後期計画を策定中ですが、地球温暖化防止、SDGs対応のため、カーボンニュートラルを目指している本市の再生可能エネルギーに対する方向性、考え方が、ちょっと曖昧な気がいたしております。

そこで、今後の那珂市の再生可能エネルギーの取組について、那珂市全戸への太陽光発電設備装置を設置するソーラーシェアリングの拡大、今年3月の福島火発操業休止による計画停電、この冬の電力需給逼迫など緊急時の電力確保をどうするのか、この3点も含めてどのように考えているのか、先崎市長にお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

再生可能エネルギーへのシフトは、私たちの暮らしをどのように変えるのか、またどうすればよい方向にシフトできるのか、日本でも世界でも今まさに話合いが行われ、取組が始められております。

再生可能エネルギーの活用につきましては、カーボンニュートラルの実現に向け、本市においても積極的に取り組むべきものとして、現在策定を進めております第2次那珂市総合計画後期基本計画に、地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る施策として位置づけ、さらに本市の環境施策の基となる第3次那珂市環境基本計画において、施策の方向をお示いたします。

具体的な取組については、議員のおっしゃるような全戸への太陽光発電の設置、ソーラーシェアリングの拡大等を含めまして、国及び県の方針や他の自治体の取組例なども参考にし、本市に合ったもの、効果的なものを具体化してまいりたいと考えております。

また、電力需要逼迫時には、市民一人一人が無理なく節電できるように、日頃からの働きかけを強化し、予想されている今年の冬の電力需要逼迫に備えてまいりたい、そのように考えております。

○副議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

お昼をまたぎまして、引き続き一般質問を行います。

寺門議員、登壇願います。

寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 午前中は、先崎市長の答弁をいただきました。中身については、那珂市の再生可能エネルギーについての取組、今後どうしていくかということでお答えをいただきました。その後から、午後は続けていきたいと思えます。その市長の答弁をいただいた後の私の発言ということで、そこからスタートいたします。

カーボンニュートラルの実現に向け、市民や事業者が一体となって目標達成ができる具体的な取組事項の明示と、市長自らが先頭に立ち、積極的な推進をお願いいたします。また、この冬の電力需給逼迫での停電防止に十分な備えをしていただけますよう、お願いをしておきたいと思えます。

それで、この項の質問を終わります。

次は、子育て支援についてであります。

本市の少子化の現状は、ゼロ歳から14歳までの人口が、平成29年6,758人から令和3年には6,315人。安心して子供を育てられていると感じている市民の割合は、平成29年度47.3%、30年度63.9%、令和元年度48.9%、令和2年度47.6%、3年度には42.4%となっております。年間出生数、平成29年は391人、30年363人、令和元年340人、2年は301人、3年305人と、このようにデータから見ても少子化は確実に進んでいる状況にあります。さらに、令和になって、年々安心して子供を育てられていると感じている市民の割合が減少していることが、大変気がかりであります。本市も、少子化対策として様々な諸施策を実施しております。

本市は、緑豊かな自然環境の中で、充実した子育て環境と充実した教育環境がしっかりと整っていることが、本市の少子化対策のセールスポイントであると私は考えております。そして、那珂市の子育て支援の強み・魅力は、妊娠期から子育て期までにおける切れ目のない支援環境の提供があることだと思っております。

そこで、本市の子育て支援の取組についてお聞きをしてみたいです。

最初に、子育て世代包括支援センター事業についてということで、その前に、冒頭に紹介しました、令和になって年々安心して子供を育てられていると感じている市民の割合が減少している理由、これは何でしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、安心して子供を育てられていると感じている市民の割合は、ここ数年微減となっております。理由ですけれども、アンケート時の自由記載として「近隣との関わりが希薄である」、「ひとり親なので、全てにおいて不安です」など、身近に子育てに関する悩みや相談する相手がないなどが不安感の要因と考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 子育てに関する悩みや不安について相談する相手がいない、将来に不安があるなど、身近で寄り添ってくれる人がいないということの不安が少しずつ増えているのではないかなど、私も思います。

では、安心して子供を育てられていると感じている市民の割合の減少を防ぐ対策、これは何か講じていますか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

那珂市では、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートする子育て世代包括支援センターを、令和2年9月に開設いたしました。妊婦や子育て中のご家族の方が、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、問合せや相談に応じております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 子育て世代包括支援センターを開設して対応をしているということは分かりました。子育て支援が充実しているかいないかで、人口の社会増、これは移住者の増ですね、つまり子育て世代が那珂市へ来てくれるかどうかの判断材料となります。社会動態増、これについては、令和元年56人、令和2年57人、令和3年81人と増加しております。子育て支援は充実しているというふうに、この理解者が増えていくことが少子化の歯止めとなるということで、大変重要な要因となると考えております。

実際に、那珂市は近隣市町村に比べ子育て支援のソフトは充実しているが、ハード、遊び場や地域子育て支援センターの建物等は、もう少し楽しいイメージで入りやすくしてほしいという声もお聞きをしております。

では、本市の子育て支援の中心となります子育て世代包括支援センター事業の目的及び内容はどのようなものでしょうか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

子育て世代包括支援センターの目的でございますが、出産や子育てする世代の仕事と育児の両立や子供との関わり方について、不安や悩みを抱える方の相談に応じ、必要な情報を提供し支援することです。

妊娠期から子育て期にわたる総合的な情報を提供するとともに、相談窓口を設置しています。妊娠・出産に関すること、幼稚園や保育所などに関すること、制度や事業に関することなど様々な悩みの相談に応じ、解決に向けて各関係機関と連携して必要なサービスを提供していきます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

では、子育て世代包括支援センターの果たすべき役割・機能について、どのようなものがあるのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、健康推進課の母子保健コーディネーターとこども課の子育てコンシェルジュが情報を共有し、連携して対応しています。

母子保健コーディネーターは、保健師や助産師が務めております。母子健康手帳交付時などに、出産に対する不安、妊娠中の体のことの悩みなど、相談者個々の状況に適した母子保健サービスの案内や子育て情報を提供します。

子育てコンシェルジュは、保育士が務めております。就学前のお子さんを持つ保護者の方を対象に、保育サービスの情報提供や相談・助言を行います。相談内容によっては、家庭児童相談室などと連携して対応いたします。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 子育て包括支援センターの母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュは、単なる相談員ではなく、大変重要な役割を果たしていることがよく分かりました。

では、母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュの活動が、切れ目のない子育て支援にどう結びついているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

妊娠時の相談から子育てへの切れ目のない子育て支援につなげるために、次を実施しております。

まず、導入している福祉相談支援システムを活用し、情報を共有しています。このシステムには、相談者からの相談内容や提供した支援について適時記録をいたします。健康推進課の母子保健コーディネーターとこども課の子育てコンシェルジュは、この情報を共有し、連携して相談に対応しています。健康推進課で行われる乳児健康相談時に、こども課の子育てコンシェルジュが出張相談に出向き、保育所への入所相談などの相談に応じています。

母子保健コーディネーターや子育てコンシェルジュと地区担当保健師が必要な情報を共有する機会が増えたこと、従来よりも相談業務の体制が強化されたこと、このことにより、切れ目のない子育て支援が提供できるようになっていると考えています。相談者の状態によっては、必要に応じ、家庭児童相談室や発達相談センター、通称「すまいる」や地域子育て支援センター、通称「つぼみ」ですが、などとも連携して対応いたします。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 必要な支援別に、まさにつなげる、つながる役目を果たしていることがよく分かりました。

では、つながる先的那珂市地域子育て支援センター「つぼみ」の事業内容と、利用状況について伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

地域子育て支援センター「つぼみ」は、地域の育児支援事業として育児家庭のサポートを行い、保護者の悩みや不安を取り除き、公共の場で交流を図ることで、子育て家庭の孤立を防ぐことを目的に設置されております。

主な事業内容としては、子と親による仲間づくりである「フレンドリー保育」や「育児サロン」、各種育児講座、子育て教室、育児相談などを実施しております。令和3年度の実績としては、延べ3,156組7,046人が利用をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時18分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

では、寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 地域子育て支援センターを利用する理由は、子供を遊ばせる、子供の友達をつくったり交流したりするため、他の親との交流、リフレッシュするためということが多く聞いております。「つぼみ」は菅谷にありますけれども、いつでも気軽に立ち寄って遊べる「つぼみ」と、これ子育て支援ガイドブックではうたっております。こちらですね、書いてあります。外観は、決して「入ってみようかな」、「楽しいところだな」という印象にはほど遠いよねという声をお聞きしております。子育て支援内容も大変大事ですが、外観も立ち寄ってみたくなるイメージへと、ぜひとも今後については変更していただければなど要望をしておきます。

赤ちゃんが生まれてから、ずっと休む間もなく子育てに従事するお母さんにとって強力な味方になるのが、ファミリーサポートセンターです。子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンターの支援内容及び実績について伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンターは、会員による相互援助の活動をしております。子育て中の人が、仕事や急な用事などで子供の世話ができないときに、地域の人が応援するという仕組みです。「援助を受けたい会員」と「援助をしたい会員」との結びつけや取次ぎなどの運営業務は、那珂市社会福祉協議会に委託して行っております。

依頼内容ですが、子供の一時預かり、徒歩での小学校や保育所等への送迎、産前産後の家事援助や兄弟のお世話などになります。

昨年度の実績は109件となります。要望は多いものの、コロナの影響によりキャンセルとなることも多くみられたと聞いております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 実績は109件で、キャンセルが多いということでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で、やはり十分な利活用ができていないというのが、大変残念な気がいたします。

ファミリーサポートセンターの援助活動の中で気になるのが、産前産後の家事援助等の活用についてですけれども、これはどれくらい件数があるのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

昨年度の実績ですが、2件となります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 2件だけということは、大変少ないという気がいたします。これについては、コロナ感染症の影響なのか、はたまた要望がないのか、あるいはやはり有料、1時間600円ということもあります。それと、ちゃんとした資格を持った人を派遣してくれるのが心配という声もあります。そういうところから、利用率が低いのかなという気がしております。

このファミリーサポートセンターをもっと使っていただくためには、体制のPRと強化が必要であり、それを今後どのように図っていきますか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

課題は会員の確保です。募集は、母子手帳交付の際にファミリーサポートのチラシを渡して案内をしております。援助を受けたい会員は年々増加していますが、援助を提供する会員の方は、高齢化に伴い減少の傾向にあります。援助を提供する会員の募集についても、広報なかなどの媒体を使いPRをしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 援助を提供する会員が足りないということですので、確保をしっかりとお願いいたします。

子育ては妊娠時期から既に始まっており、子育て支援の充実が問われるのが、産前産後のケア体制であります。本市の産前産後の妊婦ケア体制はどのようになっているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

妊婦への支援については、母子保健コーディネーターや保健師が、母子健康手帳交付時に、妊娠中の健康管理、家族からの支援環境や出産・子育てに向けての不安などの確認、相談を行っています。

妊娠後期には、電話にて妊婦の体調確認と出産に向けての不安などに関する相談を受け付けております。

また、出産後間もない時期の支援として、産後ケア事業を実施しています。出産後に家族などの協力が得られない産婦や出産後の体調面での不安がある産婦などに対し、産科医療機関や助産師が一定期間サポートを行っています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 産前産後のケア体制をどれだけ充実させるかが、那珂市で子育てをしてくれる世帯増のキーポイントになると思います。充実度をさらに上げるために、担当保健師が妊娠期から就学前までを受け持ち、継続してフォローできる体制はありますか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

当市の支援体制について説明いたしますと、市では小学校区を基本単位として市内を11の地区に分け、地区担当保健師が中心となって、子供から大人まで家庭訪問や相談を行っています。

母子に関して、妊産婦から子育て期にわたる様々な相談を受ける中でフォローが必要なケースについては、支援内容に合わせて、地区担当保健師と母子保健コーディネーターや子育てコンシェルジュなどの関係者が連携し、継続支援をしています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） いつでもそばにいてくれる、ずっと見ていてくれる人がいるということは、とても安心しますし、大変心強いことだと思います。それがずっと同じ人というきめ細やかなフォローこそ、他自治体にも負けない支援体制だと私は思います。継続はもちろんのことより、一層強化していただきたいと思います。

以上、子育て支援の状況をいくつか見てきましたけれども、本市の子育て支援の諸事業は、近隣自治体と比較しても遜色はないと私は思っております。ただし、給付金や助成金の額に

については、財政力内でできる最大の支援内容となっていると感じております。

本市は、社会動態増を続けており、第2次那珂市後期基本計画策定中ですが、これにおいても、今後5年間を見ても増加すると見ております。定住者・移住者増による少子化を減少させていくことが、大変重要な課題であります。対策としては、安心して子供を産み育てる環境の確保と充実を図ることで、中でも子育て支援体制の一層の充実を図ることが重要であると私は考えています。

では、子育てするなら那珂市と言われるような魅力ある子育て支援についてどのように考えていますか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

市の子育て支援は、子育てガイドブックに掲載しているとおおり、経済的支援、保育サービスなど多様な支援があります。その中でも、先ほどから説明にある相談できる先、各種の窓口などがあるということが一番であると考えております。心配なこと、不安なことがありましたら、ぜひ気軽にご相談いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、この魅力ある子育て支援体制を、今後どのように強化していきますか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

国においては、令和5年4月に子供政策の司令塔となる「こども家庭庁」が創設され、子供関連施策について今後具体的な検討が始まります。

市としましては、これまでの支援策も継続しながら、今後検討される国の子育て支援策も注視し、地域で子育てを支えるためのネットワークである地域子育て支援センターやファミリーサポート事業などの充実を図り、家庭と地域・行政が一体となり安心して子育てができる環境づくり、相談窓口の充実など、子育て支援がより魅力的になる支援メニューにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 相談窓口は各種あり、支援事項は多岐にわたっております。子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターを核に、多方面、他機関等と連携が取れた支援体制がある。そして何より、困ったことがあれば、いつでもそばに寄り添ってくれる人がいるということは、新米ママにとってはとても安心できて、いつも心強い味方がいることになります。これが、那珂市で子育てをしてみたいと思う人が増えていく大きな魅力だと思います。

子育て移住者が増えれば、少子化を緩やかにする一助となります。現状の子育て支援サービスで、本市の子育て支援は完成ではないと思います。ワンストップで支援依頼から支援サービスを受容し完了までできる場所及び拠点の充実、子育て支援メニューの充実を一層図っていただきたいと思います。

「子育てにずっといい支援」と、那珂市の子育てガイドブックにそのキャッチコピーがあります。こちらですね。やはり内外にそのよさを知ってもらわなければ、本市が子育てにとってもいい場所だと選んではもらえません。ホームページの充実を含め、しっかりとPRのほうをお願いしたいと思います。

最後に、もう一点、子育て支援で、今度はお金の面なんですけど、ゼロ～2歳児保育料が現在有料で、3歳児は無料ですけども、若い子育て世代への支援が不足しております。少子化防止を既に無償化している自治体が、最近では増えてきております。全額無料とは言いませんけれども、せめてゼロ～2歳児の保育園利用者の食費補助をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員ご提案、大変魅力的なものかと存じます。しかしながら、市は現時点でも厳しい財政の中、子育て世代への支援を行っております。難しいものと考えます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） まあ、財政的に無理というお話ですけども、少子化抑制の一助ということになるのは間違いございませんので、今後また再検討のほどをお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

次は、水郡線の活用についてでございます。

7月29日付の茨城新聞に、水郡線2区間、鹿島線、赤字合計25億7,900万円というショッキングな記事が掲載されておりました。JR東日本管内で赤字路線35路線、2019年度の1日の乗客数が2,000人未満の路線、水郡線の常陸大宮以北2区間、常陸大宮～常陸大子間、営業費用が12億9,000万円に対し、運賃収入が8,200万円とありました。最近では水郡線活性化について沿線自治体も協力し、サイクルトレイン等も運行を始めたばかりでございます。コロナ感染症の影響、自然災害によるダメージも影響していると思われれます。それから、「なくさないで」、「通勤通学に不可欠」との悲痛な市民の声が多いのも事実であります。私は、活性化に向けて、沿線自治体としてこれまで以上にJRと一緒に利用促進を図る必要があると考えております。

市内9つ、本市には駅がありますけれども、那珂市としては、今後JR水郡線の利用促進をどう図っていくのかお聞きしていきます。

最初に、この新聞報道の記事、これを受けて、本市はどのように受け止めているのか伺い

ます。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

令和4年7月28日に、JR東日本から「利用の少ない線区の経営情報」が開示になりました。今回開示の対象となった路線は、令和元年度の実績において、利用者の1日1キロメートル当たりの人数を示す平均通過人員が2,000人未満の路線となっております。JR水郡線では、830人であった常陸大宮駅から常陸大子駅間が対象となっております。

その上で、JR東日本から発表されている令和元年度の路線別利用状況では、那珂市を含む区間の平均通過人員が、水戸駅から常陸大宮駅間で5,157人、次いで上菅谷駅から常陸太田駅間は2,540人となっている状況でありまして、今回の開示対象の区間には含まれておりませんでした。これは、鉄道の利用状況が昨今の環境の変化とともに大きく減少していることから、JR東日本が地域の方々に対し現状を理解していただくとともに、今後の持続可能な交通体系について建設的な議論をさせていただくために開示したものとなっております。

これらのことから、本市におきましても他の沿線自治体と連携し、水郡線の運営を持続するため、利用促進や魅力発信を図っていくことが重要であると考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 部長答弁にありましており、私も水郡線全線では、現状は危機的状況ではないというふうに考えております。いずれ訪れる危機的事態の前に、沿線自治体への理解と今後の協力支援をJR側が要請してきたのだというふうに理解をしております。

時間も迫ってまいりましたので、少し飛ばしまして、水郡線の今後の利活用推進について。

本市では、市内に9駅ある強みを生かした利活用推進策をどのように考えていくのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

今後の水郡線の利用促進策につきましては、JR東日本水戸支社と連携強化を図りまして、若手職員の柔軟な発想による新たな水郡線利活用策の提案を目的としたグループワークを開催する計画がございます。市内に9駅ある強みを生かしまして、利用促進についても、このような機会を通じて引き続き議論してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 若手職員の柔軟な発想による活性化の議論は、とても大事なことだと思います。

最後に、先崎市長に伺います。水郡線の利活用促進についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

さきの報道を受けて、寺門議員さんの今回の質問になったと思います。それ以前にも、那珂市の魅力をどう発信するかという視点では、市内にある9つのJRの駅、これも有力な資源ではないかといろんな話がありまして、今回の話にも、こう大分リンクする話かなと思ってお聞きをいたしておりました。

水郡線は、私たちの生活になくてはならない重要なインフラで、特に通勤通学、子供たちの足を考えると、水郡線がなくなったらどうなるか、そのことを考えれば、これは沿線自治体にとっては大変大きな課題というふうに私も認識をいたしております。そういった観点から、議員様の質問にお答えをしたいと思います。

JR水郡線は、水戸駅から上菅谷駅を分岐点として常陸大宮・大子方面、常陸大宮・太田方面を結んでおり、那珂市が県北の玄関口として大きな役割を果たしている路線でございます。また、市内に9つの駅を有する路線であり、那珂市民にとって大変重要な交通インフラでもあります。

令和元年東日本台風により水郡線も甚大な被害を受け、一部区間が長期間不通となりましたが、JR、国、県、沿線自治体等関係各所のご尽力、また那珂市民及び沿線市町村の方々の応援により見事復旧を遂げ、再び地域の足として活躍をいたしております。

しかし、課題も多いことから、私としましては沿線自治体の先頭に立って、新たにJR東日本水戸支社と沿線自治体の若手職員によるグループワークを、先日JR水戸支社小川支社長さんに提案をまいりました。このような困難な環境からよみがえった水郡線を、沿線地域とともに今後も末永く維持発展させていくため、引き続き沿線自治体と連携をして、利用促進そして魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

ただいま市長から答弁をいただきました。今後も末永く維持発展させていくため、沿線自治体と連携し、利用促進や魅力発信に努めてまいるということでございます。大変力強い発言をいただいたと思います。

やはりこれから、例えば高校生に対して通学定期の費用をいくらか助成するとか、利用客を増やしていく。それから、新しいその発想、例えばDMVという車があるんですけども、デュアル・モード・ビークル、これは道路と鉄道を走るバス、これをつないで、当市の中を走らせて、太田から大子まで結ぶといったことも考えて、やはり観光客の取り入れと生活の足として使えるように、もっともっと、さっき若い方がワークグループをつくって検討するというお話もありましたけれども、大いに市民の方も巻き込んで、魅力ある今後の水郡線の形をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと

思います。

以上で、私の一般質問を終わります。残りました粗大ゴミの戸別回収、これについては次回改めて質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○副議長（大和田和男君） 以上で通告9番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（萩谷俊行君） 通告10番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 那珂市の財政運営について。2. 地域経済の活性化について。3. 観光資源の活用について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 議席番号15番、笹島 猛です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。久々の一般質問で、ちょっと緊張していると、そんなあれかな。

それでは、始めたいと思います。

まず、那珂市の財政運営について伺ってまいります。

財務省では、決算年ごとに地方自治体の財政状況をモニタリングしております。財務省は、行政キャッシュ・フロー計算書から様々な指標を導き出しております。その結果、3つの課題を指摘しております。1つ目は借入過多、つまり金を借りすぎている状態。2つ目が収支悪化、収入がどれだけ返済基準を満たしているかという指標で赤字の状態。3つ目が資金不足、要するに貯金が少ない状態を指します。これらの指標が悪い状態が続けば、将来的に財政の悪化を招くという話です。コロナ禍の財政出動で、貯金ともいえる財政調整基金を大きく取り崩している地方自治体は増えております。今後、危機的状況に陥らないように、どのような財政運営を求めておられるんだろうという思いから、一般質問をいたしました。

将来、現役世代の減少による税収減や、橋や道路、水道や公共施設のインフラの老朽化が進んでくれば、「あれもこれも型」から、重要と緊急性で優先順位をつけた「あれかこれか型」に転換が必要となってくるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

予算編成につきましては、総合計画等の目標の達成に向け、各種施策を進めていかなければならないところではございますけれども、持続可能な行政運営を行うため、新規事業の精査、実施時期の調整に加え、既存事業につきましても、事業の目的や費用対効果、緊急性の精査などを従来から取り組んできたところでございます。

議員ご指摘のように、現在の社会経済情勢は日々目まぐるしく変化していることから、今後の予算編成につきましても、限られた財源を有効に活用するため、より一層「選択と集中」を意識して取り組む必要があると考えています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 7月22日でしたね、全員協議会で大宮環境センターのゴミ焼却炉の整備方針について説明がありました。それによると、既存施設の大規模改修が約48億円と、施設の新設には101億円かかるとの報告がありましたが、那珂市の負担金はどのくらいなのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

大宮地方環整組合からは、環境センターの大規模改修にかかる費用約48億円に対して、補助金や地方債による財源を除いた両市の負担分のうち、那珂市の負担金額は2億6,000万円ほどになるということでございます。また同様に、新設にかかる費用約101億円に対しての那珂市の負担金額につきましては、6億2,700万円ほどになるというふうに示されております。

なお、環境センターの大規模改修費用等につきましては、現在組合において事業計画を精査しているところから、負担金額についても今後変更が見込まれるということをご承知おきください。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 将来にわたる公共施設の更新、維持管理について、どのくらいの費用が必要と見込んでおるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市公共施設等マネジメント計画において、現有公共施設における長寿命化等に対応する費用は、今後40年間で約464億円と試算しております。多額の費用を要することが想定される

ことから、施設の長寿命化に加え、廃止、統廃合による適正配置等、公共施設の更新費用を圧縮することも含め、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 地域の経済の活性化こそ地域所得の向上であり、自治体財政、特に経済収支増収の王道であると言われております。

そこで、本市の自主財源の現状はいかがなものか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

本市の主たる自主財源である市税につきましてお答えいたします。令和3年度決算額は約73億2,000万円で、歳入総額に占める割合は29.1%となっております。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 地方自治体の財源は自主財源と依存財源で構成されておりますが、民間の感覚での表現だと、自主財源は独自の方法で財源を確保するイメージがあると思えます。実際は、そのほとんどは市税や固定資産税、法人税が占めているわけですが、そうすると、この自主財源の比率を高めるためには、人口を増やすとか企業を誘致するとかしか自主財源を増やす道はないのかと思われます。

今、各市町村では、様々な取組でその地方自治体の財源確保の取組が検討されているように聞いております。そこで、本市の自主財源をさらに上げていくための施策についてと、独自の財源づくりについての取組をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

本市の主な取組としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、いい那珂暮らし促進事業において、人口減少の抑制に向け移住・定住の促進をしております。また、企業誘致の推進、ふるさとづくり寄附金の謝礼品の拡充、企業版ふるさと納税の推進などを行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今言っていましたふるさとづくり寄附金の収入額というのは、先ほど大和田議員から質問がありまして6,000万円でしたね。その次の企業版ふるさと納税とはどのような制度ですか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みです。本市においては、那珂市まち・ひと・しごと創生推進計画、こちらに掲げる事業に活用

しておりまして、令和3年度の収入額は510万円となっております。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 財政力指数とは、地方自治体の財務力の強弱を示す指標です。そこで、本市及び近隣市町村の財政力指数をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 本市の財政力指数につきましては、令和2年度では0.65となっております。また、近隣自治体につきましては、水戸市が0.86、ひたちなか市が0.97、常陸大宮市が0.43、常陸太田市が0.41、東海村が1.38となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 東海村は1.38ということで、これはもう地方交付税の不交付団体になりますから、これに近づけとは言いませんけれども、水戸市が0.86、ひたちなか市が0.97、もう地方交付税不交付団体に近いですね。これ、1に近いほど財政力が強いということですけども、那珂市はそうすると、26番目ですからあまりよくもない、悪くもないですか。

今言いましたように、部長、東海村に近づけとは言いませんけれども、水戸市とかひたちなか市に近づきたいですね、いかがですか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 那珂市の市税の特徴としましては、法人市民税の割合が低いということが挙げられます。このことは景気に左右されにくいという反面、大きな伸びが期待しにくいというところでございます。

そのため、財政力指数につきましては、できるだけ上げていきたいとは考えておりますが、市税収入の多さが数値に大きく影響することから、なかなか難しいという印象を持っているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表しております。この比率はおおむね70から80の間が理想的と言われております。本市の経常収支比率は90.4%ですけども、これは財政の硬直化が進んでいるのか。また、いわゆる新しい大規模な公共事業に対応することが今の那珂市の財務の中で可能かどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

経常収支比率につきましては、令和2年度における県内の自治体の順位は44自治体中20位と平均的な値でございますが、義務的経費の額は年々増加している傾向でございます。

また、大規模な公共事業の実施の可能性につきましては、一概にはお答えし難いところではございますけれども、財政的な判断材料の一つとして、公共事業の主たる財源となる市債

に係る財政指標である実質公債費比率や将来負担比率がございます。これらの指標につきましては、行財政改革等の成果から、近年、数値的には低くなってきております。

とはいえ、市債の発行につきましては、後年度の財政負担が生じることから、長期的な視点に立った適正な市債発行を念頭に置いた事業計画の立案が必要だと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 実質公債比率とは、地方債の返済額の大きさを財務規模に対する割合で表したものです。そこで、本市及び近隣市町村の比率をお伺いします。また、本市は比率が低いのですが、なぜ低いのか、これも伺います。将来負担比率が0.9%と近隣市町村に比べて極端に低いんですけれども、これはなぜですか。3点まとめて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） まず、本市の令和2年度の実質公債比率は3.8%となっております。なお、近隣自治体につきましては、水戸市が9.4%、ひたちなか市が9.7%、常陸大宮市が8.9%、常陸太田市が2.0%となっています。

本市の数値が低い要因としましては、行財政改革大綱に基づき繰上償還を行うなど、起債残高の抑制に取り組んだことによるものと考えています。

また、将来負担比率につきましても、同様に起債残高の抑制に取り組んだことに加え、基金残高を増やしたことにより近隣自治体と比べて低くなっているという状況にあります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 本市及び近隣市町村の財政指標を見てもみますと、これからの時代、限られた財源の中で行政施策が取捨選択されていく。もっと言えば、これらを踏まえた健全な財政運営を行う自治体と、そうでない自治体の間で格差も生まれる、この可能性はあるのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

健全な財政運営は、自治体としてしっかりと守るべきものと考えております。仮にその点をおろそかにする自治体があるとすれば、当然のことながら何らかの格差が生じることが考えられます。本市も、その点を十分留意し、引き続き持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 財政調整基金は、本市の財源の調整及び健全な運営を図るために設置された基金で、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合や、大規模災害が発生した場合などに備えるためのものです。減債基金については、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するために設置された基金で、経済事情

の変化等により財源が不足する場合や、市債の償還期間を繰り上げて返済する場合の市債の償還負担に備えるためのものです。

そこで、財政調整基金と減債基金の現在高を伺います。また、どのくらいの残高を確保する必要があると考えておりますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

令和3年度末の基金残高についてです。財政調整基金が20億2,788万5,000円、減債基金が16億2,626万8,000円となっています。

また、本市における基金残高の目標といたしましては、財政調整基金につきましては標準財政規模の2割程度を、また減債基金につきましては、単年度の公債費相当額を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 地方公共団体は、国の赤字国債のように財源不足を借り入れて補填することができないため、財源補填的な性質を持つこの2つの基金を活用して、予算編成における歳入不足の穴埋めをしているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

議員のお見込みのとおり、当初予算の編成時においては基幹歳入の一つである地方交付税などの額が確定しておりませんので、不足する財源につきましては、財政調整基金や減債基金などから繰入れをして予算編成を行っている状況にございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今現在、ここ数年といいますか、地方に配慮した臨時財政対策債を含めて地方交付税措置がなされております。こういう中で、財政調整基金、特に減債基金を繰り入れた予算というのは、那珂市の財政力に合った予算編成とは言えないだろうと思います。地方交付税というのは状況に応じて大きく動きがありますが、そんな意味では、地方交付税措置の状況によっては基金への繰り戻しが厳しくなりませんか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

財政調整基金からの繰入金につきましては、地方交付税などの試算を行い、適正な額での予算計上に努めております。今後とも、財政調整基金からの取崩しが続くことのないよう予算編成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 特に近年の異常気象によって災害に見舞われたときの財源の備えはどう対応されるのか、その認識について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

近年、異常気象等により全国的に風水害が頻発しており、災害はいつ起きてもおかしくないと考えております。また、本市においても、令和元年の台風被害は記憶に新しいところです。このような台風や地震などの災害対策に係る財源を確保するため、本市では災害対策基金を設置しておりますので、有事の際には活用してまいりたいと考えています。

なお、被害の規模が大きくなれば、国・県に対し財政支援を要請するとともに、災害復旧債の活用などにより災害からの早期復旧を図ってまいることになります。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今、部長お答えになりました災害対策基金の残高というのは今どのくらいあるんですか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 令和3年度末でお答えします。6,034万円となっております。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） この6,034万円、これ、前の寄附金とか義援金とかそういうあれですか。分かればいいですけども。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） そういったときに入った寄附金のお金も一部は入っておりますけれども、あとは市の余剰財源から繰り入れたということもございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 扶助費の急増は、これから超高齢化が進む中で避けられないと思います。そうした歳出増に対応できるように準備しておくのが基金だと思います。

財政収支見通しにおける少子高齢化の影響ですが、歳入においては、少子化による生産年齢人口の減少や、75歳以上の高齢化比率上昇に伴う課税客体の減少などにより、個人市民税の減収が想定されます。また、社会経済活動の縮小による市民税収入への影響が懸念されるところです。このようなことから、減収要因が多いのではないかとこの憶測をしております。

一方、歳出においては、高齢化社会の進展による介護保険、後期高齢者の医療費、これらの増加に伴い、それぞれの特別会計への繰出金が年々増加し、現状において歳出圧力は増加傾向だと思っております。

超高齢化社会を迎えている今日、このままの状態ですと歳入歳出への影響が加速していくと財政収支状況の悪化が避けられないと考えますが、市長は将来の財政見通しをどのように把握しておりますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問にお答えします。

議員お見込みのように、コロナ禍に加えて原油価格、物価高騰など、現在の社会情勢は先行きが非常に不透明だと、そのように強く感じております。

また、議員のご指摘のように、少子高齢化等の影響による扶助費の増加が見込まれる中で、今後、財政状況が大きく好転していくことを見通すことは大変厳しい。現在の財政状況を維持しながら、自主財源の確保の取組をこれからも強力に進めるなど、少しでも財政状況を向上させていくことが重要であると、そのように考えております。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 新型コロナウイルスの収束は見ておりません。経済不況の回復は相当遅れるでしょう。こういうことが続くと、小さな事業に結構大きな影響が出て、市民生活に影響がある小さな事業が結構削られる。その割には、大型新規建設事業については、何が何でも予定どおり実施していくんだという強い決意を感じますが、こうしたときこそ、市の施策は市民の暮らしを最優先にすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、市民の暮らしに影響が出ていることは十分認識をしているところであります。那珂市といたしましても、市民の暮らしを支えるための施策を中心に、コロナ対策等に全力で取り組んでいるところでございます。

またその一方で、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、道路や下水道などの社会基盤整備や四中学区コミュニティセンターをはじめとする建設事業についても、将来の那珂市発展を見据えて計画的に進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） コロナ後のまちづくりをどう進めていくのか、新たな視点が求められております。現実には時代は流れているわけです。その中で、本当にこの事業がこれから那珂市にとってどんな影響を与えていくかということを見極めることが大切だと思います。自治体の持続可能な財政運営を考える場合には、やはりリスクは極力排除しなければならないと思います。行政が事業を失敗した場合は税金で補填しますので、経営はしばらく持続可能になりますが、その間、負担というのは市民にかかってきます。

私が言いたいのは、客観的に採算面で無理があると判断するのであれば、当該事業に着手するのはもっと慎重であるべきだと思っております。入るを量って出ざるを制す、身の丈に合った事業展開に絞ることが行政運営の鉄則だと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

私といたしましても、コスト意識、これをきちんと持ちながらしっかりと財源を確保し、効果的・効率的に事業を展開していくことが、持続可能な財政運営を進める上で重要かつ必要なことだと考えております。こうした考えの下、各種事業に取り組んでおりますが、議員各位におかれましては、活力ある那珂市の実現に向けまして、引き続き、執行部の行政運営

に対しましてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 一応これは終了いたしまして、次に、地域経済の活性化について伺ってまいります。

昭和から平成の初めにかけて、製造業の成長を背景に、国内では製造業拠点を地方に誘致することによって、地方の就労者は第1次産業から製造業にかなりシフトしましたが、2000年頃から、国際的なコスト競争が激化すると製造業拠点の海外移転が進み、製造業の雇用は縮小へと転じてしまいました。ここ数十年の大企業工場誘致は、地域の第1次産業の担い手を奪ってしまった上、自立した人材を大都市に流出させ、挙げ句に拠点の移転や閉鎖により雇用が失われ、地方経済を麻痺させてしまったという例が少なくありません。地域の活性化イコール大企業の工場誘致という勝利の方程式が成り立つ時代ではもはやないかもしれせん。

近代日本は、人口構造的にも産業構造的にもパラダイムシフト期に突入しております。今回の新型コロナ感染拡大も、社会構造や生活者意識の変化を進展させました。そのため、インターチェンジ周辺の様相もさらなる変化が予想されます。

コロナ禍は、接触型サービスでもあるリアル産業施設に大きな打撃を与えました。コロナの収束後もオンラインショップの需要は拡大し、その分、リアル店舗の需要は落ち込んでおります。オンラインショップが活発化することで全国の物流はむしろ増加しており、物流拠点のニーズは増加しております。

今、インターチェンジ近隣の大型ショッピングセンターは、リアルでも買物ができる、自社オンラインショップの物流倉庫化する可能性もあるでしょう。大都市からの日帰り圏にあるインターチェンジ近隣では、工場見学施設や食品の直売施設など、観光に立ち寄るだけではなく、それ自体に目的性のある集客施設が開発されており、大量集客を実現している施設がいくつも見られます。今後、那珂インターチェンジ近隣ではどのような開発が進展していくのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

令和3年3月に策定しました那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくり方針を受け、現在策定中の那珂市総合計画後期基本計画にも記載予定であるとおり、「那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりについては、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指します。」としているところです。

インターチェンジ周辺地域は、ネットワーク路線であり交通結節点となるため、物流や倉庫といった拠点機能を持った開発や商業施設の立地が一般的だと思います。

ただ、現時点におきましては、どのような業種が那珂インターチェンジ周辺に興味を持っているかなど不透明な部分もありますので、進出する意向があり、パートナーとなり得る民

間事業者とつながることが重要だと思っております。まずは、業種の限定をせずに、那珂インターチェンジ周辺のにぎわいづくりや地域の活性化、雇用の創出に寄与できるような民間事業者との意見交換などを行い、ニーズを把握して個別の開発に結びつけたいと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） これは質問じゃないんですけれども、今、部長が言っていたパートナーとなり得るといふ、民間事業者とのつながりが重要であると、それから民間事業者との意見交換も行っていくと。これは、那珂市に対して魅力を感じているとか知っていくとかということをこれから話し合っていくということで、うんとかすんとかは構わないですけれども、そういうふうに私は解釈します。

次にまいります。

イオンのような全国展開する流通大手の勢力拡大によって、地場型小売業のシェアは縮小を続けております。本市では、イオン那珂ショッピングセンター寄居地区の開発が断念し、今後、日榮産業さんに承継するとの報告が7月26日の全員協議会でありました。このエリアは約17ヘクタール、東京ドーム約4個分、この広大な敷地のところを、物流センター、商業エリア、物流倉庫エリア、緑地エリアと分割して順次開発予定とのことですが、具体的な開発予定はどのようなものですか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

現在、市が得ている情報としましては7月26日の全員協議会でご報告した内容でございます。さらに踏み込んだ具体的な内容につきましては承知してございません。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 全員協議会のときには、今まで本市とイオンリテールは幾度となく協議を重ねてきたがと。開発を断念したことで、そこで関わりが終了したかどうかというのは、ちょっと意見は聞いていないですけれども、私はちょっとそれはどうかなということで質問はいたしません。ここでどうかなというふうに思っただけですので、次に続けさせていただきます。

本市でも道の駅計画があるわけですから、イオン開発計画地に単独での集客効果よりも、日榮産業さんと連携して相乗効果を図り、より多くの人に訪れてもらえる場所にしたいほうがいいのではないかと思います。こういう提案に対する市長の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

寄居地区のイオン那珂ショッピングセンターの立地断念という報告については、イオンというネームバリューもあり、大規模集客施設としての集客力や地元の雇用創出、周辺のにぎわいづくりなど大きな期待をしていただけない、地権者の皆様も同様かと思いますが、私も大

変残念に思っております。

しかしながら、承継される日榮産業様も、これまでに数多くの開発をされ、茨城県第4位の実績がある不動産開発事業者であると聞いておりますので、開発の早期の実現について期待をしているところであります。

この日榮産業様と連携することについては、手法の一つとしてあり得るかもしれませんが、不動産開発事業者の個別開発であるため、市としましては、法令にのっとって開発が順調に進めるように支援をしていきたい、そのように考えております。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） そうすると、今までのイオンのような大規模施設の進出ということの支援はされにくいと。分からないですけれども、私ははっきり聞いていない。

それで、私は今言っていた立地を何であそこを勧めるかということ、国道6号、349号、市毛線、それからバードラインの4車線化、インフラ整備はオーケーですよ。立地も非常にすばらしい。なぜすばしいかということ、あの後ろに、ひたちなか市の勝田という大消費地が控えているんですよ。あの部分はそれだけ大きい部分で、あそこに何か持っていだけで大成功間違いないということはもう誰の目を見ても明らかなんです。

ですから、日榮さんという方も、パートナーかどうか分かりませんが、那珂市とどうするかは私は知りませんが、せつかく市長は道の駅に政治生命をかけるというふうに意気込んでいるわけですから、絶対に成功させたいと思うんです。失敗はやっぱり許されないということで、非常にあそこはいい場所なんです、立地的にも。先ほど言いました。そういうところにあれすれば何をやっても大成功するということで、私はもうお勧めするということで、それで市長にこの前の全協のときに聞こうと思ったんですけれども、市長が不在だったもので聞けなかったんです。今回ここでやってぜひ聞きたいなということで意気込んで今、登壇したわけなんですけれども、ぜひちょっと聞かせてください、ご自分の意見ですみません。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時25分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 常総市は、道の駅プラス民間集客、アグリサイエンスバレー事業という全国的にも新しい形での集客の拠点を進めております。道の駅単独での集客よりも、隣接する民間集客施設、都市公園、観光農園までを集客ゾーンとして相乗効果を図り、より多

くの人に訪ねてもらおうとのことです。この連携を図ることで、最少の経費で最大の魅力を創出して集客効果を向上させるとのことです。

常総市は、道の駅を生かして稼げる地域を目指しております。那珂市では同業間の競争も激しくなると予想される中での道の駅建設計画、那珂市民の利益は何かをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

道の駅は、道路利用者の休憩施設として生まれたものですが、近年、「まち」の特産物や観光資源を生かして「ひと」を呼び込み、地域に「しごと」を生み出す中核的な存在となる可能性が高いことから、地方創生の拠点としても注目を集めています。

那珂市には、観光振興のランドマークと言える拠点がありません。道の駅を整備して認知度を上げ、交流人口を増やすことで「まち」も「ひと」も「しごと」も元気になり、ひいては、那珂市全体の活性化によって「住みよさプラス活力あふれる那珂市」の実現につながり、市民の利益に寄与できるものと考えておるところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） まちづくりの専門家が言うておりました。まちづくりには、その地域の歴史性、ストーリー性、何よりも地域のオリジナルが必要だと言うておりました。本市の道の駅にオリジナリティーはあるのですか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

道の駅の検討、調整状況につきましては、これまでも担当課である商工観光課から説明をしておりますが、後発であるからこそ差別化、オリジナリティーを図るべく、鋭意調査・研究をしているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 以前は、各地に点在する住民全てに同等なレベルのサービスを提供することが自治体の役目と考えておりました。しかし、車が1日数台しか通らない道の道路整備を行うような余裕は、もはやほとんどの自治体にはないのです。一部の人を切り捨てるという批判もあるでしょうが、でもお金がなければ、政府といえども、地方自治体といえども、できないことはできないのです。世界の最貧国の一つのハイチが日本並みの福祉を目指すといったところで、お金がないからできないというのと同じです。

今の日本の地方財政を考えたとき、まちの機能を中心部に集中させ、行政サービスを提供するというコンパクトシティ構想が今後ますます進むことが予想されますが、本市の構想を市長にお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

人口減少と少子高齢化は抜本的な解決策の見えない社会問題でございます。本市としましても、これからの那珂市を見据え、積極的に様々な施策に取り組んでまいります。

本市のまちづくりにおきましても、人口減少や少子高齢化社会に対応し、市民の生活機能を守るとともに、持続的に活力を保ち成長していくためには社会インフラを効率的に賢く使えるまちづくりを進めていく必要があります、その具体策としてコンパクトシティが求められているものと理解をいたしております。

市のコンパクトシティ構想としましては、令和3年度に、今後の社会・経済情勢の変化に対応した持続可能な集約型のまちづくりを目指すものとして、那珂市立地適正化計画を策定しております。20年という長期的な視点に基づき、市民生活に必須である都市機能や居住機能については緩やかに誘導して集積を図り、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるものといたしております。

立地適正化計画が目指すまちづくりの実現におきましては、行政だけではなく、市民の皆様、事業者の皆様、様々な方々のご理解とご協力を賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 地域経済活性化については終了させていただきます。

最後になります。今度はちょっと文化的な話をしていきたいと思います。

まず、観光資源の活用について、これをお話ししていきたいと思います。

市長は常々、那珂市を持続可能なまちにするためには、地域の活性化、にぎわいづくりも重要な課題だということを述べられております。地域活性化やにぎわいを創出するためには交流人口を増やすことが要因の一つであると考えられますが、その交流人口を増やすには、地域の観光資源を活用することが重要ではないかと考えております。

そこで、今現在、那珂市へ人々が足を運ぶきっかけとなっていると考えられる観光資源は何かお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂市には様々な観光資源があると考えられます。代表的なものとして、春には静峰ふるさと公園で開催されます八重桜まつり、夏にはなかL u c k y F M公園で開催される「なかひまわりフェスティバル」、秋には曲がり屋及び一の関ため池親水公園で開催されます月見の会、冬には白鳥の飛来します一の関ため池公園や古徳沼など、四季折々の観光資源があると考えております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 多くの人々に足を運んでいただくためには様々な工夫が必要になる

と思われます。現在、本市が取り組んでいます観光資源を活用するための方法などがあればお聞かせください。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

新型コロナの感染症の影響もございますけれども、感染症対策をしっかりと行った上で八重桜まつりや「なかひまわりフェスティバル」などのイベントを開催するほか、フィルムコミッションを活用しまして、広く観光資源としての魅力向上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 那珂市は、古い歴史を持ち、史跡や文化財など貴重な歴史遺産がありますが、これをあまり生かされていないと思います。案内板や説明板も不足で、市民にも存在が知られていないものが多くあります。そこで、本市の文化財や史跡の取組と方針について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市には、国や県の指定も含め、87件の指定文化財がございます。教育委員会では、文化財行政の基本的な方針として、文化財に対する市民の関心を高めるとともに、歴史民俗資料館において資料の収集・管理・保護・伝承に努めること、また、展示や広報等を通して理解の啓発に努めることとしております。また、観光振興の観点からは、第2次那珂市総合計画におきまして文化財を観光資源として活用する方針を掲げております。

文化財を広く周知する取組としましては、文化財ガイドの作成をはじめ、市公式ホームページや広報紙への掲載、歴史講演会や企画展の開催といった活動を通してPRに努めているところです。

しかしながら、文化財の活用が十分とは言えない状況は議員のご指摘のとおりと考えます。引き続き広報活動の充実に努めるとともに、先ほどご提案のあった案内板や説明板の設置、こちらにつきましても、所有者のご理解やご協力がいただけるかも含め、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今、時代の経過とともに、伝統行事もだんだんと省略されたり実施されなくなったりという傾向があります。また、各家庭に残っていた古文書等も、世代交代によって失われる危険性などもあります。こういった保存や研究については歴史民俗資料館もその任に当たっていると思います。さらに歴史的・文化的な遺産の掘り起こしを進め、まちの活性化とにぎわいの創出についてどう努めていくのかお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましても、歴史的な遺産が適切に管理されないまま、年々、文化財としての価値を失っていく状況が危惧されております。歴史民俗資料館では、掘り起こし、つまり発掘・発見・収集の活動とともに、価値の高いものは文化財指定を進めることで文化財の保全に努めております。

また、新たな歴史遺産の発見が地域の郷土愛の醸成やコミュニティの活性化につながるといった面は、議員のご指摘のとおりです。

一例を申しますと、昨年度、瓜連地区の素鷲神社から、大変価値のある歴史資料が15点発見されました。文化財指定の手続を経て、現在、資料館において企画展として展示されております。自分たちの地元から珍しいものが発見されたと関心が高く、多くの地域住民の方が来館しております。また、素鷲神社のほうにも見学者が来てくださっているとのことで、歴史資料の発見・保全が、観光資源として、また郷土理解のきっかけとして地域の活性化につながっている事例と考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、額田城址について伺ってまいります。

ご存じのとおり、額田城址は、中世の城郭として県下でも有数の文化財であり、那珂市民はもとより額田地区の住民にとりましても、郷土の誇りあるいは地域コミュニティのよりどころとして大変貴重な歴史資産となっております。

本年3月の市議会定例会の際には、教育委員会から本丸跡地の公有化のための予算が上程されるとともに、額田城址保存管理計画の改定を行ったと報告がなされたところでございます。これを踏まえ、額田城址の現状と今後の取組、さらには将来的な整備目標について伺ってまいります。

まず、額田城址の管理の現状についてお聞きします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

額田城跡につきましては、第2期額田城跡保存管理計画におきまして保存管理の基本理念を定めております。この理念に基づき、城跡の地権者、額田城跡保存会、額田地区まちづくり委員会など、地域コミュニティが主体となって保存管理に取り組んでおります。

また、那珂市との協働事業という観点から、管理に係る経費につきましては教育委員会において負担をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 昨年度中に本丸跡地の公有化が完了したものと認識しておりますが、

これにより今後の取組はどのように進めていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本年3月に本丸跡地の公有化が完了したことを踏まえ、今後は、保存管理計画に基づき年次的に取組を進めてまいります。本年度は、公有化した本丸跡地の試掘調査の実施に向けた準備を開始したところです。具体的には、5月に額田城跡調査指導委員会を設置いたしました。考古学や中世の城・館跡研究の専門家の助言の下、本年度中に本丸の試掘計画を策定いたします。

その後は、令和5年度から7年度までの3年間で試掘確認調査や植生調査を実施し、令和8年度に報告書をまとめます。報告書に基づき、第3期額田城跡保存管理計画を策定する予定になっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 5年後の学術調査の結果を待たなければならないと思いますが、教育委員会としては、額田城址の将来的な整備方針をどのように考えているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

保存管理計画では、将来像として歴史的な自然公園を目指すとしております。今後の試掘確認調査の状況を見ながら、計画の最終年である令和8年度に、第3期の保存管理計画を策定する段階で、改めて具体的な整備方針を検討・決定する考えでおります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 額田城址は本市を代表する貴重な歴史資産でございます。今後、適切な保存管理により後世に長く引き継がれるとともに、地域活性化のために有効活用されることを期待しております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告10番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第7号から第9号及び議案第42号から第50号までの以上12件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第7号から第9号までの以上3件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第42号から議案第50号までの以上9件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、文書管理システムに登載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されるよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

令和4年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月16日）

令和4年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月16日(金曜日)

- 日程第 1 議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
議案第48号 令和3年度那珂市水道事業会計決算の認定について
議案第49号 令和3年度那珂市下水道事業会計決算の認定について
議案第50号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算の認定について
請願第 2号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して子供を含む被収容者の解放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願
請願第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第 2 議案第51号 那珂市監査委員の選任について
日程第 3 議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任について
日程第 4 議案第53号 人権擁護委員の推薦について
日程第 5 議員派遣について
日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 原田陽子君

2番 小泉周司君

3番 小池正夫君

4番 萩谷俊行君

5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	勝村晃夫君	14番	武藤博光君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	大森信之君	市民生活部長	玉川一雄君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 局長	海老澤美彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐	三田寺裕臣君
書記	田村栄里君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

まず、開会に先立ちまして、今月5日に逝去されました故飛田良則総務部長のご冥福をお祈りし、ここに謹んで黙禱をささげたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙禱]

○議長（萩谷俊行君） 終わります。

ご着席をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたし
ます。

また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきますとと
もに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いいたし
ます。

以上、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

◎議案第42号～議案第50号及び請願第2号、請願第3号の各委員会

審査報告、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第42号から議案第50号までの以上9件及び請願2件

を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小泉周司委員長、登壇願います。

小泉委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小泉周司君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小泉周司君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例外4件です。

次に、結果でございます。

議案第42号、議案第43号及び議案第44号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第47号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第2号は、全会一致で趣旨採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第42号は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市の選挙においてもそれらの限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

議案第43号は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として、育児休業の取得回数制限の緩和等が令和4年10月から実施されることを受け、国家公務員との権衡を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第44号は、当委員会所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

議案第47号は、当委員会所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

請願第2号は、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して子供を含む被収容者の解放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書の提出を求めるものです。

委員からは、内容に賛同する意見が多く出されましたが、那珂市議会として、昨年12月に同様の趣旨の意見書を既に提出していること、また、今年3月の定例会においても、他団体から同様の請願があった際に、趣旨採択としたことを踏まえ、今回も趣旨採択とすべきものと決定し、意見書は提出しないことにいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。
小池正夫委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）外4件で
ございます。

次に、結果でございます。

議案第44号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第47号、第48号、第49号及び第50号は、全会一致で原案のとおり認定すべきもの
とする。

理由でございます。

議案第44号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第47号の当委員会所管の部分、第48号、第49号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第50号は、令和3年第4回定例会において、茨城北農業共済事務組合の解散及び解散
に伴う財産処分が議決され、同組合が解散したことに伴い、決算事務を継承した市において、
議会に認定を求めるものです。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
寺門委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第44号、第45号及び第46号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第47号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第3号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第44号及び第47号の当委員会所管の部分につきましては、特に問題なく妥当なものです。

議案第45号及び第46号については、特に問題なく妥当なものであります。

請願第3号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子供たちの豊かな学びを実現するため、計画的な教職員定数改善により少人数学級の推進と教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため、意見書の提出を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書案は別添のとおりであります。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第42号 那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）、議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決するべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から第46号の以上5件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 令和3年度那珂市水道事業会計決算の認定について、議案第49号 令和3年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、議案第50号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算の認定について、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第50号までの以上4件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して子供を含む被収容者の解放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号の委員長報告は趣旨採択とすべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は趣旨採択にすることに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案第51号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第51号をお開き願います。

議案第51号 那珂市監査委員の選任について。

氏名、城宝信保。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の城宝信保氏が令和4年9月26日をもって任期満了となることから、同氏を再任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 那珂市監査委員の選任について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第52号をお開き願います。

議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

檜山英夫、瀧塚祐之、猿田茂彦。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂地方公平委員会委員の3人が令和4年9月26日をもって任期満了となることから、新たに同委員を選任するに当たり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 那珂地方公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、議案第53号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第53号をお開き願います。

議案第53号 人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

西野則史、板橋幸子、勝山 衛。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、令和4年12月31日で任期満了を迎える西野則史氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また、新たに板橋幸子氏及び勝山 衛氏を人権擁護委員の候補者として、それぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（萩谷俊行君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに登載したとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに登載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第6、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで会期の変更について議題といたします。

今定例会では、最終日に、過半数の議員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり本会議を開けない場合に備え、会期を通常より2週間程度延長しておりましたが、本日全ての議事が終了しましたので、会期を変更し、本日をもって閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで市長からの発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和4年第3回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする12件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてをはじめとする議案等につきましてご審議をいただき、貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、十分配慮をしながら、引き続き効果的・効率的な市政運営を進めてまいります。

さて、先週の9日と10日になりますが、一の関ため池親水公園において、市観光協会が主催する「月見の会」が開催をされたところであります。基本的な感染対策をしっかりと講じた上での実施となりましたが、特に10日は天気にも恵まれ、仲秋の名月を楽しもうとたくさん家族連れでにぎわい、大盛況でございました。今後も各種イベントについては、感染状況を注視しながら開催方法を工夫し、経済活動との両立を図ってまいりたいと考えております。

また、こちらは私事ではございますが、先月25日の定例記者会見において、市長二期目の立候補を表明させていただきました。議員各位には、これからもご指導を賜って、発展する那珂市づくりのために邁進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

コロナ感染もまだまだ収まりません。市民生活も厳しい局面もありますけれども、これからも議員各位と協力をしながら、那珂市の安全・安心づくりのために取り組んでまいれる覚悟でございます。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） これにて令和4年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。18日間ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大和田 和 男

那珂市議会議員 勝 村 晃 夫

那珂市議会議員 武 藤 博 光